

550.6
SE 72
⑦

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

始



550.6
SE 72



社團
法人船舶改善協會事業史

發行所寄贈本



957
122

序

第一次歐洲大戰後、年を累ぬるに共に本邦海運業及
造船業の不況は愈深刻を加へつつ昭和年代に入りて
其の極に達し、何等かの救済策を講ずるの必要を痛感
せしむるの狀態となりしに鑑み、政府は造船業並に其
の補助工業たる中小工業の維持振興を圖るに共に他
面過剩船腹を整理して海運界の不況を克復し、然も新
式優良船の建造により、他日海外進出の素地を養ひ且
國防強化の一端たらしむる等、極めて複雑多岐なる目
途を藏して船舶改善助成施設を立案し、昭和七年八月
時局匡救の爲開會せられたる第六十三回帝國議會の

協賛を経て、同年十月より實施せられたり。之を第一次
船舶改善助成施設とす。
本協會は右施設を有效且適切に實施する爲、官民協
同の統制機關として其の實施を機とし昭和七年九月
設立を見たるものとす。而して第一次施設の成績顯著
なりしにより、政府は本協會の建議を採擇し、引續き昭
和十年度に於て第二次、昭和十一年度に於て第三次施
設を實施せられ、本協會は其の事務をも管掌せり、其の
間本協會は時局に對し緊切と認むる古船輸入防止、造
船資金の便宜促進、造船資材の廉價且迅速調達、遠洋航
海助成等に關し政府に獻策し、孰れも法規の制定、其の
他の方法に依り逐次適當なる施設を見たり。昭和十二

年に至り本協會當初の豫定存續期間の滿了せんことす
るに先たち、本協會は定款を改正し、獨り船舶改善助成
施設のみならず一般海事の發達を圖るを目的として
其の事業を繼續することなれり。次で本協會は第三
次施設に引續き第四次施設に付て畫策建議する處あ
りたるが、時恰も支那事變の勃發せるあり、船腹の需要
緊切なる情勢となりたるに鑑み、政府は建議の趣旨を
參酌し新造解體の一貫主義を中止し、代ふるに優秀船
の建造助成施設を實施せらるることとなりたり。更に
本協會は昭和十二年以來船舶建造原價を低廉ならし
め、本邦海運の對外競争力を増進し、優良船の多數建造
を容易ならしむる一根本方策として、平時標準船型の

選定事業を企圖し、選定したる標準型は、逓信省の承認を得て其の支持の下に、續々新造船の建造を見つたなりたる際大東亞戦争に入り、政府は船舶の急造を緊切なりと認められ、平時標準船型の設計を稍變更して戦時標準船型を計畫實施せらるるに至りたり。而して平時標準船型が戦時標準船型への移行に對し多大の貢獻を爲したる事實は本協會の竊に満足する所なり。要之、本協會は船主と造船業者とを主要構成分子とする關係上、其の目的の遂行に付ては自から此の兩者に共通利害ある問題を取上げ、政府と接衝して終始其の政策及實施に關し協力之れ努めたり。斯くて設立後十箇年の歲月を閲し、本協會の行ひたる事業は總て時

四

局に適切なりしのみならず、本邦海事の發達を圖るべき根本問題たりしものと認むるを以て、茲に本協會の事業及其の成果を記録し、以て後日の參考に資せんことを是れ敢て本事業史を編纂したる所以なり。

昭和十八年一月

社團法人船舶改善協會

凡例

- 一 本書は昭和七年本協會の設立當初より昭和十七年迄滿十年間に亘る沿革及機構竝に事業の梗概を記述したるものとす。
- 一 本書は前後二篇に別ち前篇には本協會の沿革及び機構を記し後篇には本協會の施行したる事業の経過及其の成果を述べたり。
- 一 本書記事中本協會の事業年度とは毎年四月一日より翌年三月末日に至る期間を示すものとす。
- 一 事業の記述及び之に關聯する數字にして時局關係上掲載を見合はしたるものあり。
- 一 本書に記載したる氏名には凡て敬稱を省略したり、關係各位の寛恕を乞ふ。

社団法人船舶改善協會事業史

目次

前篇 本協會の沿革及機構

第一章 本協會の沿革

第一節 起 源

第一項 設 立 者

第二項 定 款

第三項 設 立

第二節 本協會の目的及主要事業

第一項 本協會の目的

目次

一
一
二
三
六
八
八

第二項 本協會の主要事業……………九

第一 主要事業の決定……………九

第二 主要事業の擴充……………一〇

第三節 定款・規則類の制定及改正……………一一

第一項 定款の制定及改正……………一一

第一 定款の制定……………一一

第二 定款の改正……………一一

第三 社團法人船舶改善協會定款……………一五

第二項 規則類の制定及改正……………一八

第一 規則類の制定……………一八

一 社團法人船舶改善協會管理委員會規則……………一九

二 社團法人船舶改善協會會計規則……………二二

三 船舶改善助成金取扱規程……………二三

四 社團法人船舶改善協會旅費規程……………二三

第二章 本協會の機構……………一六

第一節 總會……………一六

第一項 通常總會……………一六

第二項 臨時總會……………一四

第二節 理事會……………一四

第三節 管理委員會……………一四

第四節 役員其他……………一六

第一項 役員…………… 六

 第一理事長…………… 六

 第二理事…………… 七

 第三常務理事…………… 七

 第四監事…………… 六

 第五管理委員…………… 六

第二項 其の他…………… 七

 第一名譽顧問…………… 七

 第二顧問…………… 七

 第三囑託及書記…………… 七

 一 囑託…………… 七

 二 書記…………… 七

 第四會員…………… 七

第三項 役員の計…………… 六

第三章 本協會の會計…………… 八

第一節 會計組織と勘定科目…………… 八

第二節 會計の成績…………… 八

 第一項 收支決算明細…………… 八

 第一 收 入…………… 八

 第二 支 出…………… 八

 第二項 收支決算及財産目録…………… 八

 第一 收 支 決 算…………… 八

 第二 昭和十六年度末現在財産目録…………… 八

第四章 本協會の解散…………… 八

後篇 本協會の事業

第一章 船舶改善助成施設…………… 九

第一節 概 説……………九一

第二節 第一次船舶改善助成施設……………九二

 第一項 船舶改善助成金の下付申請並其の支給は本協會經由たること……………九二

 第二項 第一次船舶改善助成費豫算議會條件……………九四

 第三項 第一次船舶改善助成金の交付に關する逕信省告示……………九五

第三節 第二次船舶改善助成施設……………一〇一

 第一項 第二次船舶改善助成施設に關する建議……………一〇一

 第二項 前項建議より第二次船舶改善助成施設實施に至る迄の經過……………一〇九

 第三項 第二次船舶改善助成費豫算議會條件……………一一四

 第四項 第二次船舶改善助成金の交付に關する逕信省告示……………一二五

第四節 第三次船舶改善助成施設……………一二三

 第一項 第三次船舶改善助成施設に關する建議……………一二三

 第二項 前項建議より第三次船舶改善助成費豫算計上に至る迄の經過……………一二八

 第三項 第三次船舶改善助成費豫算議會條件……………一三四

第四項 第三次船舶改善助成金の交付に關する逕信省告示……………一三五

第五節 第二次及第三次船舶改善助成施設に依る解體船の解體延期……………一四二

第六節 船舶改善助成施設の實績……………一四四

 第一項 昭和七年度實績（第一次船舶改善助成施設）……………一四四

 第二項 昭和八年度實績（第一次船舶改善助成施設）……………一四五

 第三項 昭和九年度實績（第一次船舶改善助成施設）……………一四六

 第四項 昭和十年度實績（第二次船舶改善助成施設）……………一四七

 第五項 昭和十一年度實績（第三次船舶改善助成施設）……………一四九

 第六項 昭和十二年度實績（第三次船舶改善助成施設）……………一五〇

第七節 海運國策……………一五二

 第一項 第四次船舶改善助成施設に關する建議……………一五二

 第二項 前項建議より海運國策豫算成立に至る迄の經過……………一五九

 第三項 海運國策の意義……………一五九

 第四項 優秀船舶建造助成施設……………一五五

目次……………七

第一 優秀船舶建造助成金豫算議會條件……………一七

第二 優秀船舶建造助成金交付に關する逕信省告示……………一八

第五項 遠洋航海助成施設……………一八

第一 遠洋航海助成金豫算議會條件……………一七

第二 遠洋航海助成金交付に關する逕信省告示……………一八

第六項 船舶金融施設……………一九

第一 造船資金貸付補給及損失補償議會條件……………一九

第二 船舶建造融資補給及損失補償法……………一九

第三 船舶建造融資補給及損失補償法施行期日の件……………一九

第四 船舶建造融資補給及損失補償法施行令……………一九

第五 船舶建造融資補給及損失補償法施行規則……………一九

第六 船舶建造融資補給及損失補償法第一條の契約を爲さんとする者の申請書提出方の件……………一九

第七 船舶建造融資補給及損失補償法第一條の契約を爲したる金融機關に關する件……………一九

附 表

第一號 第一次船舶改善助成施設に依る代船(新造船)主要件名表……………一〇一

第二號 第二次船舶改善助成施設に依る代船(新造船)主要件名表……………一〇三

第三號 第三次船舶改善助成施設に依る代船(新造船)主要件名表……………一〇四

第四號 第一次船舶改善助成施設に依る解體船主要件名表……………一〇六

第五號 第二次船舶改善助成施設に依る解體船主要件名表……………一〇七

第六號 第三次船舶改善助成施設に依る解體船主要件名表……………一〇八

第二章 造船用鋼材其他造船用資材問題……………一〇五

第一節 船舶改善助成施設に依る造船用鋼材の調達……………一〇五

第一項 第一次船舶改善助成施設に依る造船用鋼材の價格に關する建議……………一〇六

第二項 第一次船舶改善助成施設に依る造船用鋼材調達に關する協定……………一〇八

第一 昭和八年下半年分助成建造船用鋼材に關する協定事項……………一〇八

一 日本厚板共同販賣組合との協定事項……………一〇九

二 製鐵所との協定事項……………一〇九

第二 昭和九年上半期分助成建造船用鋼材に關する協定事項……………一一〇

一 日本厚板共同販賣組合との協定事項……………二一九

二 製鐵所との協定事項……………二三三

三 中型山形鋼共同販賣組合との協定事項……………二三三

第三 昭和九年下半年分助成建造船用鋼材に關する協定事項……………二三三

一 日本厚板共同販賣組合との協定事項……………二三三

二 日本製鐵株式會社との協定事項……………二三三

三 中型山形鋼共同販賣組合との協定事項……………二三四

第四 第一次船舶改善助成施設に依る造船用鋼材配給調……………二三五

第三項 第二次船舶改善助成施設に依る造船用鋼材調達に關する協定……………二三七

第二次船舶改善助成施設に依る造船用鋼材に關する造船聯合會と日本厚板共同販賣組合との協定事項……………二三七

一 價 格……………二三七

二 各社配給數量……………二三九

第四項 第三次船舶改善助成施設に依る造船用鋼材調達に關する協定……………二三〇

第三次船舶改善助成施設に依る造船用鋼材に關する造船聯合會と日本厚板

及中型山形鋼共同販賣組合との協定事項……………二三〇

一 價 格……………二三〇

二 各社配給數量……………二三一

第二節 造船用鋼材其他造船用資材の配給・價格(含新造船價)・輸入・運賃問題……………二三三

第一項 造船用鋼材配給方促進に關する建議……………二三三

第二項 昭和十三年度に於ける事情……………二三六

第三項 昭和十四年度に於ける事情……………二三六

第一 造船用鋼材其他資材の配給に關する件……………二三六

第二 造船用鋼材及新造船の價格引上問題(其の一)……………二三九

第三 造船用鋼材及新造船の價格引上問題(其の二)……………二四二

第四 外國よりの造船注文の引受・現存船舶の輸出又は本邦船舶の海外進出に依り獲得する外貨を以て造船資材の輸入に充て是に由り新船建造促進を圖るの件……………二四三

第五 船腹擴充對策に關する建議……………二四四

第四項 昭和十五年度に於ける事情……………二四九

第一 造船用鋼材及新造船の價格引上問題（其の三）……………二五九
 —價格等統制令の規定に依る造船價格引上許可—
 第二 造船用鋼材及新造船の價格引上問題（其の四）……………二五九
 第三 造船用鋼材價格の特別割引に關する陳情……………二五七
 第四 製鐵原材料及製品の運賃引上防止方に關する日本鐵鋼聯合會よりの申越問題……………二六〇
 第五 造船用資材の配給並輸入問題……………二六一
 第五項 昭和十六年度に於ける事情……………二六二
 第一 昭和十六年度上半期に於ける討議項目……………二六三
 第二 昭和十六年度下半期に於ける討議項目……………二六五
 第三節 製鐵獎勵金制度存續問題……………二六五
 第一項 造船用鋼材に對する製鐵獎勵金制度存續に關する建議（其の一）……………二七〇
 第二項 造船用鋼材に對する製鐵獎勵金制度存續に關する建議（其の二）……………二七四

第三章 造船資金問題……………

第一節 概 説……………二七四
 第一項 船舶改善助成計畫に依る造船資金貸付條件の緩和に關する建議……………二七五
 第二項 政府の利子補給に依り貸出しつつある造船資金増額方に關する陳情……………二八三
 第三項 造船用貸付資金増額方に關する建議……………二八五
 第二節 船舶建造融資補給及損失補償法の成立……………二八七
 第四章 運航用古船輸入防止並解體用輸入船課税問題……………二八七
 第一節 運航用古船輸入防止問題……………二八七
 第一項 運航用古船輸入防止問題の經過……………二八八
 第二項 運航用古船輸入防止に關する建議……………二九三
 第三項 内地・朝鮮・關東州・臺灣船舶輸入許可規則……………二九二
 第一 船舶輸入許可規則（遞信省令）……………二九四
 第二 船舶輸入許可規則（朝鮮總督府令）……………二九六
 第三 船舶輸入許可規則（關東廳令）……………二九六

第四 船舶輸入許可に關する件(臺灣總督府令).....二九六

第二節 解體用輸入船課税問題.....二九六

第一項 解體用輸入船に對する課税問題の經過.....二九八

第二項 解體用輸入船に對する課税に關する建議.....三〇〇

第五章 一般問題.....三〇三

第一節 近海用貨物汽船建造獎勵問題.....三〇三

第二節 船價償却年限短縮問題.....三〇五

第三節 造船順位決定問題.....三〇九

第四節 船舶修繕の促進問題.....三二二

第五節 就業時間の延長問題.....三二三

第六章 標準船型の選定.....三二五

第一節 標準船型選定の經過.....三二五

第一項 總 說.....三五

第二項 本協會に於て標準船型選定事業を起すに至りたる起因.....三七

第三項 造船聯合會より提出の標準船型選定に關する意見書.....三八

第四項 標準船型選定準備委員會の組織及該委員會答申書.....三三

第五項 標準船型選定專門委員會及同實行委員會の組織.....三四

第六項 六種の不定期貨物船標準船型の決定.....三四

第七項 遞信省標準船型選定協議會に於ける本協會標準船型の承認.....三四七

第八項 H、L型標準船型の追加及C、D、H型船用往復動主汽機の標準型選定.....三五二

第九項 標準船圖書分讓手数料規程の制定.....三五四

第十項 標準型船圖書分讓手数料收入.....三五四

第二節 標準船型選定專門委員會經過概要.....三五六

第一項 第一回專門委員會.....三五八

第二項 第二回專門委員會.....三六一

第三項 第三回專門委員會.....三六四

目次.....一五

第四項 第四回専門委員会……………三三三

第五項 第五回専門委員会……………三七六

第六項 第六回専門委員会……………三九七

第七項 第七回専門委員会……………三八八

第八項 第八回専門委員会……………三九一

第九項 第九回専門委員会……………四〇五

第十項 第九回専門委員会後の状況……………四〇八

第七章 海事金融機關設置問題……………四〇九

第一節 概 説……………四〇九

第一項 海事金融機關設置に關する建議……………四〇九

第二項 日本海事銀行設立趣意書……………四一四

第二節 日本海事銀行設立計畫案……………四一三

第一項 日本海事銀行設立計畫要綱……………四一三

第二項 日本海事銀行法案……………四一五

第三項 株式會社日本海事銀行定款案……………四三二

第四項 海事金融取扱要綱……………四四三

第五項 日本海事銀行設立目論見書……………四四六

編纂後記……………四九六

第一 船舶改善助成施設實施直前に於ける本邦海運、造船兩業界の不況情態……………四九七

第二 時局匡救對策としての船舶改善助成施設並船舶改善協會の創設……………四九七

目次終

社團法人船舶改善協會事業史

前篇 本協會の沿革及機構

第一章 本協會の沿革

第一節 起 源



第一次世界大戰後列國は關稅障壁を高くし、自給自足の政策を執り、物資の交流梗塞し、世界海運界は年は追ふて衰頽に趣き、本邦船舶も亦己むなく遠洋より近海に集中したり。斯くて昭和五、六年に於ける本邦船腹は過剩甚しく繁船織出すると同時に新造注文杜絶し、海運及造船兩業は極度の維持難に陥りたるを以て、之が救済策を講ずるの必要痛感せらるるに至りたるに鑑み、政府は船腹の整理と優良船の建造とを併行せしむべき一舉兩得の目途を藏して昭和七年八月開會の第六十三回帝國議會（臨時議會）に於て時局匡救對策の一として船舶改善助成施設豫算を提出し其の協賛を得たり、之を第一次船舶改善助成施設と稱す。

右船舶改善助成施設は本邦老齡船の解體を條件とし内地造船所に於て船舶を建造する者に對し、建造船舶總噸數二十萬噸を限り、昭和七年度以降三箇年度間に總金額千百萬圓以内の助成金を交付せらるるものなり。而して該施

設を有効且適切に實施する爲、政府勸奨の下に適當なる統制機關を設け之を公益法人の組織となすことに定められたること起因し、茲に本協會の設立を見るに至れるものなり（船舶改善助成施設政府豫算成立當時の経緯に付ては編纂後記参照）。

第一項 設立者

當時社團法人日本船主協會會員たる船主及造船聯合會會員たる造船業者計十五名設立者と爲り、社團法人船舶改善協會定款を作成し、昭和七年九月二十一日附を以て其の設立許可を逓信大臣に申請したり。

社團法人船舶改善協會設立者氏名

石田 貞二	大谷 登	川村 貞次郎	谷口 茂雄
村田 省藏	野村 治一良	黒川 新次郎	山本 源吉
安田 繁三郎	佐藤 國一	(以上船主側)	
今岡 純一郎	濱田 彪	陰山 金四郎	松尾 忠二郎
目良 恒	(以上造船業者側)		

尙設立當時の定款第二十一條に由り本協會設立後最初の理事及監事として設立者に於て指名したる氏名左の如し

理事長 川村 貞次郎	同	黒川 新次郎
理事 今岡 純一郎	同	
常務理事 波多野 保二		
監事 陰山 金四郎	同	山本 源吉
同 安田 繁三郎		

第二項 定 款

設立申請に當り作成して設立の許可を受けたる定款左の如し（改正定款は本章第三節第一項第三參照）。

社團法人船舶改善協會定款

（昭和七年九月二十六日實施）

第一章 總 則

第一條 本會ハ船舶改善協會ト稱シ事務所ヲ東京市ニ置ク

第二條 本會ハ本邦船舶ノ素質ヲ改善スル爲老齡船ノ解體及其ノ代船ノ建造ヲ圓滑ナラシムルヲ以テ目的トシ之ニ必要ナル事業ヲ行フ

第二章 會 員

第一章 本協會の沿革

第一節 起 源

四

第三條 本會ハ社團法人日本船主協會々員タル船主及造船聯合會々員タル造船業者ヲ以テ之ヲ組織ス
前項ニ掲クル船主及造船業者以外ノ者ト雖總會ノ決議ニ依リ之ヲ會員ト爲スコトヲ得

第四條 會員ニシテ本會ノ目的ニ背馳スル行爲アリタルトキハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ除名スルコトヲ得

第三章 資 産

第五條 本會ノ資産ハ會員ノ出資金、手數料、寄附金及其ノ他ノ收入ヲ以テ組成ス

前項ノ手數料ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

第六條 本會ノ事業年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル但シ初年度ハ本會設立ノ日ヲ以テ始ル

第四章 役 員

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

理事	三 名 (内一名ヲ理事長トス)
常務理事	一 名
監 事	三 名
管理委員	十六名

第八條 本會ニ顧問若干名ヲ置クコトヲ得

第九條 理事及監事ハ總會ニ於テ會員中ヨリ之ヲ選任シ理事長ハ理事ノ互選ニ依リ之ヲ定ム

常務理事、管理委員及顧問ハ理事會ノ決議ヲ經テ理事長之ヲ任命又ハ囑託ス

理事及常務理事ハ管理委員トナル

第十條 理事長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統轄ス

理事長ハ總會、理事會及管理委員會ヲ招集シ之カ議長ト爲ル

常務理事ハ會ノ常務ヲ司ル

第十一條 理事、監事及管理委員ノ任期ハ三箇年トス但シ再任ヲ妨ケス常務理事ノ任期ハ理事會ニ於テ決定ス

第十二條 役員ニ變更アリタル場合ハ後任者ノ就任スル迄前任者ニ於テ其ノ職務ヲ行フモノトス

第十三條 本會ニ書記若干名ヲ置キ理事長之ヲ任免ス

第五章 會 議

第十四條 通常總會ハ毎年一回之ヲ開キ會務報告ノ承認並役員ヨリ提出セラレタル議案ヲ議決ス

理事長必要アリト認ムルトキハ臨時總會ヲ開クコトヲ得

第十五條 總會ノ招集ハ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ記載シタル書面ヲ以テ開會ノ日ヨリ一週間前ニ之ヲ會

員ニ通知スルモノトス

第十六條 管理委員會ハ重要ナル事項ヲ議決スル爲必要アル毎ニ之ヲ開ク

第十七條 總會、理事會及管理委員會ノ決議ハ出席者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ル事ヲ要ス

第一章 本協會の沿革

五

第一節 起 源

第六章 解 散

第十八條 本會ノ存續期間ハ設立許可ノ日ヨリ五箇年間トス但シ總會員三分ノ二以上ノ議決ニ依リ更ニ存續セシムルコトヲ得

第十九條 解散ノ場合ニ於ケル殘餘財産ノ處分方法ハ管理委員會ニ於テ之ヲ定ム

第七章 補 則

第二十條 本會ノ事業施行ニ必要ナル細則ハ管理委員會ニ於テ之ヲ定ム

第二十一條 本會設立後最初ノ理事及監事ハ設立者之ヲ指名ス

第三項 設 立

昭和七年九月二十六日附を以て左記の通り設立許可指令せられ茲に社團法人船舶改善協會は成立したるを以て、同年十月八日東京區裁判所に法定の登記申請を爲し、同年十月十二日附を以て設立登記を完了せり。

設立許可指令

海第三七二號 昭和七年九月廿六日

東京 逓 信 局 長

今 岡 純 一 郎

外 十 四 名 股

船舶改善協會設立許可申請ノ件

右件ニ關シ本月廿一日附申請ノ處今般別紙ノ通り許可相成候條請書提出相成度

追テ定款第十七條ノ規定ハ總會ノ決議方法ニ付委任狀ニ依ル代理人ノ票決ヲ否認スルモノニテサレサル趣旨ニテ許可セラレタル義ニ付了知相成度

船第一四二七號

社團法人船舶改善協會設立者

今 岡 純 一 郎

外 十 四 名

昭和七年九月廿一日附申請社團法人船舶改善協會設立ノ件許可ス

但シ別紙記載ノ通り心得ヘシ

昭和七年九月廿六日

逓信大臣 南 弘

- 一 業務開始前資産及會計ニ關スル規則ヲ設ケ逓信大臣ノ認可ヲ受クヘキコト
- 二 役員ノ選任並役員ノ報酬及手當ノ額ニ付テハ逓信大臣ノ認可ヲ受クヘキコト

第一章 本協會の沿革

第二節 本協會の目的及主要事業

- 三 出張所ヲ設置シ又ハ借入金ヲ爲サントスルトキハ豫メ逓信大臣ノ認可ヲ受クヘキコト
- 四 收支剩餘金ヲ處分セントスルトキハ逓信大臣ノ許可ヲ受クヘキコト
- 五 管理委員會ニ關スル規則其ノ他ノ規程類ハ逓信大臣ニ届出ツヘキコト
- 六 事業期毎ニ前期ノ事業成績及收支決算並前期末ニ於ケル財産目錄ヲ逓信大臣ニ提出スヘキコト
- 七 逓信大臣ハ業務又ハ會計ニ關シ其ノ狀況ノ報告ヲ命シ當該官吏ヲシテ之ヲ監査セシメ又ハ必要ナル命令ヲ爲スコトアルヘキコト

八

第二節 本協會の目的及主要事業

第一項 本協會の目的

設立當時に於ける本協會の目的は政府の船舶改善助成施設の圓滿遂行を期するに在りて設立當時の定款第二條に次の通り規定せられたり。

本會ハ本邦船舶ノ素質改善スル爲老齡船ノ解體及其ノ代船ノ建造ヲ圓滑ナラシムルヲ以テ目的トシ之ニ必要ナル事業ヲ行フ

然るに昭和十二年度以降に於ける政府の海運國策は従前に比し、一層廣汎にして且積極的となりたるを以て本協

會に於ても亦之に順應して目的及業務を擴張し、以て一層本邦海事の發展に資せむが爲、昭和十二年五月十二日定款中目的の項を次の通改正したり。

本會ハ本邦船舶ノ素質改善其ノ他海事ノ發達ヲ圖ルヲ以テ目的トシ之ニ必要ナル事業ヲ行フ（昭和十二年五月十

二日改正定款第二條參照）

第二項 本協會の主要事業

定款の規定する目的達成の爲本協會の取扱ふべき主要事業は昭和七年九月本協會設立の際左の通り（本項第一參照）決定せられたるが、昭和十二年五月十二日定款變更に因る本協會の目的の範圍の擴充に伴ひ本協會の行ふべき主要事業の範圍も亦擴充するの要を生じたるを以て、更に左の通り（本項第二參照）追加決定を見るに至り改正定款と同時に之を施行したり。

第一 主要事業の決定

社團法人船舶改善協會は左の事業を行ふものとす（昭和七年九月二十七日第一回管理委員會議決）

- 一 解體船及新造船の需給、調整並船主及造船業者間に於ける斡旋
- 二 毎年度に於ける助成施設の實施に關する計畫の作成並其の周知
- 三 解體及新造の順位の決定

第一章 本協會の沿革

九

第二節 本協會の目的及主要事業

- 四 解体船主、新造船主、造船業者間に於ける各種契約書に對する證明書の發給
- 五 船主の委任に依り國庫補助金の交付申請及受領の手續
- 六 解体船主及新造船主間に於ける補助金の配分
- 七 國庫補助條件履行の督勵
- 八 製鐵業者解体業者其他との團體的交渉
- 九 外國船の輸入防遏
- 一〇 新造船及解体船の價格の調節
- 一一 造船資金の調達に關する斡旋
- 一二 解体船の資格の調査
- 一三 其他本會の目的達成の爲必要なる事業

第二 主要事業の擴充

社團法人船舶改善協會は昭和七年九月二十七日第一回管理委員會に於て決議したる事業の外左の事業を行ふものとす(昭和十二年三月十七日第四十四回管理委員會議決)

- 一 船舶の素質改善に關する事項
- 二 海運業、造船業及之に關する諸事業間に於ける聯絡協調に關する事項

- 三 海事金融に關する事項
- 四 對外航權の伸長に關する事項

第三節 定款・規則類の制定及改正

第一項 定款の制定及改正

第一 定款の制定

本協會定款は既述の如く制定せられしが(本章第一節第二項參照)、其の後三回に亘り改正せられたり。

第二 定款の改正

第一回改正

昭和十二年四月二十八日第五回通常總會に於て左記の通「定款中改正の件」を決議し、昭和十二年五月十二日逋信大臣の認可を受けて即日實施せられたり。

第一條 中「本會ハ」ノ下ニ「社團法人」ヲ加フ

第二條 本會ハ本邦船舶ノ素質改善其ノ他海事ノ發達ヲ圖ルヲ以テ目的トシ之ニ必要ナル事業ヲ行フ

第三條 第一項ヲ左ノ如ク改ム

第一章 本協會の沿革

第三節 定款・規則類の制定及改正

一二

本會ハ社團法人日本船主協會々員タル船主及社團法人造船聯合會々員タル造船業者ヲ以テ之ヲ組織ス
同條ニ左ノ一項ヲ加フ

第九條第二項ノ規定ニ依リ理事長ノ任命シタル管理委員ハ之ヲ會員トス

第五條 本會ノ資産ハ會員ノ出資金、會費、手数料、寄附金及其ノ他ノ收入ヲ以テ之ヲ組成ス

前項ノ會費及手数料ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

第七條中「十六名」ヲ「二十五名以内」ニ改ム

第十一條中ニ左ノ一項ヲ加フ

補充ノ爲就任シタル理事、監事又ハ管理委員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十八條ヲ削除シ以下各條ヲ順次繰上グ

理由

- 改正の各條項に就ては特に詳細説明を要せざるも第二條及第五條の改正に付き其の理由を説明すれば左の如し
- 一 第二條 現行定款に於ては本協會は本邦船舶の素質を改善する爲老齡船の解體及其の代船の建造を円滑ならしむるを以て目的とし、之に必要な事業を行ふことに定められ、以て昭和七年十月以來實施せられたる船舶改善助成施設の圓滿遂行を期したるものなり、然る所昭和十二年度以降に於ける政府の海運國策は、相當「廣汎に亘る海運造船政策を包含するものなるを以て本協會に於ても之に順應して本邦海事の發展に寄與せん

が爲、定款を改正して目的の範圍を廣むると共に、其の他の條項にも修正を加へ將來一層其の機能を發揮せむことを期するの要あるに因る。

二 第五條 今回の改正に依れば其の第五條に於て

本會ノ資産ハ會員ノ出資金、會費、手数料、寄附金及其ノ他ノ收入ヲ以テ之ヲ組成ス

前項ノ會費及手数料ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

と規定し、新に「會費」なる文字を加へたり、元來本協會は出資金及手数料収入を以て財源となし、以て其の經費を支辨し來りたるも、船舶改善助成施設の完了と共に手数料収入は皆無となるを以て爾後の維持費に付協議したる結果、今後に於ける本協會の經費は本協會の母體たる日本船主協會及造船聯合會に於て必要に應じ會費として之を醸出する事に兩協會の承認を得たるに由り、前記の通第五條第一項に於て其の旨規定したるものとす。而して其の會費額及醸出時期等を定むるに付ては船舶改善協會會計規則を必要に應じて適宜改正する事とし、其の趣旨に依り第五條第二項にも新に會費なる文字を加へたるものとす（本節第二項第二ノ二参照）。

第二回改正

昭和十五年五月十七日第八回通常總會に於て左記の通り「定款改正の件」を決議し、昭和十五年六月十三日逕信大臣の認可を受け即日實施したり。

第三條中「社團法人日本船主協會」ヲ「日本海運協會」ニ改ム

第一章 本協會の沿革

一三

第七條中「二十五名以内」ヲ「二十六名以内」ニ改ム

理由

社団法人日本船主協會は昭和十五年五月十四日其の機構を改正して海運組合法に依る法人となり名稱を日本海運協會と改めたるに由り、本協會定款に於ても其の通名稱を改めむとするものなり。

又第七條中「二十五名以内」とあるは管理委員の定員を規定したるものなる所、曩に國策會社として新に東亞海運株式會社の設立を見たるに由り、同社代表者を管理委員に追加する爲、之を「二十六名以内」に改め一名を増員せむとするものなり。

第三回改正

昭和十六年三月二十四日臨時總會に於て左記の通「定款中改正の件」を決議し、昭和十六年四月十一日逓信大臣の認可を受け即日實施したり。

第三條中「社団法人造船聯合會」ヲ「造船組合造船聯合會」ニ改ム

第七條中「三名」ヲ「四名」ニ、「二十六名」ヲ「二十七名」ニ改ム

理由

社団法人造船聯合會は昭和十五年七月一日其の機構を改正して造船事業法に依る法人となり、名稱を造船組合造船聯合會と改めたるに由り、本協會定款に於ても其の通り名稱を改めむとするものなり。

又第七條中「三名」とあるは理事の定員を規定したるものなる所、今回逓信次官を理事並理事長に推薦することとなりたるに由り一名を増員して「四名」に改めむとするものなり、尙又「二十六名」とあるは管理委員の定員を規定したるものなる所、理事一名増員の結果、理事は定款の規定に依り當然管理委員となるに付管理委員も亦一名を増員し「二十七名」と爲さむとするものなり。

第三 社団法人船舶改善協會定款

社団法人船舶改善協會定款

昭和七年九月二十一日制定
昭和十二年五月十二日改正
昭和十五年六月十三日改正
昭和十六年四月十一日改正

第一章 總 則

第一條 本會ハ社団法人船舶改善協會ト稱シ事務所ヲ東京市ニ置ク

第二條 本會ハ本邦船舶ノ素質改善其ノ他海事ノ發達ヲ圖ルヲ以テ目的トシ之ニ必要ナル事業ヲ行フ

第二章 會 員

第三條 本會ハ日本海運協會々員タル船主及造船組合造船聯合會々員タル造船業者ヲ以テ之ヲ組織ス

前項ニ掲クル船主及造船業者以外ノ者ト雖總會ノ決議ニ依リ之ヲ會員ト爲スコトヲ得

第九條第二項ノ規定ニ依リ理事長ノ任命シタル管理委員ハ之ヲ會員トス

第四條 會員ニシテ本會ノ目的ニ背馳スル行爲アリタルトキハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ除名スルコトヲ得

第一章 本協會の沿革

第三章 資 産

第五條 本會ノ資産ハ會員ノ出資金、會費、手数料、寄附金及其ノ他ノ收入ヲ以テ之ヲ組成ス。
前項ノ會費及手数料ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

第六條 本會ノ事業年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル但シ初年度ハ本會設立ノ日ヲ以テ始ル

第四章 役 員

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

理 事 四名(内一名ヲ理事長トス)

常務理事 一名

監 事 三名

管理委員 二十七名以内

第八條 本會ニ顧問若干名ヲ置クコトヲ得

第九條 理事及監事ハ總會ニ於テ會員中ヨリ之ヲ選任シ理事長ハ理事ノ互選ニ依リ之ヲ定ム

常務理事、管理委員及顧問ハ理事會ノ決議ヲ經テ理事長之ヲ任命又ハ囑託ス

理事及常務理事ハ管理委員ト爲ル

第十條 理事長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統轄ス

理事長ハ總會理事會及管理委員會ヲ招集シ之カ議長ト爲ル

常務理事ハ會ノ常務ヲ司ル

第十一條 理事、監事及管理委員ノ任期ハ三箇年トス但シ再任ヲ妨ケス常務理事ノ任期ハ理事會ニ於テ決定ス
補充ノ爲就任シタル理事、監事又ハ管理委員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十二條 役員ニ變更アリタル場合ハ後任者ノ就任スル迄前任者ニ於テ其ノ職務ヲ行フモノトス

第十三條 本會ニ書記若干名ヲ置キ理事長之ヲ任免ス

第五章 會 議

第十四條 通常總會ハ毎年一回之ヲ開キ會務報告ノ承認並役員ヨリ提出セラレタル議案ヲ議決ス
理事長必要アリト認ムルトキハ臨時總會ヲ開クコトヲ得

第十五條 總會ノ招集ハ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ記載シタル書面ヲ以テ開會ノ日ヨリ一週間前ニ之ヲ會
員ニ通知スルモノトス

第十六條 管理委員會ハ重要ナル事項ヲ議決スル爲必要アル毎ニ之ヲ開ク

第十七條 總會、理事會及管理委員會ノ決議ハ出席者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ル事ヲ要ス

第六章 解 散

第十八條 解散ノ場合ニ於ケル殘餘財産ノ處分方法ハ管理委員會ニ於テ之ヲ定ム

第七章 補 則

第十九條 本會ノ事業施行ニ必要ナル細則ハ管理委員會ニ於テ之ヲ定ム

第二十條 本會設立後最初ノ理事及監事ハ設立者之ヲ指名ス

第二項 規則類の制定及改正

第一 規則類の制定

本協會に於て制定したる規則類は左の通にして、何れも管理委員會の議決を経て直に之を逓信大臣に届出でたり
(本章第一節第三項申設立許可指令條件五參照)。

- 一 社團法人船舶改善協會管理委員會規則
 - 二 社團法人船舶改善協會會計規則
 - 三 船舶改善助成金取扱規程
 - 四 社團法人船舶改善協會旅費規程
 - 五 標準型船圖書分讓手数料規程
- 因に標準型船圖書分讓手数料規程の制定に關する経緯は次の如し。
本協會に於ては標準船型選定に關し昭和十二年六月以來審議を進め、昭和十四年三月開會の管理委員會に於て六

種の標準船型を決定し、同年四月上旬逓信省の採擇承認を経るに至りたるが、此の間關係官廳を始め主要造船所並に本協會の勞力手数は實に多大なるものありたると共に他方相當多額の經費を支出したり。依て其の經費の一部を補充し且今後の繼續調査に備ふる爲、標準型船圖書分讓に對し多少の手数料を徴收し可然との豫てよりの管理委員會の意見に依り、専門委員會並に實行委員會の意向を參酌し、標準型船圖書分讓手数料規程案を作成し、昭和十五年一月開會の管理委員會に之を附議したり。

管理委員會に於ては原案に付審議したる結果、一部修正の上之を可決し尙字句の整理は理事會に一任することに決定したり。

依て理事會に於て更に詳細審議の上、字句の整理を行ひ、昭和十五年二月一日附を以て別記の通決定し實施したり(本項五參照)。

一、社團法人船舶改善協會管理委員會規則

昭和七年九月二十六日實施	昭和十二年五月十二日改正
昭和十二年六月十三日改正	昭和十四年八月十六日改正
昭和十四年六月十三日改正	昭和十五年六月十三日改正

第一條 管理委員會ハ定款及本則ノ規定ニ依リ本協會ノ重要ナル事項ヲ審議ス

第二條 管理委員會ハ理事、常務理事及左ノ者ヲ以テ之ヲ組織ス

第一章 本協會の沿革

船主側

十一名

造船業者側

七名

定款ノ規定ニ依リ理事長ノ囑託シタル者 四名

第三條 理事長ハ管理委員會ヲ招集シ之カ議長トナル

第四條 管理委員會ニ幹事ヲ置ク

幹事ハ常務理事ヲ以テ之ニ充テ管理委員會ノ事務ヲ處理ス

第五條 管理委員會ハ毎月一回之ヲ開ク但シ理事長必要ナシト認ムルトキハ開會セサルコトヲ得

理事長必要アリト認ムルトキハ臨時委員會ヲ開クコトヲ得

第五條ノ二 理事長必要アリト認ムルトキハ管理委員會ノ決議ヲ經テ管理委員會中ヨリ特別委員ヲ選任シ又ハ學識經

驗アル者ニ之ヲ囑託スルコトヲ得

前項規定ニ依リ管理委員會中ヨリ選任セラレタル特別委員ハ理事長ノ承認ヲ經テ其ノ代理人ヲ指定スル事ヲ妨ケテ

第六條 管理委員會ノ招集ハ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ記載シタル書面ヲ以テ開會ノ日ヨリ成ルヘク五日

前ニ之ヲ委員ニ通知スルモノトス

第七條 管理委員會ハ委員ノ二分ノ一以上出席スルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス

第八條 管理委員會ノ決議ハ出席者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第九條 監事ハ管理委員會ニ出席スルコトヲ得

附 則

本規定ハ本協會設立許可ノ日ヨリ之ヲ適用ス

二、社団法人船舶改善協會會計規則

(昭和七年十月一日實施) (昭和十三年九月二十一日改正)

第一條 本協會ノ金錢及物品ノ出納ハ本規則ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本協會ノ會計年度ハ本協會ノ事業年度ニ依ル

第三條 會員ノ出資金、會費、手数料、寄附金其ノ他一切ノ收納金ヲ以テ收入トシ本會ノ負擔ニ屬スヘキ一切ノ費

用ヲ以テ支出トス

第四條 金錢及物品ノ收支ニ關スル科目ハ科目表ノ定ムル所ニ依ル

第五條 金錢及物品ノ出納所屬年度ハ現ニ出納ヲ爲シタル日ノ屬スル年度ニ依ル

第六條 豫算決算及借入金ハ管理委員會ノ議決ヲ經ルモノトス

第七條 金錢及物品ノ出納保管ハ會計主任之ヲ行フ

會計主任ハ本協會書記長ヲ以テ之ニ充ツ

第八條 收入金ハ總テ指定ノ銀行ニ之ヲ預入スルモノトス但シ不時ノ費途ニ充ツル爲少額ノ常備金ヲ置クコトヲ得

第三節 定款・規則類の制定及改正

二二

第九條 支拂金ハ總テ指定銀行ノ小切手ヲ發行交付スルモノトス但シ其ノ少額ナルモノニ付テハ常備金ヲ以テ支拂フコトヲ得

第十條 各年度ニ收支剩餘金アルトキハ之ヲ積立テ又ハ翌年度收入ニ繰入ルルモノトス

第十一條 常務理事ハ毎年二月末日迄ニ翌年度ノ豫算ヲ編成シ之ヲ理事長ニ提出スヘシ

第十二條 常務理事ハ各年度ノ收支決算報告書及各年度末ニ於ケル財産目錄ヲ調製シ翌年度四月二十日迄ニ之ヲ理事長ニ提出スヘシ

第十三條 會計主任ハ金錢及物品ノ出納ニ關シ毎月收支計算書ヲ調製シ翌月二十日迄ニ之ヲ常務理事ニ提出スヘシ

第十四條 會計主任ハ出納ニ關シ一切ノ證憑書類ヲ整理保管スヘシ

第十五條 緊急已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ於テ本規定ニ依リ難キトキハ常務理事ハ理事長ノ承認ヲ得テ豫算科目ノ金額ヲ彼此流用シ其ノ他適宜處理スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ運滞ナク管理委員會ノ追認ヲ受クルコトヲ要ス

附 則

本規則ハ昭和七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

三、船舶改善助成金取扱規程

(昭和七年十月一日實施
昭和十年六月十二日改正)

第一條 船舶改善助成金ノ交付ニ關スル逕信省告示ニヨリ代船建造者ニ支給セラルヘキ船舶改善助成金ノ請求及受領ニ關シテハ本協會ニ於テ當該代船建造者ノ委任狀ヲ徵シ其代理人トシテ申請ノ手續ヲ爲スモノトス

第二條 助成金ノ收支ハ船舶改善助成金受拂明細簿ニヨリ本協會ノ會計トハ別途ニ之ヲ整理ス

第三條 本協會ニ於テ政府ヨリ助成金ノ交付ヲ受ケタルトキハ受領證ト引換ニ之ヲ當該代船建造者ニ交付スルモノトス

第四條 助成金ヲ支給セラルヘキ代船建造者カ助成金ノ一部ヲ本協會ヨリ直接解體船主ニ支拂ハレタキ旨申出アリタルトキハ其ノ委任狀ヲ徵シ解體船主ノ受領證ト引換ニ之ヲ交付スルモノトス

第五條 助成金ヲ支給セラルヘキ代船建造者ノ本協會ニ納付スヘキ手数料ハ助成金額ノ二分トス

前項ノ手数料ハ助成金交付ノ際本協會ニ於テ助成金額ヨリ之ヲ控除スルモノトス

第六條 政府ヨリ本協會ニ對シ助成金ノ交付アリタル後本協會ヨリ之ヲ當該代船建造者ニ交付スル迄ノ間ニ於テ利子ヲ生シタルトキハ本協會ノ收入トスルコトヲ得

附 則

本規程ハ昭和七年十月一日ヨリ之ヲ適用ス

四、社團法人船舶改善協會旅費規程

(昭和七年九月二十六日實施)

第一章 本協會の沿革

二三

第三節 定款・規則類の制定及改正

第一條 本協會職員ニシテ會務ニ依リ本邦内ヲ旅行スルトキハ本規程ニ依リ旅費ヲ支給ス
 第二條 旅費ハ鐵道貨、船貨、車馬賃、日當及宿泊料ノ五種トシ別表ノ定額ニ依リ之ヲ支給ス
 第三條 旅費ハ順路ニ依リ之ヲ計算ス但シ會務ノ都合ニ依リ順路ニ依リ旅行シ難キ場合ニ於テハ其ノ現ニ經過シタル通路ニ依ル

第四條 鐵道旅行ニハ鐵道貨、水路旅行ニハ船貨、陸路旅行ニハ車馬賃ヲ支給ス

航空機ニ依リ旅行セムトスルトキハ豫メ理事長ノ承認ヲ受クヘシ

第五條 日當ハ日數ニ應シ宿泊料ハ夜數ニ應シテ之ヲ支給ス

水路旅行ニハ宿泊料ヲ支給セス

第六條 日歸旅行ノ場合ニ於テハ鐵道貨、船貨及車馬賃ハ實費ヲ支給シ日當ハ定額ノ半額トス

第七條 車馬賃ハ其ノ路程ヲ合算シテ之ヲ支給ス但シ合算上一里未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ切捨トス

第八條 等級ノ設ナキ鐵道線路ニ依リ旅行スルトキハ其ノ乘車ニ要スル運賃ヲ支給ス水路旅行ニ付テモ之ニ準フ

第九條 旅費概算額ヲ受ケタルトキハ旅行終了後遲滞ナク精算ヲ爲スコトヲ要ス

附 則

本規程ハ本協會設立許可ノ日ヨリ之ヲ適用ス

別 表

職 名	職 分		備 考
	鐵 道 貨	船 貨	
役 員	二 等 實 費	一 等 實 費	一 車 馬 賃 二 付 賃 一 日 二 付 當 一 宿 泊 二 付 料
	三 等 實 費	二 等 實 費	
書 記	九 拾 錢	六 圓	一 日 二 付 當 一 宿 泊 二 付 料
	七 拾 五 錢	參 圓	
履 員	八 圓	五 圓 五 拾 錢	一 宿 泊 二 付 料

備 考

航空機ニヨリ旅行シタルトキ及陸路旅行ノ際自動車ニ依リタルトキハ其ノ實費ヲ支給ス

五、標準型船圖書分讓手数料規程

(昭和十五年二月一日實施
昭和十六年四月二十一日改正
昭和十六年九月十九日改正)

第一條 造船組合造船聯合會ニ屬セザル造船所又ハ機械製造所ヨリ標準型船ニ關スル圖書分讓ノ請求アリタルトキ

ハ左ノ各號ニ依リ手数料ヲ申受ク

一 圖書一揃分ノ手数料ハ別表ニ依ル

圖書一揃分以上ノ追加請求アリタルトキハ追加ノ圖書ニ付テハ一枚又ハ一冊毎ニ金貳拾圓ノ手数料ヲ申受ク
 但シ仕様書ニ付テハ追加一冊毎ニ金壹圓ヲ申受ク
 將來一部改良設計ノ圖書ヲ分讓スル場合亦前項ニ同シ

二 圖書ハ標準船型選定委員會ノ決議ヲ經テ逐次作成セラルルモノニシテ作製時期ハ區々トナレルヲ以テ手数料ハ主要設計圖書ノ分譲ト同時ニ之ヲ申受ク

一 揃ノ圖書中一部ノ分譲ヲ辭退セララルル場合ト雖手数料ハ全額ヲ申受ク

三 圖書中主任設計造船所其ノ他ヨリ便宜一部ノ分譲ヲ受ケラレタルトキト雖實際標準型船ヲ建造セラルル場合ニ於テハ手数料ハ全額ヲ申受ク

第二條 船主、團體等ヨリ標準型船ニ關スル圖書分譲ノ請求アリタルトキハ船體部ニ在リテハ線圖、船型試驗報告書、一般配置圖、中央橫截面圖又ハ仕様書ニ限り、機關部ニ在リテハ主汽罐本體構造圖、機關室配置圖、推進器圖又ハ仕様書ニ限り分譲シ一枚又ハ一冊毎ニ金貳拾圓ノ手数料ヲ申受ク但シ仕様書ニ付テハ追加一冊毎ニ金壹圓ヲ申受ク

第二條ノ二 造船組合造船聯合會ニ屬スル造船所ヨリ標準型船ニ關スル圖書分譲ノ請求アリタルトキハ無手数料ヲ以テ分譲ス但シ一揃分以上ノ追加請求アリタルトキハ追加ノ分ニ付テハ實費ヲ申受ク

第三條 別表ノ圖書一揃分トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

(其ノ一) 船體部圖書一揃

一 線 圖

二 一般配置圖

三 中央橫截面圖

四 中心線縱截面鋼材配置圖

五 船首材圖

六 水密隔壁圖

七 甲板構造圖

八 梁柱及甲板下縱材圖

九 外板展開圖

十 二重底圖

十一 船尾骨材及舵圖

十二 船首尾防撓構造圖

十三 諸管配置系圖(「ビルヂ」管及「バラスト」管ニ關スルモノ竝ニ甲板機、煖房等ニ關スル蒸汽管)

十四 排水量等曲線圖

十五 船艙、水艙、燃料庫等容量圖

十六 機關室圍壁圖

十七 檣 圖

第三節 定款・規則類の制定及改正

- 十八 荷役装置圖
- 十九 電氣装置圖
- 二十 機械臺、汽罐臺及軸受圖
- 二十一 仕様書
- 二十二 材料表
- 二十三 復原力計算表
- 二十四 乾舷計算表
- 二十五 船型試驗報告書

(其ノ二) 機關部圖書一揃

一 仕様書

二 機關室配置圖

三 主汽罐本體構造圖 (左表各號ノ内一枚)

番號	一號	二號	三號	四號	五號	六號
直徑(耗)	四、六〇〇	四、六〇〇	四、三〇〇	四、一五〇	三、八五〇	三、八五〇
長さ(耗)	二、六〇〇	二、六〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇

使用壓力(噸)	一七、五	一六、〇	一六、〇	一六、〇	一六、〇	一四、〇
---------	------	------	------	------	------	------

四 船尾軸及船尾管圖

五 推進器圖

六 機關室管系圖 (蒸汽管、排汽管、給水管、燃料油管、疏水管、潤滑油管、冷却管、「ピルチ」管、「バラスト」管、海水管、清水管等)

七 電線配置圖 (配電盤結線圖、電纜表等)

(其ノ三) 往復動主汽機工作圖一揃

備考 工作圖ノ列挙ヲ省略ス但シ其ノ數ハ船型ニ依リ異ルモ一揃分ハ百十枚内外トス

別表

手數料表

船型	重量噸數ニ依ル稱呼	總噸數(約)	航海速度(節)	船體部圖書一揃分(圓)	機關部圖書一揃分(圓)	往復動主汽機工作圖一揃分(圓)
A	九、二〇〇型	六、三〇〇	一三	二、五〇〇	一、五〇〇	一、〇〇〇
B	六、八〇〇型	四、五〇〇	一二	二、二〇〇	一、二〇〇	〇〇〇
C	四、二〇〇型	二、七五〇	一一	一、八〇〇	〇〇〇	〇〇〇
D	三、〇〇〇型	一、九〇〇	一〇	一、五〇〇	〇〇〇	〇〇〇
H	二、〇〇〇型	一、三五〇	一〇	一、四〇〇	七〇〇	七〇〇

第三節 定款・規則類の制定及改正

三〇

F	E				
	一、二五〇型	八三〇	一〇	一、二〇〇	六〇〇
	七五〇型	四九〇	一〇	一、〇〇〇	五〇〇

第二 規則類の改正

一 社団法人船舶改善協會管理委員會規則の改正

第一回改正

昭和十二年三月十七日開會第四十四回管理委員會に於て左記の通決定し、改正定款と同時に之を施行したり。

第二條 管理委員會ハ當分ノ内理事、常務理事及左ノ者ヲ以テ之ヲ組織ス

船主側

九名

造船業者側

六名

定款ノ規定ニ依リ理事長ノ囑託シタル者

三名

理由

昭和十二年五月十二日定款の規定變更に因り本協會の目的の範圍擴充せらるると共に其の主要事業の範圍も亦擴充せらるることとなりたる結果、衆知を集めて以て善處するの必要上管理委員を適當に増員せむとするものなり。

(参考) 改正前の管理委員會規則第二條左の如し。

第二條 管理委員會ハ理事及常務理事タル委員ノ外本協會々員タル左ノ者ヲ以テ之ヲ組織ス

社団法人日本船主協會々員タル船主

六名

造船聯合會々員タル造船業者

三名

定款ノ規定ニ依リ理事長ニ於テ囑託シタル委員

三名

第五條ノ二 理事長必要アリト認ムルトキハ管理委員會ノ決議ヲ經テ管理委員中ヨリ特別委員ヲ選任シ又ハ學識經驗アル者

ニ之ヲ囑託スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ管理委員中ヨリ選任セラレタル特別委員ハ理事長ノ承認ヲ經テ其ノ代理人ヲ指定スルコトヲ妨ケス

第二回改正

昭和十二年六月三日開會第四十六回管理委員會に於て左記の通改正し即日施行したり。

第二條 管理委員會ハ當分ノ内理事、常務理事及左ノ者ヲ以テ之ヲ組織ス

船主側

十名

造船業者側

七名

定款ノ規定ニ依リ理事長ノ囑託シタル者

三名

理由

昭和十二年四月に至り造船聯合會は社団法人組織に改正せられ其の結果同聯合會に新に設けられたる常務理事一名を本協會管理委員に加ふるの必要を生じ、之に對する權衡上船主側よりも同じく管理委員一名を増員せむとす

るものなり。

第三回改正

昭和十四年八月十六日開會第六十七回管理委員會に於て左記の通改正し即日施行したり。

第二條中「當分ノ内」ヲ削リ「三名」ヲ「四名」ニ改ム

理 由

定款第七條に於ては管理委員は「二十五名以内」と定めある所、管理委員會規則に於ては管理委員は當分の内二十四名を置くことに定められたり、然るに昭和十四年五月逓信省分課規定中改正に依り、管船局に新に監督課設置せられたるに由り監督課長に對しても管理委員を囑託するの必要を生じたるを以て、管理委員會規則を改正し同規則に定むる管理委員の數を一名増員せむとするものなり。

第四回改正

昭和十五年五月十七日開會の第七十七回管理委員會に於て左記改正案を可決し、之と關聯する改正定款は同年六月十三日逓信大臣の認可を得たるを以て、本規則の改正も亦同日を以て實施せられたり。

第二條中「十名」ヲ「十一名」ニ改ム

理 由

昭和十五年五月十七日通常總會に於て定款改正を決議し管理委員二十五名以内を二十六名以内とし一名増員する

こととしたるに由り、之に伴ひ管理委員會規則中に改正を加ふるの必要を生じたるを以てなり（本節第一項第二參照）。

二、社団法人船船改善協會會計規則の改正

昭和十三年九月二十一日開會第五十七回管理委員會に於て左記の通改正し即日施行したり。

第三條中「會員ノ出 金」ノ下ニ「會費、」ヲ加フ

理 由

昭和十二年四月二十八日開會したる通常總會に於て本協會定款中改正の件を決議し其の第五條に於て本會ノ資産ハ會員ノ出資金、會費、手数料、寄附金及其ノ他ノ收入ヲ以テ之ヲ組成ス
前項ノ會費及手数料ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

と規定し同條に新に「會費」なる文字を加へたり、元來本協會は設立以來會員の出資金及手数料收入を以て財源となし以て其の經費を支辨し來りたるも、船舶改善助成施設の完了と共に手数料收入皆無となりたるを以て、今後に於ける本協會の經費は本協會の母體たる日本船主協會及造船聯合會に於て必要に應じ會費として之を釀出することに兩會の承認を得たるに由り、前記の通り定款第五條第一項に其の旨を規定し、尙其の會費徵收の方法等に付ては本協會會計規則を必要に應じ適宜改正することとし、其の趣旨に依り定款第五條第二項にも新に「會費」なる文字を加へたるに由る。

第三節 定款・規則類の制定及改正

三四

尙右定款改正に依り日本船主協會及造船聯合會に於て今後毎年度負擔すべき會費額は大體本協會經常費に充當すべき金額とし其の上半期分を毎年九月末日迄に、下半期分を毎年三月末日迄に納入を受くることとしたり。因に日本船主協會及造船聯合會に於て負擔すべき會費額の割合は各般の關係を考慮したる結果、本協會經常費の大體額に對し日本船主協會に於て其の五分の三、造船聯合會に於て其の五分の二とすることに決定したり。

三 船舶改善助成金取扱規定の改正

昭和十年六月十二日開會第二十九回管理委員會に於て左記の通り改正し即日施行したり。

第一條中「昭和七年九月二十七日附遞信省告示第七百八十六號」ヲ「船舶改善助成金ノ交付ニ關スル遞信省告示」ニ改ム

理由

昭和七年十月一日より施行したる船舶改善助成金取扱規程は第一次船舶改善助成金の取扱方に關する本協會の規定なりし所、昭和十年度より更に第二次助成施設實施せらるることとなりたるに由り、右取扱規程を第二次施設以後の助成金の取扱方にも適用し得る様改正するの要を生じたるを以てなり。

四 標準型船圖書分讓手数料規程の改正

第一回改正

昭和十六年四月二十一日開會第八十八回管理委員會に於て左記の通改正し即日施行したり。

第一條中「社團法人造船聯合會」ヲ「造船組合造船聯合會」ニ改ム

第三條末尾ニ左ノ如ク加フ

(其ノ三) 往復動主汽機工作圖一揃

備考 工作圖ノ列舉ヲ省略ス但シ其ノ數ハ船型ニ依リ異ルモ一揃分ハ百十枚内外トス

別表手数料表ヲ左ノ如ク改ム(改正別表手数料表ハ本節第二項第一ノ五ニ前掲シアルニ由リ省略)

(參考) 改正前の別表手数料表左の如し。

別表

手数料表

船型	重量噸數ニ依ル呼稱	總噸數(約)	航海速力(節)	一體部圖書	機關部圖書
A	九、二〇〇型	六、三〇〇	一三	二、五〇〇	一、五〇〇
B	六、八〇〇型	四、五〇〇	一二	二、二〇〇	一、二〇〇
C	四、二〇〇型	二、七五〇	一一	一、八〇〇	一、〇〇〇
D	三、〇〇〇型	一、九九〇	一〇	一、五〇〇	〇、〇〇〇
E	一、二五〇型	八三〇	一〇	一、二〇〇	六〇〇
F	七五〇型	四九〇	一〇	一、〇〇〇	五〇〇

理由

第一章 本協會の沿革

三五



曩に六種の標準船型を選定したる所、其の後更に追加せられたるH型船の圖書は目下設計中なること及現在機關工場の製造能力不足するを以て之を補ふ爲需要の最も多きC型、D型及H型船用の往復動主汽機工作圖の製作中なるに由り以上に對する圖書分讓手数料を定め會員外にも是等圖書を希望に應じて配付し以て本邦造船の促進に資する爲、手数料規程中に改正を加ふる必要あり。尙序に社團法人造船聯合會の改組に伴ひ其の名稱を造船組合造船聯合會に改むるものとす。

第二回改正

昭和十六年九月十九日開會第九十二回管理委員會に於て左記の通改正し即日施行したり。

第一條第一號第二項ヲ左ノ如ク改ム

圖書一揃分以上ノ追加請求アリタルトキハ追加ノ圖書ニ付テハ一枚又ハ一冊毎ニ金貳拾圓ノ手数料ヲ申受ク但シ仕様書ニ付テハ追加一冊毎ニ金壹圓ヲ申受ク

將來一部改良設計ノ圖書ヲ分讓スル場合亦前項ニ同ジ

第二條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ仕様書ニ付テハ追加一冊毎ニ金壹圓ヲ申受ク

第二條ノ二

造船組合造船聯合會ニ屬スル造船所ヨリ標準型船ニ關スル圖書分讓ノ請求アリタルトキハ無手数料ヲ以テ分讓

ス但シ一揃分以上ノ追加請求アリタルトキハ追加ノ分ニ付テハ實費ヲ申受ク

理由

近來標準型船圖書の分讓を請求する者相當に多く而も其の請求者中には圖書一揃分以上を要求する者あるも、現在の規程に於ては一揃分以上を分讓する場合の手数料に付規定なきを以て新に其の規定を設けることとし、又造船聯合會所屬の造船所に對しては從來無手数料を以て圖書を分讓することとしたるも、今後は一揃分以上の追加請求に對しては追加の分に付ては實費を申受くることに改正せんとするものなり、而して此の場合の實費とは一冊又は一枚に付一圓見當となさむとするものなり。

第二章 本協會の機構

本協會の機關は(一)總會、(二)理事會、(三)管理委員會の三となす。

第一節 總會

總會は通常及臨時とし、通常總會は毎年一回理事長之を招集して會務報告の承認並役員より提出せられたる議案を議決し、臨時總會は理事長必要に應じて之を招集す(定款第十條第二項、第十四條)。

本協會設立以來十年間に開會したる通常總會は十回、臨時總會は五回にして合計十五回なり、年次に依りて通常及臨時總會の開會回数と其の決議及報告事項の件數とを表示すれば左の如し。

年次	通常總會	決議事項	報告事項	臨時總會	決議事項	報告事項
昭和八年	一回	件	件	一回	併	件
同九年	-	件	-	-	-	-
同十年	-	件	-	-	-	-
同十一年	-	件	-	-	-	-
同十二年	-	件	-	-	-	-

年次	通常總會	決議事項	報告事項	臨時總會	決議事項	報告事項
同十三年	-	件	-	-	-	-
同十四年	-	件	-	-	-	-
同十五年	-	件	-	-	-	-
同十六年	-	件	-	-	-	-
同十七年	一〇	八	一〇	五	七	-
計	-	四	-	二	四	-

第一項 通常總會

本協會の通常總會は前後を通じて合計十回開會したり、其の概要左の如し。

第一回 通常總會(昭和八年五月十七日於日本工業俱樂部)

議案一 昭和七年度事業報告書の承認を求むる件

第二回 通常總會(昭和九年五月十六日於日本工業俱樂部)

議案一 昭和八年度事業報告書の承認を求むる件

當日川村理事長病氣缺席の爲黒川理事之を代理せり。

第三回 通常總會(昭和十年四月二十六日於日本工業俱樂部)

議案一 昭和九年度事業報告書の承認を求むる件

第二章 本協會の機構

議案二 理事一名選任の件（川村理事辭任に付其の後任選任の必要あるに因る）

満場一致を以て會員向井忠晴氏（三井物産株式會社常務取締役）を後任理事に選任のことに決議したり。

當日川村理事長病氣缺席の爲黒川理事之を代理せり。

第四回 通常總會（昭和十一年四月二十二日於日本工業俱樂部）

議案一 昭和十年度事業報告書の承認を求むる件

第五回 通常總會（昭和十二年四月二十八日於日本工業俱樂部）

議案一 定款中改正の件

議案二 昭和十一年度事業報告書の承認を求むる件

第六回 通常總會（昭和十三年四月二十一日於日本工業俱樂部）

議案一 昭和十二年度事業報告書の承認を求むる件

第七回 通常總會（昭和十四年五月十七日於日本工業俱樂部）

議案一 昭和十三年度事業報告書の承認を求むる件

第八回 通常總會（昭和十五年五月十七日於日本工業俱樂部）

議案一 昭和十四年度事業報告書の承認を求むる件

議案二 理事一名及監事一名選任の件（理事向井忠晴氏及監事山本源吉氏辭任に付其の後任選任の必要あるに因る）

議案三 定款中改正の件

第九回 通常總會（昭和十六年五月十六日於日本工業俱樂部）

議案一 昭和十五年度事業報告書の承認を求むる件

第十回 通常總會（昭和十七年五月二十二日於帝國ホテル）

議案一 昭和十六年度事業報告書の承認を求むる件

議案二 本協會解散の件

議案三 本協會解散に伴ふ清算人選任の件

議案四 本協會解散に伴ひ役員、功勞者及職員に記念品又は慰勞金贈呈に關する件

議案五 本協會解散に伴ふ殘餘財産の處分に關する件

第二項 臨時總會

本協會の臨時總會は前後を通じて合計五回開會したり、其の概要左の如し。

第一回 臨時總會（昭和九年十一月十四日於日本工業俱樂部）

議案一 理事一名選任の件

第二章 本協會の機構

理事今岡純一郎氏逝去に伴ふ後任理事として造船聯合會理事長斯波孝四郎氏を選任のことに決議したり。
當日は川村理事長病氣缺席の爲、黒川理事之を代理せり。

第二回 臨時總會（昭和十年九月十八日於日本工業俱樂部）

議案一 理事及監事各三名選任の件

任期満了の理事及監事全員重任のことに満場一致決議したり。

第三回 臨時總會（昭和十三年九月二十一日於日本工業俱樂部）

議案一 理事及監事各三名選任の件

任期満了の理事及監事全員重任のことに満場一致決議したり。

第四回 臨時總會（昭和十六年三月二十四日於丸之内會館）

當日は議案として

一 理事一名選任の件（理事黒川新次郎氏辭任に付其の後任選任の必要あるに因る）

に付審議する見込を以て會員宛招集通知を發送し置きたる所、其の後に至り緊急考慮を要する重要事項を生じたる爲、議長より其の事由を説明して特に議案の追加變更の承認を求め満場一致異議無く之を承認したり。

議案一 定款中改正の件

議案二 定款第三條第二項の規定に依り船主及造船業者以外の者を會員と爲すの件

議案三 理事二名選任の件（増員理事一名の選任並理事黒川新次郎氏辭任に付其の後任理事一名選任の必要あるに由る）

以上三議案に付慎重審議の結果何れも満場一致を以て左の通り決議したり。

議案一 原案の通

議案二 遞信次官山田龍雄氏を會員に推薦すること

議案三 遞信次官山田龍雄氏並會員日本郵船株式會社取締役社長大谷登氏を理事に選任すること

當日は黒川理事長辭任に付斯波理事議長と爲り審議を進めたり。

第五回 臨時總會（昭和十六年九月十九日於日本工業俱樂部）

議案一 理事四名及監事三名選任の件

任期満了の理事及監事全員重任のことに満場一致決議したり。

第二節 理事會

理事會は理事長に於て之を招集するものとし（定款第十條第二項）別に定期集會日を定めざるも、本協會設立以來毎月一回乃至數回之を開催し、主として管理委員會に提出すべき議案、管理委員會に於て決議せられたる事項の實施並本協會常務の處理等に付審議し遺漏なきを期したり。

第三節 管理委員會

管理委員會は本協會の重要な事項を議決する爲理事長隨時之を招集するものとし（定款第十條第二項第十六條）尙其の組織、開會手續及議決方法等に關する細目は管理委員會規則に依り定められ、原則として毎月一回開會し（管理委員會規則第五條）監事は管理委員會に出席することを得ることとせり（管理委員會規則第九條）、而して本協會

設立以來十年間に開會したる管理委員會の回數を年次に依りて表示すれば左の如し。

年次	開會回數	年次	開會回數	年次	開會回數
昭和七年度	七回	昭和十一年度	一〇回	昭和十五年度	一二回
同八年度	一〇	同十二年度	九	同十六年度	九
同九年度	九	同十三年度	九	同十七年度	二
同十年度	八	同十四年度	一三	合計	九八

次に管理委員會に於ては會務遂行上の重要問題に付審議したる外、會務の進行狀況並參考事項等各般に涉り逐次報告する所ありしが、其の開會年月日と主要審議事項を列記すれば次の如し。

第一回 管理委員會（昭和七年九月二十七日於造船聯合會事務所及二十八日於日本工業俱樂部）

- 一 豫算制定の件
- 二 手数料制定の件
- 三 本協會の事業に關する件
- 四 解體船に關し鐵鋼業者との團體交渉の件
- 五 助成金を新造船と解體船とに按分するの可否如何若し可なりとせば其方法如何

第三節 管理委員會

第二回 管理委員會（昭和七年十月十二日於日本工業俱樂部）

- 一 名譽顧問推薦の件
 - 二 管理委員會規則制定の件
 - 三 旅費規程制定の件
 - 四 解體船の繋船及解體の時期に關する件
 - 五 解體船噸數の新造船噸數に對する剩餘噸數の利用方に關する件
 - 六 助成建造船に對する船級に關する件
 - 七 古船輸入防止に關する件
 - 八 造船海運業に對する金融の便宜促進に關する件
- 第三回 管理委員會（昭和七年十一月十六日於日本工業俱樂部）
- 一 船舶改善助成金取扱規程制定の件
 - 二 工船を解體見合船とすることに關する件
 - 三 助成計畫に依る造船用鋼材の共同注文に關する件
 - 四 助成計畫に依る造船資金貸付條件の緩和に關する件
 - 五 海事金融機關設置に關する件

第四回 管理委員會（昭和七年十二月十四日於日本工業俱樂部）

- 一 助成計畫に依る造船用鋼材の共同注文に關する件
 - 二 助成計畫に依る造船用鋼材の價格に關する件
 - 三 海事金融機關設置に關する件
 - 四 助成建造船に對する船級に關する件
 - 五 運航用及解體用古船輸入防止に關する件
 - 六 現に實施せられつゝある政府の利子補給に依る造船資金貸付條件中「總噸數五千噸以上半載速力一時間十四海里以上」とあるを「總噸數四千噸以上速力十三節半以上」に修正方政府に交渉の件
- 第五回 管理委員會（昭和八年一月十八日於日本工業俱樂部）
- 一 海事金融機關設置に關する件
 - 二 工船を解體見合船とするの件
- 第六回 管理委員會（昭和八年二月十六日於日本工業俱樂部）
- 一 海事金融機關設置に關する件
- 第七回 管理委員會（昭和八年三月十六日於日本工業俱樂部）
- 一 昭和八年度豫算制定の件

第三節 管理委員會

第八回 管理委員會（昭和八年五月十七日於日本工業俱樂部）

- 一 通常總會に提出すべき昭和七年度事業報告に關する件
- 二 助成建造船用鋼材調達に關する件
- 三 解體用輸入古船に對する課税に關する件

第九回 管理委員會（昭和八年六月十四日於日本工業俱樂部）

- 一 海事金融機關設置に關する件

第十回 管理委員會（昭和八年七月十二日於日本工業俱樂部）

今回は協議事項なく報告事項に止まりたり

第十一回 管理委員會（昭和八年九月十三日於日本工業俱樂部）

- 一 船舶改善助成施設繼續に關する件

第十二回 管理委員會（昭和八年十月十八日於日本工業俱樂部）

- 一 船舶改善助成施設繼續に關する件
- 二 製鐵獎勵金に關する件

第十三回 管理委員會（昭和八年十一月十五日於日本工業俱樂部）

- 一 船舶改善助成施設繼續に關する件

第十四回 管理委員會（昭和八年十二月十三日於日本工業俱樂部）

- 一 船舶改善助成施設繼續に關する件

第十五回 管理委員會（昭和九年一月十七日於日本工業俱樂部）

- 一 船舶改善助成施設繼續に關する件
- 二 海事金融に關する件

第十六回 管理委員會（昭和九年二月十四日於日本工業俱樂部）

- 一 船舶改善助成施設繼續に關する件
- 二 海事金融に關する件

第十七回 管理委員會（昭和九年三月十四日於日本工業俱樂部）

- 一 昭和九年度豫算制定の件
- 二 船舶改善助成施設繼續に關する件

第十八回 管理委員會（昭和九年四月十八日於日本工業俱樂部）

- 一 船舶改善助成施設繼續に關する件
- 二 造船用鋼材に對する製鐵獎勵金に關する件

第十九回 管理委員會（昭和九年五月十六日於日本工業俱樂部）

第二章 本協會の機構

第三節 管理委員會

- 一 通常總會に提出すべき昭和八年度事業報告に關する件
- 第二十回 管理委員會（昭和九年七月二十四日於日本工業俱樂部）
 - 一 海難に因る滅失船舶補充に關し海員協會より申出に關する件
 - 二 船舶改善助成施設繼續に關する件
- 第二十一回 管理委員會（昭和九年九月五日於日本工業俱樂部）
今回は協議事項なく報告事項に止まりたり
- 第二十二回 管理委員會（昭和九年十一月十四日於日本工業俱樂部）
 - 一 臨時總會開催に關する件
- 第二十三回 管理委員會（昭和九年十二月十四日於日本工業俱樂部）
 - 一 船舶改善助成施設繼續に關する件
- 第二十四回 管理委員會（昭和十年一月十二日於日本工業俱樂部）
 - 一 船舶改善助成施設繼續に關する件
- 第二十五回 管理委員會（昭和十年二月十三日於日本工業俱樂部）
 - 一 船舶改善助成施設繼續に關する件
- 第二十六回 管理委員會（昭和十年三月二十二日於日本工業俱樂部）

- 一 船舶改善助成施設繼續に關する件
- 二 助成建造船用鋼材調達に關する件
- 三 昭和十年度豫算制定の件
- 四 助成建造船に商船學校生徒を練習生として乗組ましむる件
- 第二十七回 管理委員會（昭和十年四月二十六日於日本工業俱樂部）
 - 一 通常總會に提出すべき昭和九年度事業報告に關する件
 - 二 第三次船舶改善助成施設に關する件
- 第二十八回 管理委員會（昭和十年五月十四日於日本工業俱樂部）
 - 一 第三次船舶改善助成施設に關する件
- 第二十九回 管理委員會（昭和十年六月十二日於日本工業俱樂部）
 - 一 船舶改善助成金取扱規程中改正の件
 - 二 第三次船舶改善助成施設に關する件
- 第三十回 管理委員會（昭和十年七月二十七日於日本工業俱樂部）
 - 一 第三次船舶改善助成施設に關する件
- 第三十一回 管理委員會（昭和十年九月十八日於日本工業俱樂部）

第二章 本協會の機構

第三節 管理委員會

- 一 理事及監事の任期満了に因る臨時總會開催に關する件
- 二 第三次船舶改善助成施設に關する件
- 第三十二回 管理委員會（昭和十年十二月十二日於日本工業俱樂部）
 - 一 第三次船舶改善助成施設に關する件
- 第三十三回 管理委員會（昭和十一年一月三十日於日本工業俱樂部）
 - 一 第三次船舶改善助成施設に關する件
- 第三十四回 管理委員會（昭和十一年三月十八日於日本工業俱樂部）
 - 一 第三次船舶改善助成施設に關する件
 - 二 昭和十一年度豫算制定の件
- 第三十五回 管理委員會（昭和十一年四月二十二日於日本工業俱樂部）
 - 一 通常總會に提出すべき昭和十年度事業報告に關する件
- 第三十六回 管理委員會（昭和十一年五月十三日於日本工業俱樂部）
 - 一 第四次船舶改善助成施設に關する件
- 第三十七回 管理委員會（昭和十一年六月二十四日於日本工業俱樂部）
 - 一 第四次船舶改善助成施設に關する件

- 二 船舶の建造原價を低廉ならしむべき方策に關し海運及造船兩業者の懇談會開催の件
- 第三十八回 管理委員會（昭和十一年八月二十一日於日本工業俱樂部）
 - 一 第四次船舶改善助成施設に關する件
- 第三十九回 管理委員會（昭和十一年九月十六日於日本工業俱樂部）
 - 一 船舶改善助成施設其の他建議事項に關する件
- 第四十回 管理委員會（昭和十一年十月十四日於日本工業俱樂部）
 - 一 船舶改善助成施設其の他建議事項に關する件
- 第四十一回 管理委員會（昭和十一年十一月十八日於日本工業俱樂部）
 - 一 船舶改善助成施設其の他建議事項に關する件
- 第四十二回 管理委員會（昭和十一年十二月九日於日本工業俱樂部）
 - 一 船舶改善助成施設其の他建議事項に關する件
- 第四十三回 管理委員會（昭和十二年二月十七日於日本工業俱樂部）
 - 一 船舶改善助成施設其の他建議事項に關する件
 - 二 船舶改善協會組織改正に關する件
- 第四十四回 管理委員會（昭和十二年三月十七日於日本工業俱樂部）

第二節 管理委員三

- 一 船舶改善協會組織改正に關する件
- 二 昭和十二年度豫算制定の件

第四十五回 管理委員會（昭和十二年四月二十八日於日本工業俱樂部）

- 一 通常總會に提出すべき定款中改正の件並昭和十一年度事業報告に關する件

第四十六回 管理委員會（昭和十二年六月三日於日本工業俱樂部）

- 一 海運國策豫算施行に關する件
- 二 造船用貸付資金増額方に關する陳情の件
- 三 管理委員會規則中改正の件
- 四 標準船型に關する件

第四十七回 管理委員會（昭和十二年七月十七日於日本工業俱樂部）

- 一 造船用鋼材に關する件
- 二 船舶特殊施設助成に關する件
- 三 次年度海運政策豫算に關する件
- 四 標準船型に關する件

第四十八回 管理委員會（昭和十二年九月十四日於東京會館）

今回は協議事項なく報告事項に止まりたり

第四十九回 管理委員會（昭和十二年十月十三日於日本工業俱樂部）

今回は協議事項なく報告事項のみに止まりたり

第五十回 管理委員會（昭和十二年十一月十七日於日本工業俱樂部）

今回は協議事項なく報告事項に止まりたり

第五十一回 管理委員會（昭和十二年十二月十五日於日本工業俱樂部）

今回は協議事項なく報告事項に止まりたり

第五十二回 管理委員會（昭和十三年二月四日於日本工業俱樂部）

今回は協議事項なく報告事項に止まりたり

第五十三回 管理委員會（昭和十三年三月十六日於日本工業俱樂部）

一 昭和十三年度豫算制定の件

第五十四回 管理委員會（昭和十三年四月二十一日於日本工業俱樂部）

一 通常總會に提出すべき昭和十二年度事業報告に關する件

第五十五回 管理委員會（昭和十三年六月二十八日於日本工業俱樂部）

一 昭和十四年度以降に於ける海運及造船施設に關する件

第三節 管理委員會

二 本協會事務所内に日本船主協會出張所設置の件

第五十六回 管理委員會（昭和十三年七月十四日於日本工業俱樂部）

一 昭和十四年度以降に於ける海運及造船施設に關する件

第五十七回 管理委員會（昭和十三年九月二十一日於日本工業俱樂部）

一 本協會會計規則中改正に關する件

二 昭和十四年度以降に於ける海運及造船施設に關する件

第五十八回 管理委員會（昭和十三年十一月十六日於日本工業俱樂部）

一 昭和十四年度以降に於ける海運及造船施設に關する件

第五十九回 管理委員會（昭和十三年十二月十四日於日本工業俱樂部）

一 昭和十四年度以降に於ける海運及造船施設に關する件

第六十回 管理委員會（昭和十四年一月十八日於日本工業俱樂部）

一 標準船型選定に關する件

二 小形標準船型（總噸數千噸以下）追加選定に關する件

三 昭和十四年度以降に於ける海運及造船施設に關する件

第六十一回 管理委員會（昭和十四年二月十五日於日本工業俱樂部）

一 標準船型選定に關する件

二 昭和十四年度以降に於ける海運及造船施設に關する件

第六十二回 管理委員會（昭和十四年三月十五日於日本工業俱樂部）

一 昭和十四年度本協會豫算制定の件

二 昭和十四年度以降に於ける海運及造船施設に關する件

第六十三回 管理委員會（昭和十四年四月十二日於日本工業俱樂部）

一 昭和十四年度以降に於ける海運及造船施設に關する件

二 標準船型に依る船舶建造促進に關する件

第六十四回 管理委員會（昭和十四年五月十七日於日本工業俱樂部）

一 通常總會に提出すべき昭和十三年度事業報告に關する件

二 標準船型に依る船舶建造促進に關する件

第六十五回 管理委員會（昭和十四年六月十四日於日本工業俱樂部）

一 川南工業株式會社より標準船型に關し希望申出の件

二 標準船型に依る船舶建造促進に關する件

第六十六回 管理委員會（昭和十四年七月十九日於日本工業俱樂部）

第二章 本協會の機構

第三節 管理委員會

- 一 川南工業株式會社より標準船型に關し希望申出の件
 - 二 國策上念を要する船舶の建造促進並造船用資材及部分品の配給に關する件
 - 三 昭和十五年度に於ける海運及造船施設に關する件
- 第六十七回 管理委員會（昭和十四年八月十六日於日本工業俱樂部）
- 一 管理委員會規則中改正の件
 - 二 昭和十五年度に於ける海運並造船施設に關する件
- 第六十八回 管理委員會（昭和十四年九月二十二日於日本工業俱樂部）
- 一 管理委員會定例開會日に關する件
 - 二 歐洲戰亂の本邦海運並造船に對する影響及其の對策に關する件
 - 三 昭和十五年度に於ける海運並造船施設に關する件
- 第六十九回 管理委員會（昭和十四年十月二十四日於日本工業俱樂部）
- 一 歐洲戰亂の本邦海運並造船に對する影響及其の對策に關する件
- 第七十回 管理委員會（臨時）（昭和十四年十一月四日於日本工業俱樂部）
- 一 新船建造價格引上に關する件
 - 二 外國よりの造船注文の引受、現存新船の輸出又は本邦船舶の海外進出に因り獲得する外貨を以て造船資材の

輸入に充て是に由り新船建造促進を圖るの件

- 第七十一回 管理委員會（昭和十四年十一月十七日於日本工業俱樂部）
- 一 外國よりの造船注文の引受、現存新船の輸出又は本邦船舶の海外進出に因り獲得する外貨を以て造船資材の輸入に充て是に由り新船建造促進を圖るの件
- 第七十二回 管理委員會（昭和十四年十二月十六日於日本工業俱樂部）
- 昭和十五年度管船豫算に關する件
- 第七十三回 管理委員會（昭和十五年一月十九日於日本工業俱樂部）
- 一 標準型船圖書分讓手数料規程制定の件
 - 二 本邦船舶の遠洋就航に因り獲得する外貨を以て造船資材の輸入に充て是に由り新船建造促進を圖るの件
- 第七十四回 管理委員會（昭和十五年二月十六日於日本工業俱樂部）
- 一 本邦船舶の遠洋就航に因り獲得する外貨を以て造船資材の輸入に充て是に由り新船建造促進を圖るの件
 - 二 造船用鋼材並新造船の價格に關する件
- 第七十五回 管理委員會（昭和十五年三月十五日於日本工業俱樂部）
- 一 昭和十五年度本協會豫算制定の件
 - 二 造船用鋼材並新造船の價格に關する件

第三節 管理委員會

第七十六回 管理委員會（昭和十五年四月十三日於日本工業俱樂部）

- 一 第二次及第三次船舶改善助成施設に依る解體船の解體延期に關する件
- 二 造船用鋼材及新造船の價格に關する件
- 三 標準船型追加選定の件

第七十七回 管理委員會（昭和十五年五月十七日於日本工業俱樂部）

- 一 通常總會に提出すべき昭和十四年度事業報告に關する件
- 二 定款中改正の件
- 三 管理委員會規則中改正の件
- 四 造船用資材配給に關する件
- 五 標準船型追加選定の件
- 六 造船用鋼材並新造船の價格に關する件

第七十八回 管理委員會（昭和十五年六月二十一日於日本工業俱樂部）

- 一 造船用鋼材價格の特別割引制の存續に關し政府へ陳情書提出の件

第七十九回 管理委員會（昭和十五年七月十九日於日本工業俱樂部）

- 一 昭和十六年度管船關係豫算に關する件

第八十回 管理委員會（昭和十五年八月二十二日於日本工業俱樂部）

- 一 製鐵原材料並製品の運賃引上防止方に關し日本鐵鋼聯合會より申越に關する件
- 二 昭和十六年度管船關係豫算に關する件
- 三 主機及補機類の標準化に關する件

第八十一回 管理委員會（昭和十五年九月二十日於日本工業俱樂部）

- 一 既注文鋼材値上に伴ふ新造船價増額の件
- 二 製鐵原材料並製品の運賃引上防止方に關し日本鋼材聯合會より申越に關する件
- 三 昭和十六年度管船豫算に關する件

第八十二回 管理委員會（昭和十五年十月二十五日於中央亭本店）

- 一 既注文鋼材値上に伴ふ新造船價増額の件

第八十三回 管理委員會（昭和十五年十一月二十二日於東京會館）

- 一 昭和十六年度管船關係豫算に關する件

第八十四回 管理委員會（昭和十五年十二月十三日於日本工業俱樂部）

- 一 昭和十六年度管船豫算に關する件

第八十五回 管理委員會（昭和十六年一月十七日於日本工業俱樂部）

第三節 管理委員會

一 遞信大臣官邸に於ける懇談會に關する打合の件

第八十六回 管理委員會（昭和十六年二月十四日於日本工業俱樂部）

今回は協議事項なく報告事項のみに止まりたり

第八十七回 管理委員會（昭和十六年三月二十四日於丸之内會館）

一 輸入造船用鋼材の價格に關する件

二 本協會昭和十六年度豫算制定の件

三 臨時總會開催に關する件

第八十八回 管理委員會（昭和十六年四月二十一日於中央亭本店）

當日は議事に入るに先ち波多野常務理事より山田遞信次官の理事及理事長就任の旨を報告し山田理事長より挨拶ありたり

一 昭和十五年度決算報告の件

二 第二次及第三次船舶改善助成施設に依る解體船の解體延期に關する件

三 標準型船圖書分讓手数料規程中改正の件

第八十九回 管理委員會（昭和十六年五月十六日於日本工業俱樂部）

一 通常總會に提出すべき昭和十五年度事業報告に關する件

第九十回 管理委員會（昭和十六年六月二十日於日本工業俱樂部）

今回は協議事項なく報告事項のみに止まりたり

第九十一回 管理委員會（昭和十六年七月十八日於日本工業俱樂部）

一 昭和十七年度管船豫算に關する件

第九十二回 管理委員會（昭和十六年九月十九日於日本工業俱樂部）

一 標準型船圖書分讓手数料規程中改正の件

二 昭和十七年度管船豫算に關する件

第九十三回 管理委員會（昭和十六年十月二十四日於日本工業俱樂部）

當日は議事に入るに先ち波多野常務理事より理事長山田遞信次官は一身上の都合に依り昨二十三日退官せられ本日出席せられざるに付大谷理事を議長に推したき旨を語り満場異議なく之を承認す

一 造船用資材の配給に關する件

二 B型及C型標準船建造の促進に關する件

第九十四回 管理委員會（昭和十六年十二月十九日於日本工業俱樂部）

今回は協議事項なく報告事項に止まりたり

第九十五回 管理委員會（昭和十七年一月十六日於日本工業俱樂部）

第二章 本協會の機構

今回は協議事項なく報告事項に止まりたり

第九十六回 管理委員會（昭和十七年三月二十日於日本工業俱樂部）

- 一 第二次及第三次船舶改善助成施設に依る解體船の解體延期に關する件
- 二 當協會昭和十七年度豫算制定の件
- 三 其他

大谷理事長より左の説明あり

本日の管理委員會の通知狀に追書として議案中「其他」の件に就て重要問題の審議を煩はしたきに由り御差繰の上是非出席せられたき旨記載し置きたるが右重要問題とは前回管理委員會に於ても一言し置きたる船舶改善協會の今後に於ける存廢問題なり、御承知の通り本協會は昭和七年九月船舶改善助成施設の圓滑なる運用を期するを目的として政府御勸奨の下に設立せられ爾來其の目的達成の爲各位の多大なる御盡力を煩はしたる結果、船舶改善施設は一部解體船の解體未了を除くの外其の目的を達成したるに由り、昭和十二年四月定款を改正して本協會の目的の範圍を廣め船舶の素質改善其他海事の發達を以て目的とし之に必要なる事業を行ひ以て今日に迫りたり、然るに最近に至り情勢は急轉して支那事變に次ぎ大東亞戰爭の勃發となり海運造船兩業に對する政府の統制は擴大強化せられ、本協會主要事業の一たる標準船型の選定も政府の戰時標準船型の制定實施と共に一時休止の外なき事態となり又各種海事團體の整理統合を見んとする情勢等に鑑みるときは、此際本協會の存廢又は機構改正に關し慎重考慮を要するものありと認む、依て過日理事會を開催し審議の結果、社團法人たる本協會は此際之を解散すると共に別に海運造船兩業者を以て懇話會の

如きものを設け關係官廳側の出席をも求めて以て海運造船兩業に關する官民意思疏通の機關たらしむるを可なりとする意見に一致したり、依て茲に經過概略を説明して本委員會の審議を煩はし善處方希望するものなり。

大谷理事長の右説明に對し政府側委員を始め其他の委員より大體同意見なる旨を述ぶる所あり、結局理事會決定の通り措置することに決議したり。

依て次回管理委員會に於て新に設くべき懇話會（名稱未定）の組織案並本協會解散に關する事項等に付審議することに決定したり、尙解散は來五月開催の通常總會に於て決議することとなりたり。

第九十七回 管理委員會（昭和十七年四月二十日於丸之内會館）

- 一 昭和十六年度決算報告の件
- 二 海事懇談會（假稱）規約案に關する件
- 第九十八回 管理委員會（昭和十七年五月二十二日於帝國ホテル）
 - 一 總會に提出すべき昭和十六年度事業報告に關する件
 - 二 本協會解散に伴ひ清算人選任に關する件
 - 三 本協會解散に伴ひ役員、功勞者及職員に記念品又は慰勞金贈呈に關する件
 - 四 本協會事業史編纂に關する件
 - 五 本協會解散に伴ふ殘餘財産の處分方法に關する件

第四節 役員其の他

第一項 役員

第一理事長

本協會設立以來十年間に於ける理事長、理事、常務理事、監事、管理委員の就任及其の異動を表示すれば左の如し。

第 一 期	第 二 期	第 三 期	第 四 期
自昭和七年九月二十六日 至昭和十年九月二十五日	自昭和十年九月二十六日 至昭和十三年九月二十五日	自昭和十三年九月二十六日 至昭和十六年九月二十五日	自昭和十六年九月二十六日 至昭和十七年五月二十二日
氏名 川村貞次郎	氏名 黒川新次郎	氏名 黒川新次郎	氏名 山田龍雄
就任年月日 昭和七年九月二十六日	就任年月日 昭和十年九月二十六日 (重任)	就任年月日 昭和十三年九月二十六日 (重任)	就任年月日 昭和十六年四月十一日 昭和十六年九月二十六日 (重任)
異動年月日 昭和十年五月七日	異動年月日 昭和十年九月二十五日	異動年月日 昭和十三年九月二十五日	異動年月日 昭和十六年九月二十五日 昭和十六年十月二十三日
備考 辭任	備考 滿期	備考 辭任	備考 滿期

第二理事

第 一 期	第 二 期	第 三 期	第 四 期
自昭和七年九月二十六日 至昭和十年九月二十五日	自昭和十年九月二十六日 至昭和十三年九月二十五日	自昭和十三年九月二十六日 至昭和十六年九月二十五日	自昭和十六年九月二十六日 至昭和十七年五月二十二日
氏名 川村貞次郎 今岡純一郎 黒川新次郎	氏名 黒川新次郎 斯波孝四郎 向井忠晴	氏名 黒川新次郎 斯波孝四郎 向井忠晴 山田龍雄 古川虎三郎	氏名 山田龍雄 大谷登
就任年月日 昭和七年九月二十六日 同 同	就任年月日 昭和十年九月二十六日 (重任) 同 同	就任年月日 昭和十年九月二十六日 (重任) 同 同 昭和十六年四月十一日 (同) (定款改正ニ依ル新任) 昭和十五年五月三十日 昭和十六年九月二十五日	就任年月日 昭和十六年九月二十六日 (重任) 同 同 同
異動年月日 昭和十年五月六日 昭和九年十月三日 昭和十年九月二十五日	異動年月日 昭和十年九月二十五日 同	異動年月日 昭和十六年三月七日 昭和十六年九月二十五日 昭和十五年五月三十日 昭和十六年九月二十五日 昭和十六年九月二十五日	異動年月日 昭和十六年十月二十八日 昭和十七年二月十日
備考 辭任(後任者向井忠晴) 逝去(後任者斯波孝四郎) 滿期	備考 滿期(前任者今岡純一郎) 滿期(前任者川村貞次郎)	備考 辭任(後任者大谷登) 滿期 滿期 辭任(後任者古川虎三郎) 滿期 滿期(前任者向井忠晴) 滿期(前任者山田龍雄) 滿期(前任者黒川新次郎)	備考 辭任

第四節 役員其の他

選信省管船局船舶課長	重光 茂	昭和十年九月二十五日	滿期	後任者 伊勢谷次郎
同 監理課長	小野 猛	昭和九年五月十九日	辭任	後任者 伊勢谷次郎
同 海員課長	長岡 信捷	昭和九年七月十三日	辭任	後任者 福原敬二
選信省管船局海員課長	川崎 芳熊	昭和九年一月八日	滿期	前任者 目良恒
同 監理課長	斯波 孝四郎	昭和九年一月三十一日	滿期	前任者 濱田彪
同	福原 敬二	昭和九年七月十三日	滿期	前任者 長岡信捷
同	伊勢 谷次郎	同	辭任	後任者 安田丈助
選信省管船局監理課長	椿 宣次	昭和九年十一月二十六日	滿期	前任者 今岡純一郎
同	向井 忠晴	昭和十年五月六日	滿期	前任者 川村貞次郎
同	安田 丈助	昭和十年八月七日	滿期	前任者 伊勢谷次郎
第二期 自昭和十年九月二十六日 至昭和十三年九月二十五日	石田 貞二	昭和十年九月二十六日 (重任)	逝去	後任者 本期中なし
同	大谷 登	昭和十三年九月二十五日	滿期	
同	川崎 芳熊	昭和十二年五月二十九日	辭任	後任者 吉岡保貞
同	谷口 茂雄	昭和十三年九月二十五日	滿期	
同	椿 宣次	昭和十二年五月二十九日	辭任	後任者 寺島健

七〇

第二章 本協會の機構

選信省管船局船舶課長	村田 省藏	昭和十三年九月二十五日	滿期	
同 監理課長	野村 治一良	同	滿期	
同 海員課長	松尾 忠二郎	昭和十二年五月二十九日	辭任	後任者 横尾龍
同	佐藤 國一	昭和十三年四月六日	逝去	後任者 本期中なし
同	重光 茂	昭和十一年十二月二十四日	辭任	後任者 岩井祐文
同	安田 丈助	昭和十一年七月十一日	辭任	後任者 新谷寅三郎
同	福原 敬二	昭和十一年三月二十八日	辭任	後任者 田倉八郎
同	斯波 孝四郎	昭和十三年九月二十五日	滿期	
同	波多野 保二	同	滿期	
同	向井 忠晴	同	滿期	
同	黒川 新次郎	同	滿期	
同	大久保 賢治郎	昭和十二年五月二十九日 第一回規則改正に依る新任	滿期	
同	山下 太郎	同	滿期	
同	淺野 平二	同	滿期	
同	六角 三郎	同	滿期	
同	松村 菊勇	同	滿期	
同	淺野 良三	同	滿期	

七一

第四節 役員其他

逓信省管船局海員課長	田倉八郎	昭和十一年四月二十二日	昭和十三年一月十一日	辭任(後任者 米田富士雄)
同 監理課長	新谷寅三郎	昭和十一年七月三十一日	昭和十三年九月二十五日	滿期(前任者 安田文助)
同 造船課長	岩井祐文	昭和十二年一月二十九日	滿期(前任者 重光藤)	
	横尾龍	昭和十二年五月二十九日	滿期(前任者 松尾忠二)	
	吉岡保貞	同	滿期(前任者 川崎芳熊)	
	寺島健	同	滿期(前任者 椿宣次)	
	米田富士雄	昭和十三年二月十五日	滿期(前任者 田倉八郎)	
逓信省管船局海員課長	六角三郎	昭和十三年九月二十六日(重任)	昭和十六年九月二十五日	滿期
自昭和十三年九月二十六日至昭和十六年九月二十五日	大谷登	同	同	滿期
	大久保賢次郎	同	同	滿期
	横尾龍	同	同	滿期
	吉岡保貞	同	同	滿期

逓信省管船局造船課長
同 管理課長
同 海員課長

谷口茂雄	同	(同)	同	滿期
高橋勇	同	(同)	同	滿期
村田省藏	同	(同)	昭和十五年九月二十五日	辭任(後任者 岡田永太郎)
野村治一良	同	(同)	昭和十六年九月二十五日	滿期
山下太郎	同	(同)	同	滿期
松村菊勇	同	(同)	昭和十六年三月五日	辭任(後任者 荒木彦嗣)
寺島健	同	(同)	昭和十六年九月二十五日	滿期
淺野平二	同	(同)	同	滿期
淺野良三	同	(同)	同	滿期
淡一磨	同	(同)	同	滿期
岩井祐文	同	(同)	昭和十五年十二月四日	辭任(後任者 渡邊清)
新谷寅三郎	同	(同)	昭和十五年六月八日	辭任(後任者 川面隆三)
米田富士雄	同	(同)	昭和十五年十月十五日	辭任(後任者 長井實行)
田中卯三郎	同	(石田氏補缺)	昭和十六年九月二十五日	滿期
山縣勝見	同	(佐藤氏補缺)	同	滿期
黒川新次郎	同	昭和十三年九月二十六日(重任)	昭和十六年三月七日	辭任(後任者 牧野元)
斯波幸四郎	同	(同)	昭和十六年九月二十五日	滿期

第二章 本協會の機構

第四節 役員其他

海務院次長	安田 丈助	昭和十七年二月二十日	(前任者尾關將玄)
牧野 元	波多野 保二	同	
荒木 彦	古川 虎三郎	同	
淺野 平二	斯波 孝四郎	同	
淺野 良三	大谷 登	同	
湊 一磨	山田 龍雄	同	
清水 安治	松永 忠男	同	
尾關 將玄	米田 富士雄	同	昭和十六年十月二十九日 辭任(後任者安田丈助)
渡邊 浩	同	同	昭和十六年十二月八日 辭任
米田 富士雄	同	同	辭任
松永 忠男	同	同	辭任
山田 龍雄	同	同	辭任
大谷 登	同	同	辭任
斯波 孝四郎	同	同	辭任
古川 虎三郎	同	同	
波多野 保二	同	同	

第二項 其他

本協會は定款第八條に依り顧問を置くこととしたるが、本協會設立以來十年間に於て左記の通名譽顧問及顧問を推薦せり。

第一 名譽顧問

侯爵 廣 幡 忠 隆	(前管船局長)	昭和七年十月十二日推薦
川村 貞次郎	(前本協會理事長)	昭和十二年五月二十九日推薦
黒川 新次郎	(前本協會理事長)	昭和十六年三月二十四日推薦

第二 顧問

松尾 忠二郎	(前本協會管理委員)	昭和十二年五月二十九日推薦
重 光 蔭	(前本協會管理委員)	同
山本 幸男	(前本協會囑託)	昭和十五年十二月十四日推薦

第二章 本協會の機構

第四節 役員其他

生野 熊一 (前管船局船舶課長) 同

第三 囑託及書記

本協會事務を取扱ふ爲定款第十三條に依り囑託及書記を置くこととしたるが、其の異動左の如し。

一 囑託

氏名	就任年月日	異動年月日	備考
囑託 阿部 梧一	昭和七年十月一日	昭和九年十二月一日	解 囑
同 山本 幸男	昭和八年三月一日	昭和十五年十二月十四日	同
同 西尾 豊	昭和八年四月二十一日	昭和九年三月三十一日	同
同 勝俣 直治	昭和十四年九月一日	昭和十七年五月二十二日	同
同 岡 誠一	同	同	同
同 町田 均	昭和十四年九月二十二日	同	同
臨時 囑託 鈴木 増次郎	昭和十六年五月九日	同	同

二 書記

氏名	就任年月日	異動年月日	備考
書記長 中村 邦輔	昭和七年十月四日	昭和十四年十一月一日	逝 去

書記	氏名	就任年月日	異動年月日	備考
同	上山 藤	昭和七年九月二十六日	昭和十七年五月二十二日	解 職
同	山本 武	昭和七年十月四日	昭和十一年一月十四日	辭 職
同	熊本 英	昭和十五年四月一日	昭和十五年八月十九日	同

第四 會 員

本協會は定款第三條に依り日本海運協會(舊名社團法人日本船主協會)會員たる船主及造船組合造船聯合會(舊名造船聯合會、社團法人造船聯合會)會員たる造船業者を以て組織し、前記以外の者と雖總會の決議に依り之を會員と爲すことを得るものとし、又理事長の任命したる管理委員は之を會員とす。年次に依りて會員數を表示すれば左の如し。

年次	會員數	年次	會員數
昭和八年五月(第一回通常總會)	一四一名	昭和十三年四月(第六回通常總會)	一六九名
同 九年五月(第二回通常總會)	一三五	同 十四年五月(第七回通常總會)	一八二
同 十年四月(第三回通常總會)	一三六	同 十五年五月(第八回通常總會)	二〇〇
同 十一年四月(第四回通常總會)	一二六	同 十六年五月(第九回通常總會)	二五一
同 十二年四月(第五回通常總會)	一四四	同 十七年五月(第十回通常總會)	二五〇

第二章 本協會の機構

第三項 役員 の 計

本協會設立以來解散に至る迄の間に於て本協會の役員となり鋭意會務に盡力せられ發展を期せられ乍ら不幸病の故を以て在任中又は退任後逝去せられし人々は左の如くにして哀悼措く能はざる所、謹みて哀悼の意を表す、尙葬儀に際しては本協會として夫々追悼の意を表する所ありたり。

氏 名	逝 去 の 日
理 事 今岡純一郎	昭和九年十月三日
前 監 事 山本 源吉	昭和十六年三月四日
前 理 事 長 川村貞次郎	昭和十七年四月八日
管 理 委 員 石田 貞二	昭和十二年二月二十一日
同 佐藤 國一	昭和十三年四月六日
前 管 理 委 員 椿 宣次	昭和十三年四月二十八日
同 濱 田 彪	昭和十三年十一月七日
管 理 委 員 松村 菊勇	昭和十六年四月四日

第三章 本協會の會計

第一節 會計組織と勘定科目

本協會は其の收入たる(一)出資金(二)會費(三)手数料(四)預金利子(五)雜收入等に會計組織の基礎を置き、支出は(一)俸給(二)手當(三)借室料(四)旅費(五)其他とし、萬一借入金を必要とする場合には管理委員會の議決を経るものとす(會計規則第六條)。

會計年度は本協會事業年度と同一にして毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る(會計規則第二條)。

翌年度の豫算は各年度の終りに先立ち常務理事に於て編成の上理事長に提出し(會計規則第十一條)、管理委員會の議決を経て確定實施豫算となるものとす(會計規則第六條)。

第二節 會計の成績

本協會設立以來解散に至る十箇年間に於ける收入支出を毎年度の決算表に基き掲記すれば左の如し。

第一項 收支決算明細

第一節 會計組織と勘定科目 第二節 會計の成績

第一收 入

科目	昭七年度	昭八年度	昭九年度	昭十年度	昭十一年度	昭十二年度	昭十三年度	昭十四年度	昭十五年度	昭十六年度
前年度繰越	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
出資金	15,000.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
手数料	3,760.00	3,076.00	3,671.66	3,671.66	3,671.66	3,671.66	3,671.66	3,671.66	3,671.66	3,671.66
利息	34,191.00	57,336.00	1,999,330.00	3,792,870.00	3,671,660.00	4,440,700.00	3,441,240.00	3,441,240.00	3,441,240.00	3,441,240.00
雑収入	2,433.00	4,890.00	7,160.00	9,600.00	5,467.31	16,650.00	24,650.00	16,650.00	16,650.00	19,200.00
収入計	37,760.00	66,192.00	1,999,330.00	3,792,870.00	3,671,660.00	4,440,700.00	3,441,240.00	3,441,240.00	3,441,240.00	3,441,240.00

第二支 出

俸給	7,771.00	11,900.00	17,033.70	15,517.50	13,949.70	13,565.00	13,641.50	11,400.00	9,736.25	15,035.60
手当	1,780.00	4,990.00	5,000.00	4,790.00	3,527.00	3,527.00	3,527.00	4,090.00	4,900.00	7,800.00
借室料	1,182.00	3,810.00	3,800.00	3,790.00	3,780.00	3,780.00	3,780.00	3,780.00	3,780.00	3,780.00
交際費	96,440.00	1,675,550.00	1,675,550.00	2,000.00	2,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
會議費	36,500.00	70,910.00	50,000.00	55,880.00	63,990.00	69,200.00	1,000.00	1,000.00	1,650.00	9,700.00

旅費	3,035.80	4,430.93	4,110.33	2,790.00	4,463.56	5,110.64	105,611.00	1,000.00	3,020.33	4,080.00
通信費	138,997.00	288,880.00	287,330.00	331,110.00	349,730.00	452,630.00	542,200.00	401,510.00	394,211.00	433,430.00
印刷費	46,279.00	53,330.00	33,560.00	64,660.00	34,730.00	66,970.00	700.00	1,511.00	3,000.00	3,114.47
消耗品費	4,666.65	3,000.00	3,621.00	3,822.69	3,822.69	5,500.00	3,500.00	3,666.70	4,364.29	4,269.87
雑費	0	1,841.07	5,550.00	2,037.00	3,623.00	1,011.33	2,855.33	7,021.58	5,115.00	3,100.00
豫備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
設立準備費	164,550.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出計	164,550.00	400,258.65	377,355.81	366,290.65	381,810.17	394,366.66	30,533.61	34,533.88	38,387.34	43,660.66
差引残高	21,440.60	257,933.35	221,974.19	242,579.35	288,179.83	313,233.34	311,116.39	306,706.12	302,502.75	302,502.75

第二項 收支決算及財産目録

第一 收支決算 (自昭和七年十月三十一日 至昭和十七年三月三十一日)

年 度	収入合計金額	支出合計金額	差引繰越金額	什器	日本興業銀行定期預金	同特別當座預金	同當座預金	同現金
昭和七年度	37,760.00	164,550.00	126,790.00	1,377.10	100,000.00	10,000.00	1,377.10	7,000.00
昭和八年度	66,192.00	400,258.65	334,066.65	1,377.10	80,000.00	16,357.00	334,066.65	9,500.00
昭和九年度	199,330.00	377,355.81	177,974.19	1,377.10	100,000.00	16,357.00	177,974.19	8,000.00

第二節 會計の成績

昭和三十二年	昭和三十一年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年
一五九、七五三、六四	一五七、六六六、六三	四七、三六三、八〇	一四六、三九九、九三	一五五、〇七三、一〇	一六七、三五三、七三	一八七、九六三、〇三	一四七、七二〇、一〇	一四七、七二〇、一〇
三六、一九〇、六五	三、八二〇、一七	三〇、三〇四、六六	三〇、五三三、六一	三三、五三三、八八	三八、三七七、三四	四三、六〇六、〇六	一四、三三三、一〇	一四、三三三、一〇
一三、四六一、九九	一五、八〇六、四五	一一、九一七、一四	一一、八八六、三三	一一、五九三、三三	一一、八六五、三九	一四、五三六、九七	一五、〇〇〇、〇〇	一五、〇〇〇、〇〇
一、四三三、一〇	一、四三三、一〇	一、四三三、一〇	一、四三三、一〇	一、四三三、一〇	一、四三三、一〇	一、四三三、一〇	一、四三三、一〇	一、四三三、一〇
六、三三三、三三	八、八三三、八一	六、〇〇〇、〇〇	七、八二二、八五	四、九〇〇、〇〇	三、二〇〇、〇〇	四、九〇四、〇〇	六、三三三、三三	六、三三三、三三
五七、一八六	四六、九六四	三三〇、八三	七三、八八五	四八、三二九	九八、〇〇九	七三、八八五	五七、一八六	五七、一八六
七〇、七一一	七六、八〇	一〇三、四七七	一〇三、四七七	一〇三、四七七	一〇三、四七七	一〇三、四七七	七〇、七一一	七〇、七一一

第二 昭和十六年度末現在財産目録

昭和十七年三月三十一日現在財産目録表

科 目	金 額
銀行預金	一四五、一九二、三七
現金	一六四、六〇
計	一四五、三五六、九七

第四章 本協會の解散

社団法人船舶改善協會は昭和七年九月船舶改善助成施設の實施に際し其の圓滑なる運用を期するを目的として政府勸奨の下に設立せられたるものにして、其の組織は當時の社団法人日本船主協會會員たる船主及造船聯合會會員たる造船業者を以て會員とし尙逓信省管船局幹部に管理委員を囑託して之を會員とし、斯くして政府、船主及造船業者の協議機關として設置せられたるものなり。其の後社団法人日本船主協會は海運組合法に依り改組の結果日本海運協會となり、造船聯合會は一旦法人組織に改組せられたる後再び造船事業法に依り改組せられて造船組合造船聯合會となり、更に重要産業團體令に依り改組せられて造船統制會となり、又逓信省管船局は昭和十六年末官制改正に依り逓信省内局より獨立して逓信大臣の管理の下に在る海務院となれり。從て社団法人船舶改善協會は日本海運協會會員たる船主、造船統制會會員たる造船業者並海務院幹部を會員とする官民協議機關として存続せられたるものなり。

船舶改善助成施設は政府より助成金を交付して老齡不經濟なる古船を解撤せしめ其の代船として優秀經濟的なる新船を建造せしめ、以て本邦船舶の素質改善を目的としたるものなる所、實施後順調なる經過を通り、其の後新船の建造を完了し一部解體船の解體未了を除くの外其の目的を達成したり、同時に船舶改善助成施設の圓滿なる遂行

を期するを目的としたる本協會も亦大體其の目的を達成することとなりたるに由り、昭和十二年四月定款を改正して協會の目的の範圍を廣め船舶の素質改善其の他一般海事の發達を圖るを以て目的とし、之に必要な事業を行ひ以て昭和十六年度を經過したり。

然るに其の前後に至り情勢は急轉して支那事變に次ぎ大東亞戰爭の勃發となり海運造船兩業に對する政府の統制は擴大強化せられ、協會主要事業の一たる標準船型の選定も政府の戰時標準船型の制定實施と共に一時休止の外なき事態となりたる外各種海事團體の整理統合を見んとする情勢等に鑑みるに、此際本協會の存廢又は機構改正に關し慎重考慮を要するものありと認めたるに由り、昭和十七年三月中旬理事會を開催して審議の結果、社團法人たる本協會は此際之を解散すると共に、別に海運造船兩業者を以て海事懇話會の如きものを設け、關係官廳側の出席をも求めて以て海運造船兩業に關する官民意思疏通の機關たらしむるを可なりとする意見に一致したり。依て更に同月下旬開催の管理委員會の審議に附したる結果、政府側委員を始め其の他の委員より大體同意見なる旨を述ぶる所あり、結局理事會意見の通措置することに決議し、併せて其の解散は昭和十七年五月開催の通常總會に於て決議することとなれり。

次で昭和十七年四月開催の管理委員會に於て本協會に代り設置せらるべき協議機關の名稱を海事團體懇話會とすること並に其の規約案を決定し、同年五月二十二日開催第十回通常總會に於て本協會は發展的解消を遂ぐると同時に、別に日本海運協會、船舶運管會及造船統制會を以て海事團體懇話會を組織することとなり、解散に伴ふ清算人

として理事長大谷登、理事斯波孝四郎及常務理事波多野保二の三氏選任を決議し、又解散に伴ふ殘餘財産の處分並に役員、功勞者及職員に記念品又は慰勞金贈呈に關する二件は清算人に一任することを決議せり。

尤も殘餘財産の處分方法は定款の規定に依り管理委員會に於て之を定むることとなり居るを以て（定款第十八條）五月二十二日開催第九十八回管理委員會に於て其の處分方法を決定し器具物品は賣却の上、清算の結果殘餘の財産は全部之を海事團體懇話會に寄附することに決定したり。

以上記述の經過を以て本協會は其の目的を達成し事業を完了したるものとして茲に解散することとなれり。

顧みるに設立以來十箇年を閲し管理委員會を開催すること九十八回に及び、其の間船舶改善施設を始めとして幾多の重要案件を解決し、聊か本邦海事の發達に寄與したるものあるを信ずるは欣快に堪へざる所なり。

因に本協會の解散を決議したる第十回通常總會に於ける大谷理事長の挨拶左の如し。

本日の議案は全部議了致しましたが、此際私から一言御挨拶を申述べたいと存じます。

社團法人船舶改善協會は昭和六、七年頃世界的の經濟界不況時に於て船腹過剩、繫船續出に伴ひ、我海運造船兩事業も亦極度の不振に陥りたる際、昭和七年八月開會の第六十三回帝國議會に於て、時局匡救對策の一として第一次船舶改善助成施設換算が成立しましたる結果、該助成施設の有效且適切なる實施に協力する爲、同年九月設立せられたる公益法人でありますことは、各位御承知の通りであります。

其の後第二次、第三次に涉り同様の助成施設の實施を見ましたが、本協會と致しましては各位の御配慮に依り、

政府の助成施設の實施に協力致しました結果、三次に渉る施設共何れも順調なる経過を辿り、老齡不經濟なる古船の解散に依り船腹の過剩を緩和し、其の代船として優秀經濟的な新船を建造せしめて、以て我國の海運業並造船業の維持發展に寄與しましたことは、官民一般に認められて居る顯著なる事實であります。

此助成施設の遂行を以て、本協會設立當初の目的は大體達成せられましたので、昭和十二年四月第三次助成施設の殆ど完成したる際、定款を改正して本協會の目的の範圍を廣め、船舶の素質改善のみならず其の他一般海事の發達を圖るを目的とし、之に必要な事業を行ひ以て今日に迫むのであります。

然るに最近に至り情勢は急轉して支那事變に次ぎ大東亞戰爭の勃發となり、海運造船兩業に對する政府の統制は益益強化せられ、本協會主要事業の一たる標準船型の選定も政府の戰時標準船型の制定實施と共に、一時休止の外なき事態となり、同時に又各種海事團體の整理統合を見むとする情勢等に鑑みするに、此際本協會の存廢に關しましても慎重考慮を要するものありと認めましたので、政府當局の御意向をも訊しました結果、本日總會に附議して茲に解散を決議せらるるに至つたのであります。

以上申述べた通でありまして、本協會は設立以來十箇年を閲し、管理委員會を開催すること九十八回に及び其の間船舶改善助成施設を始めとして幾多の重要案件を解決し、聊か本邦海事の發達に寄與したるものあることを信ずるは、各位と共に欣快に存する所であります。

尙本協會の今日迄執り來りたる行事の中、海事に關する重要事項ある毎に、政府御當局と海運造船兩業者との間

に、懇談の裡に意思の疏通を圖り、適當なる提案を爲し又は解決を爲し得ましたことは、洵に有效であつた事實に鑑みまして、本協會解散と同時に、別に海運造船に關する官民協議機關として海事團體懇話會を設立することと成りまして、後刻其の設立發起人會を開會することと相成つて居ります。就きましては此懇話會に付きましても、豫期の効果を擧げ得る様、今後共各位の御援助御協力を切に御願ひする次第であります。

茲に終に臨みまして、政府御當局を始め各位に於かれまして、本協會設立以來今日迄、一方ならざる御高配御援助を賜りました御厚意に對し、厚く御禮を申し上げます。

後篇 本協會の事業

第一章 船舶改善助成施設

第一節 概 説

船舶改善助成施設の起源に就ては「前篇第一章第一節第三項本協會の設立」中に於て述べたる通なるが、本協會は第一次船舶改善助成施設に引續き其の後第二次、第三次及第四次船舶改善助成施設の必要なる旨を政府に建議し、孰れも其の實現を見るに至れり。但し第四次船舶改善助成施設の建議に對しては、政府に於て建議の趣旨は採納せられたるも、古船解體を中止したる優秀船舶建造助成施設、遠洋航海助成施設、船舶金融施設を一括せる海運國策として實施せられたり。今第一次、第二次及第三次各施設の實施期間及助成費豫算を表示すれば左の如し。

船舶改善助成施設	實施期間	支出年度別	船舶改善助成費	計	備 考
第一 次	二箇年度半	昭和七年度半 昭和八年度五 昭和九年度四、二五〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	解體船合計總噸數 四〇萬噸 代船(新造船)合計總噸數 二〇萬噸 一噸當助成金平均 五〇圓 一噸當特別助成金 五圓

第一節 概説 第二節 第一次船舶改善助成施設

九二

第 三 次	二箇年度		右 同
	昭和十一年度	昭和十一年度	
	六五〇、〇〇〇	八五〇、〇〇〇	一體船合計總噸數 代船(新造船)合計總噸數 一噸當助成金平均
	六五〇、〇〇〇	八五〇、〇〇〇	
	六五〇、〇〇〇	八五〇、〇〇〇	五萬噸 五萬噸 三〇圓
	八五〇、〇〇〇	八五〇、〇〇〇	

海運國策は昭和十二年度以降より實施に入りたるが、其の中の遠洋航海助成施設は其の後時局の影響に依り一時其の施行延期となり、更に昭和十三年度總豫算公布に際し其の助成金豫算は全部廢止となれり。

第二節 第一次船舶改善助成施設

第一項 船舶改善助成金の下付申請並其の支給は本協會經由たること

昭和七年九月二十七日附逡信省告示に依り、船舶改善助成金の下付申請並其の支給は總て本協會を經由すべきことと定められたるに由り(本節第三項參照)、是等の事情を一般船主に周知せしむるの必要を認め、總噸數千噸以上の船舶所有者二百十九名宛左記通牒を發送したり。

船改第二號

拜啓益々御隆盛之段奉慶賀候。陳者過般開會セラレタル臨時議會ニ於テ時局匡救對策ノ一トシテ船舶改善助成金豫算成立シ、老齡船ノ解體ヲ條件トシテ内地造船所ニ於テ船舶ヲ建造スル者ニ對シ、本年度以降三年度間ニ總額千百萬圓ノ助成金ヲ交付セラル、事ニ決定相成リタル次第ハ御承知ノ通ニ有之、右助成金交付ノ條件等詳細ハ九月廿七日附逡信省告示第七百八十六號(添付逡信公報參照)掲載ノ通ニ有之候。而シテ右告示ニ於テ助成金ノ下付申請並ニ助成金ノ支給ハ總て當協會ヲ經由スヘキ事ニ定メラレ候處、當協會ハ日本船主協會々員タル船主及造船聯合會々員タル造船業者ヲ以テ組織シ、九月廿六日附ヲ以テ逡信大臣ノ設立許可ヲ得十月一日ヨリ業務ヲ開始シタル次第ニ有之候。就テハ當協會トシテハ便宜迅速ヲ旨トシ本件施設ニ關スル事項ニ付總て御協議ニ應ジ目的ノ達成ニ努力致度候條、同封逡信省告示御閱覽ノ上本協會利用方ニ付御高配相煩度此段得貴意候。 敬 具

追テ本件助成計畫ハ施行年度ノ制限モ有之候次第ニ付、解體又ハ新造御希望ノ向ハ可成早急御計畫ノ概要ナリトモ當協會へ御申出相成候様致度、添ヘテ及御依頼候。

昭和七年十月十五日

社團法人船舶改善協會

理事長 川 村 貞 次 郎

各 船 主 殿

第一章 船舶改善助成施設

九三

第二項 第一次船舶改善助成費豫算議會條件

船舶改善助成費

政府ハ本邦老齡船ノ解體ヲ條件トシテ内地造船所ニ於テ船舶ヲ建造スル者ニ對シ建造船總噸數合計貳拾萬噸ヲ限リ補助金ヲ支給スルノ必要アリ依テ昭和七年度以降三箇年間左ニ掲クル金額以內ヲ支出スルノ契約ヲ結フコトヲ要ス

歳出臨時部

第一款補助及獎勵費

第十二項船舶改善助成費

年度	金額
昭和七年度	一、二五〇、〇〇〇圓
昭和八年度	五、五〇〇、〇〇〇圓
昭和九年度	四、二五〇、〇〇〇圓

前記補助ニ關スル條件左ノ如シ

- 一 解體セラルヘキ船舶ハ逓信大臣ノ特ニ認ムル場合ノ外總噸數千噸以上船齡二十五年以上ノ汽船ナル事
- 一 建造セラルヘキ代船ハ總噸數四千噸以上ノ鋼製汽船ニシテ其ノ合計總噸數ハ解體セラルヘキ船舶ノ合計總噸數

ノ三分ノ一以上ナル事

- 一 補助金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ船舶ノ解體及代船ノ建造ニ付豫メ逓信大臣ノ承認ヲ受ケヘキ事
- 一 補助金ハ命令書ノ定ムル所ニ依リ支給スル事
- 一 代船ノ合計總噸數カ解體船ノ合計總噸數ノ二分ノ一ヲ超ユルトキハ其ノ超ユル噸數ニ付テハ補助金ヲ支給セサル事

- 一 補助金ノ交付ヲ受ケ建造シタル船舶ハ逓信大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ承認ヲ受クルニアラサレハ之ヲ讓渡スル事ヲ得サル事

- 一 命令書ノ規定ニ違背シタルトキハ契約ヲ解除シ補助金ノ支給ヲ廢止シ既ニ支給シタル補助金ヲ還納セシメ又ハ所爲ノ輕重ニ從ヒ相當ノ違約金ヲ徵收スル事アルヘキ事

第三項 第一次船舶改善助成金の交付に關する逓信省告示

逓信省告示第七百八十六號(昭和七年九月二十七日附)

船舶法第一條ノ規定ニ依リ日本船舶ヲ所有シ得ル者ニシテ本邦老齡船ノ解體ヲ條件トシテ内地造船所ニ於テ船舶ヲ建造シ船舶改善助成金ノ交付ヲ受ケントスルモノハ左記ニ依リ逓信省ニ申請書ヲ差出スヘシ

昭和七年九月二十七日

逓信大臣 南

弘

- 一 解體セラルヘキ船舶(以下解體船ト稱ス)ハ總噸數一千噸以上ニシテ船齡二十五年以上且昭和七年一月一日ニ

於テ現ニ内地、朝鮮、臺灣又ハ關東州ニ船籍ヲ有スル鋼製又ハ鐵製汽船ナルヘキコト
但シ船齡ニ付テハ逡信大臣ニ於テ特ニ認ムル場合ニ限り二十五年未滿ナルモ妨ナキコト

二 建造セラルヘキ船舶(以下代船ト稱ス)ハ總噸數四千噸以上且速力十三節半以上ノ鋼製貨物汽船ニシテ其ノ總噸數ハ解體船ノ總噸數ノ三分ノ一以上ナルヘキコト但シ速力ニ付テハ逡信大臣ニ於テ特ニ認ムル場合ニ限り十三節半未滿ナルモ妨ナキコト

三 申請者解體船又ハ代船ノ二隻以上ニ付一括シテ申請ヲ爲シタルトキハ前項ノ解體船ト代船トノ噸數割合ハ解體船及代船ノ各合計總噸數ニ付算定スルコト

四 代船ハ内地造船所ニ於テ建造スヘキコト

五 代船ノ建造ニ付テハ左ノ各號ニ依ルヘキコト

(イ) 仕様書及圖面ハ逡信大臣ノ承認ヲ受クルコト

(ロ) 船型及推進器ハ水槽試験ヲ受ケ其ノ選定ニ付逡信大臣ノ承認ヲ受クルコト但シ逡信大臣ニ於テ特ニ認ムル場合ハ此ノ限りニアラサルコト

(ハ) 材料、機關及艤裝品ハ本邦製品ヲ使用スルコト但シ本邦ニ於テ製作困難又ハ急速ノ需要ニ應シ難キ等其ノ他已ムコトヲ得サル事由アルモノニ付逡信大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラサルコト

(ニ) 逡信大臣ノ適當ト認ムル速力試験ヲ施行スルコト

(ホ) 船舶検査法ノ規定ニ依リ製造中検査ヲ受ケ第一級船ノ資格ヲ受有スルコト

六 助成金ハ代船ノ竣工噸數及速力ニ應シ別表ニ定ムル金額ヲ支給スルコト但シ一噸未滿ノ端數ニ付テハ支給セサルコト

七 助成金ハ代船ノ竣工總噸數カ計畫總噸數ヲ超ユルトキ又ハ其ノ速力カ計畫速力ヲ超ユルトキハ其ノ超ユル噸數又ハ速力ニ付テハ支給セサルコト

八 助成金ハ代船ノ合計總噸數カ解體船ノ合計總噸數ノ二分ノ一ヲ超ユルトキハ其ノ二分ノ一ヲ超ユル噸數ニ付テハ支給セサルコト

九 申請者ハ左ノ各號ノ書類(イ)乃至(ハ)ハ各一通宛)ヲ具シ船舶改善協會ヲ經テ逡信大臣ニ申請スヘキコト

(イ) 代船件名書(第一號書式)

(ロ) 解體船件名書(第二號書式)

(ハ) 代船ノ船體及機關ノ製造計畫書

(ニ) 解體船主、代船々主間ニ於ケル契約書及其ノ寫

十 申請書ハ昭和七年十月一日以降之ヲ提出スヘキコト

十一 助成金支給ノ方法ハ左ノ各號ニ依ルコト

- (イ) 助成金ハ代船ノ龍骨据附ノ時ニ其ノ二分ノ一以内ヲ支給シ殘餘ハ其ノ竣工ノ時ニ支給スルコト但シ遞信大臣ニ於テ特ニ必要アリト認ムル場合ハ此ノ限ニアラサルコト
- (ロ) 代船ノ竣工ノ時迄ニ解體船ノ處分ヲ爲サ、ルトキハ其ノ處分ノ時迄助成金ノ殘餘ヲ支給セサルコト但シ特ニ遞信大臣ノ定ムル場合ハ此ノ限ニアラサルコト
- (ハ) 助成金ハ船舶改善協會ヲ經テ之ヲ支給スルコト
- 十二 助成金ノ交付ヲ受ケテ建造シタル船舶ハ遞信大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ承認ヲ受クルニアラサレハ之ヲ讓渡シ又ハ之ニ著シキ改造ヲ加フルコトヲ得サルコト
- 十三 命令書ノ規定ニ違背シタルトキハ契約ヲ解除シ、助成金ノ支給ヲ廢止シ、既ニ支給シタル助成金ヲ還納セシメ又ハ所爲ノ輕重ニ從ヒ相當ノ違約金ヲ徵收スルコトアルヘキコト
- 十四 本告示ニ於テ速力トハ正常最大馬力ニ對スル速力ニシテ第五項(ニ)號ノ試験ニ依リ測定シタルモノナルコト

第一號書式

- 代 船 件 名 書
- 一 船 種
- 二 製 造 番 號

- 三 計 畫 總 噸 數
- 四 機 關 ノ 種 類 及 數
- 五 計 畫 馬 力
- 六 計 畫 速 力
- 七 製 造 セ ン ト ス ル 工 場 ノ 位 置 及 名 稱
- 八 起 工 豫 定 年 月 日
- 九 竣 工 豫 定 年 月 日
- 十 製 造 價 格
- 年 月 日

住 所 氏 名 印

備考 二ハ未確定ノ場合ニハ其ノ旨ヲ記載シ七乃至十八未確定ノ場合ニハ其ノ見込ヲ記載スルコト

第二號書式

- 解 體 船 件 名 書
- 一 船 舶 番 號
- 二 船 種 船 名

第一章 船舶改善助成施設

第二節 第一次船舶改善助成施設

100

- 三 船 籍 港
- 四 所 有 者
- 五 總 噸 數
- 六 進 水 年 月
- 七 解體セントスル場所
- 八 解體セントスル者ノ住所氏名
- 九 解體着手豫定年月日
- 十 解體完了豫定年月日

住 所 氏 名 印

備考 七乃至十八未確定ノ場合ニハ其ノ見込ヲ記載スルコト

別 表

速 力	總噸數壹噸ニ對 スル助成金額
一四・〇〇未滿	四五・〇〇
一四・〇〇以上	四六・〇〇

一四・五〇以上	四七・〇〇
一五・〇〇以上	四八・〇〇
一五・五〇以上	四九・〇〇
一六・〇〇以上	五〇・〇〇
一六・五〇以上	五一・〇〇
一七・〇〇以上	五二・〇〇
一七・五〇以上	五三・〇〇
一八・〇〇以上	五四・〇〇

第三節 第二次船舶改善助成施設

第一項 第二次船舶改善助成施設に關する建議

第一次船舶改善助成施設は昭和七年十月以降二箇年度半に亘る繼續事業として施行せられたるものにして、從て昭和九年度末を以て滿了となれるものとす。尤も助成建造船にして十年以後に竣工するものあるべきを以て、政府の助成金豫算の一部は十年度以降に繰越支出せらるべく、其の範圍内に於ては十年度以後に尙殘務を存する次第な

り而して助成施設の實績は豫期以上の効果を擧げ、造船業及其の補助工業の維持振興並に船舶の素質改善に貢獻したる所甚大なるものありたり。然れども仔細に本邦海運の實狀を検討するに、所謂船質改善の目的は今回の施設を完了するも尙漸く其の半を達成するに過ぎざる状態なるを以て、當業者間の輿論は期せずして改善施設の延長繼續を要望するに至れり。依て本協會に於ては昭和八年秋期以來毎月の管理委員會に於て考究を重ね、且日本船主協會及造船聯合會と協力し、慎重審議の結果昭和九年四月に至り船舶改善助成施設繼續方に關し左記の通關係各大臣宛建議書を提出し、同時に各省を歴訪し建議の趣旨達成方に關し委曲陳情したり。

船改第三五四號

昭和九年四月廿四日

社團法人日本船主協會

會長 黒川 新次郎

造船聯合會

理事長 今岡 純一郎

社團法人船舶改善協會

理事長 川村 貞次郎

内閣總理大臣 子爵 齋藤

實殿

逓信大臣 南

弘殿

大藏大臣 高橋 是清殿

拓務大臣 永井 柳太郎殿

陸軍大臣 林 銑十郎殿

海軍大臣 大角 岑生殿

商工大臣 男爵 中島 久萬吉殿

宛各通

船舶改善助成施設繼續ニ關スル件

現行船舶改善助成施設ハ昭和七年十月以降九年度末迄二ヶ年度半ニ亘ル繼續事業トシテ實施セラレ、右期間内ニ老齡船總噸數約四十萬噸ヲ解體セシメ、之ニ代フルニ優秀船總噸數約二十萬噸ヲ新造セシメ、以テ本邦船舶ノ素質改善ヲ企圖シタルモノナルコトハ茲ニ絮説ノ要ナキ所ナリ。而シテ同施設ハ新船建造ト古船整理トヲ同時ニ實行セムトスル點ニ於テ、諸外國ニモ實例ナキ新制度ニシテ各國ノ賞讃ヲ博シタルモノナルト共ニ、其ノ成否ニ關シ齊シク注目セラレタル所ナリ。然ルニ實施以來造船用鋼材及船舶用品ノ暴騰ニ伴フ造船費ノ昂騰等、幾多ノ支障ヲ生ジタルニモ拘ラズ、幸ニ順調ナル經過ヲ辿リ、施設完了迄ニ尙一ヶ年ヲ殘存スル本年三月末現在ノ實績ニ於テ、既ニ豫定計畫タル新造二十萬噸解體四十萬噸ノ殆ド全部ヲ決定スルノ好成績ヲ擧ゲ得タルハ、是レ實ニ政府當局ノ指導獎勵ト當業者ノ努力經營トニ依ル官民協力ノ結果ニシテ、邦家ノ爲幸慶ニ堪ヘザル所ナリ。元來今回ノ助成施設ハ時局匡救對策ノ一トシテ造船業及其ノ補助工業ノ維持救濟ヲ目的トスルト同時ニ、本邦船舶ノ素質改善ニ依ル國防ノ

充實並國際貸借ノ改善ヲ期シタルモノナル處、其ノ實績前述ノ通ニシテ、本施設ノ圓滿遂行ハ今ヤ既定ノ事實ニ屬スルモノト謂フモ過言ニアラズ。加之本施設ニ依リ、造船技術ノ進歩ヲ促シタルコト著シキモノアルト共ニ、助成建造船ニシテ既ニ竣工ノ上對外航路ニ就航シタルモノハ、何レモ優秀ナル成績ヲ舉ゲツ、アリ。從テ本施設ノ目的ハ寧ロ豫期以上ニ達成セラルベキヲ信ズ。然レドモ仔細ニ本邦海運ノ實情ヲ考察スルニ、所謂船質改善事業ハ、今回ノ施設ヲ完了スルモ尙漸ク其ノ半ヲ達成スルニ過ギザル狀況ニ在ルハ、國策上深ク考慮ヲ要スルモノト思料ス。即チ本施設實施ノ當時ニ在リテハ、總噸數千噸以上ノ本邦船舶約四百萬噸ノ内、船齡二十五年以上ノ老齡船八十餘萬噸ヲ算シタルヲ以テ、其ノ約半數四十萬噸ヲ解體セシメムコトヲ期シタルモノニ付、本施設完了ノ曉ニ於テモ、尙多數ノ老齡船ヲ殘存スルノミナラズ、其ノ後更ニ五ケ年ヲ經過シ昭和十五年三月末ニ至ルトキハ、再ビ八十餘萬噸ノ古船ヲ算スルコト、ナリ、本施設實施當時ノ舊態ニ復歸スル實況ニ在ルモノトス。

敍上ノ通ニシテ、今回ノ船舶改善施設ハ其ノ成績頗ル良好ニ其ノ效果亦顯著ニシテ、所期ノ目的達成上遺憾ナシト雖、若シ今回限りニテ之ヲ打切ルモノトセバ、終ニ半成ノ事業タルニ止マリ船質改善ノ效果ヲ永續スルニ足ラザルハ瞭ナリトス。固ヨリ船質改善ノ效果ヲ確保スルガ爲ニハ、改善施設ヲ臨時的ノモノトセズ之ヲ永續ノ制度トナシ、當時航洋船舶ノ新陳代謝ヲ助成スルコト最モ望マシキ所ナルハ贅言ヲ要セザルモ、國庫財政ノ關係並世界海運ノ推移ヲ考慮スル必要アルニ由リ、之ヲ最小限度ニ止ムルモ現行施設ニ引續キ尙數年間新船建造及古船整理ヲ助成シ、本邦海運造船兩業ノ堅實ナル發達ヲ計リ、以テ國際貸借ノ改善及國防ノ充實ヲ期スルノ緊切ナルヲ痛感スル次第ナ

リ。而シテ本邦海運造船兩業ノ現状ハ稍小康ヲ保チツツアリト雖、多年不況ノ結果未ダ容易ニ其ノ基礎ヲ確立スルニ至ラズ。從テ船質改善事業ノ如キ、之ヲ當業者ノ自力更生ニ俟ツノ不可能ナル實情ニ在ルハ深ク遺憾トスル所ナルノミナラズ、隣テ海外ノ狀勢ヲ觀ルニ、倫敦經濟會議以來所謂經濟的國家主義ノ傾向益濃厚ニシテ、各國何レモ自國海運ノ保護救濟ニ汲々タルモノアルニ於テヲヤ。右ノ見地ニ據リ當會等ハ汎ク關係業者ノ意向ヲ徵シ、慎重審議ノ上、現行施設ニ引續キ昭和十年度以降更ニ別記ノ案ニ依リ、船舶改善助成計畫實施ノ必要止ムベカラザルコト並同計畫ト相俟テ外國船舶輸入制限ニ關スル現行制度ハ之ヲ存續スルノ必要アルコトヲ決議シタリ。依テ政府ハ右決議ノ趣旨ヲ採納セラレ、次期帝國議會ニ之ニ必要ナル豫算案ヲ提出セラレムコトヲ切望ス。

右及建議候也。

追テ爲御參考昭和七、八兩年度分船舶改善協會事業報告書添付致候。(添付書類省略)

昭和十年度以降船舶改善助成施設案要綱

- (一) 建造セラルベキ船舶ハ總噸數四千噸以上速力十三節半以上ノ鋼製汽船タルベキコト。但シ速力ニ付テハ、遞信大臣ニ於テ特ニ認ムル場合ニ限り十三節半未滿ナルモ妨ナキコト。

本項ハ現行施設ノ定ムル所ニ同ジ。

- (二) 建造セラルベキ船舶ハ内地、朝鮮、臺灣又ハ關東州ノ何レニ船籍ヲ定ムルモ妨ナキコト。現行施設ニ於テハ建造セラルベキ船舶ハ内地ニ船籍ヲ定ムベキコトニ限定セラレタルモ、次期計畫ニ於テハ朝

鮮、臺灣又ハ關東州ニ船籍ヲ定ムルモ差支ナカラシムルコト可然ト認ム。

(三) 解體セラルベキ船舶ハ總噸數千噸以上船齡二十五年以上トシ、昭和十年四月一日ニ於テ現ニ内地、朝鮮、臺灣又ハ關東州ニ船籍ヲ有スル鋼製又ハ鐵製汽船タルベキコト。但シ船齡ニ付テハ、遞信大臣ニ於テ特ニ認ムル場合ニ限り二十五年未滿ナルモ妨ナキコト。

本項ハ大體現行施設ノ定ムル所ニ同ジ

(四) 建造船舶噸數ト解體船舶噸數ノ比率ハ總噸數一噸ニ對シ一噸トスルコト。

現行施設ニ於テハ建造セラルベキ船舶ハ解體セラルベキ船舶ノ合計總噸數ノ三分ノ一以上タルベキコトニ定メラレ、是ニ由リ古船解體ヲ成ルベク多カラシムコトヲ庶幾シタルモ、其ノ後ノ實績ニ徴スルニ、建造噸數ニ對スル解體噸數ノ比率ヲ大ナラシムルトキハ、海運界ノ狀勢如何ニ因リ解體見合船ノ獲得困難トナリ、助成施設ノ進捗ヲ阻止スルノ虞ナキヲ保セズ。依テ次期計畫ニ於テハ右比率ヲ幾分緩和シ、建造セラルベキ船舶總噸數一噸ニ對シ解體セラルベキ船舶總噸數一噸トスルヲ適當ト認ム。

(五) 助成金率ハ建造船舶總噸數一噸當五十圓トシ、別ニ特別設備ニ對シ總噸數一噸當五圓ヲ支給セラレタキコト。

前號記載ノ通解體噸數ノ建造噸數ニ對スル比率ハ現行施設ニ比シ減少シタルモ、他方新船建造費ノ昂騰ヲ考慮シ助成金率ヲ噸當五十圓トシ、實際支給ニ當リテハ現行施設ノ例ニ依リ速力ノ大小ニ應ジ差等ヲ設ケ可然

ト認ム。

特別設備ニ對スル助成金率ハ現行施設ノ通噸當五圓トスルヲ可ト認ム。

(六) 助成期間ハ昭和十年度以降五年度間トスルコト。

船質改善ノ趣旨ヲ徹底スルガ爲ニハ、本件施設ハ之ヲ永續的ノモノトスルコト最モ望マシキ所ナルモ、差向現行施設ニ引續キ更ニ五年度間之ヲ實施シ、以テ現行施設ノ效果ヲ確保シ船質改善ノ實ヲ擧グルコト緊要ナリト思料ス。

(七) 毎年度建造及解體豫定噸數ハ何レモ約十萬噸トシ、五年度間建造豫定噸數約五十萬噸解體豫定噸數約五十萬噸トスルコト。

現行施設ニ於テハ建造豫定噸數合計二十萬噸解體豫定噸數合計四十萬噸以上ナルモ、現行施設終了當時ニ在リテモ、總噸數千噸以上ノ汽船ニシテ船齡二十五年ヲ超ユル老齡船ハ尙五十餘萬噸(別表参照)ヲ算スル見込ナルノミナラズ、更ニ年々老齡船ヲ生ズルニ由リ、次期計畫ニ於テハ右老齡船中約五十萬噸ヲ解體セシメ現行施設ト相俟テ以テ本邦船舶ノ素質改善ヲ期スルノ必要アリト認ム。

(八) 助成金八年度額五百五十萬圓(内特別設備ニ對スル助成金五十萬圓ヲ含ム)トシ、五年度間合計二千七百五十萬圓(内特別設備ニ對スル助成金二百五十萬圓ヲ含ム)トスルコト。

(九) 其ノ他ノ條件ハ大體現行施設ノ例ニ依ルコト。

(十) 外國船輸入制限ニ關スル制度ハ之ヲ存續シ、本施設ト併セテ船質改善ノ目的達成ヲ期スルコト。

別表

船齡二十五年以上ノ船舶調

現行施設實施ノ際(昭和七年十月一日)

二五四隻

八五四、〇一七噸

減少

助成施設ニ伴フ分(昭和九年四月一日迄ニ出願濟ノモノ)

九三隻

三九三、九〇四噸

同 (出願豫定ノモノ)

一

五、二一八

其ノ他

一九

四四、八二五

計

一一三

四四三、九四七

増加

昭和八年ニ船齡廿五年トナルモノ

七隻

三九、八三八噸

昭和九年ニ船齡廿五年トナルモノ

九

五一、七三四

昭和十年ニ船齡廿五年トナルモノ

六

二二、七七六

計

一一二

一一四、三四八

差引昭和十年一月現在

一六三隻

五二四、四一八噸

參照

昭和十一年ニ船齡廿五年トナルモノ

一六隻

七五、三二五噸

昭和十二年ニ船齡廿五年トナルモノ

一一

六二、〇五三

昭和十三年ニ船齡廿五年トナルモノ

九

四八、二九三

昭和十四年ニ船齡廿五年トナルモノ

一六

七七、〇三一

昭和十五年ニ船齡廿五年トナルモノ

一〇

五二、四八〇

昭和十五年現在

二二六隻

八三九、五九〇噸

第二項 前項建議より第二次船舶改善助成施設實施に至る迄の經過

第二次船舶改善助成施設の實施を要望せる前項建議書を政府に提出したる所、逓信省に於ては更に調査考究を重ねられたる上、建議の趣旨は大體之を採納すべきものと認められ、其の結果本件審議の爲特に海事審議會を開催し之に諮問せらるることとなりたり。右海事審議會は昭和九年七月二十五日より二十七日に至る三日間逓信省に於て開催せられ、總會及特別委員會に於て慎重審議を盡したる上、其の決議を具し逓信大臣に答申する所ありたり。同審議會に於ける逓信大臣諮問及之に對する審議會答申左記の如し。

逓信大臣諮問

第一章 船舶改善助成施設

船舶改善助成施設ニ關スル件

現行船舶改善助成施設ハ昭和九年度ヲ以テ終了スベキ處、現下事業界ノ狀況ニ鑑ミ、今後ニ於ケル本邦船舶素質改善ニ關スル適切ナル方策ニ付意見ヲ求ム。

海事審議會答申

現行船舶改善助成施設ハ、官民勞資ノ協力ニ依リ能ク其ノ所期ノ目的ヲ達成シ、我邦海運業並造船業ヲシテ恢復ノ途ニ就カシムルヲ得タリト雖モ、現下ノ狀勢ニ鑑ミルトキハ、更ニ別記要綱ノ趣旨ニ基キ船舶素質ノ改善ヲ圖リ、以テ斯業ノ堅實ナル發達ト、國運ノ進展ヲ期スルノ緊要ナルヲ認ムルニ因リ、政府ニ於テハ速ニ右施設ノ實現ニ付適當ナル措置ヲ執ラレムコトヲ望ム。

船舶改善助成施設要綱

(一) 助成方法

本邦船舶ヲ解體シ、其ノ代船ヲ内地造船所ニ於テ建造スル者ニ對シ助成金ヲ交付スルコト。

(二) 解體セラレベキ船舶ノ要件

總噸數千噸以上ニシテ船齡二十五年以上且昭和十年四月一日ニ於テ現ニ内地、朝鮮、臺灣又ハ關東州ニ船籍ヲ有スル鋼製又ハ鐵製汽船ナルコト但シ船齡ニ付テハ、遞信大臣ニ於テ特ニ認ムル場合ニ限り二十五年未滿ナルモ妨ナキコト。

(三) 建造セラレベキ代船ノ要件

(イ) 總噸數四千噸以上ノ鋼製汽船ナルコト。

(ロ) 速力(節ニテ)ハ船ノ長(米ニテ)ノ平方根ノ一・三倍以上ナルコト。但シ遞信大臣ニ於テ特ニ認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラザルコト。

(ハ) 仕様書及圖面ハ遞信大臣ノ承認ヲ受クルコト。

(ニ) 船型及推進器ハ水槽試驗ヲ受ケ、其ノ選定ニ付キ遞信大臣ノ承認ヲ受クルコト但シ遞信大臣ニ於テ特ニ認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラザルコト。

(ホ) 材料、機關及鑿裝品ハ本邦製品ヲ使用スルコト但シ遞信大臣ニ於テ特ニ認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラザルコト。

(ヘ) 遞信大臣ノ適當ト認ムル速力試驗ヲ執行スルコト。

(ト) 代船ハ朝鮮、臺灣又ハ關東州ニモ船籍ヲ置クヲ得ルコト。

(四) 解體船ノ繫留及解體時期

(イ) 解體船ハ代船竣工ノ時迄ニ之ヲ繫留スルコト但シ遞信大臣ニ於テ特ニ認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラザルコト。

(ロ) 解體船ハ代船竣工後解體ニ着手シ、且遞信大臣ノ指定スル時期迄ニ解體ノ處分ヲ爲スコト。

(五) 助成金額

助成金ハ代船ノ竣工總噸數及速力ニ應ジ、總噸數一噸ニ付平均金四十八圓ヲ交付スルコト但シ代船ノ竣工總噸數ガ解體船ノ總噸數ヲ超ユルトキハ、其ノ超ユル噸數ニ付テハ之ヲ交付セザルコト。

(六) 助成金交付ノ方法

(イ) 助成金ハ代船ノ龍骨据附ノ時ニ其ノ二分ノ一以内ヲ交付シ、殘餘ハ解體船ノ解體處分ヲ爲シタル時ニ之ヲ交付スルコト。

(ロ) 助成金ハ代船ノ竣工總噸數ガ計畫總噸數ヲ超ユルトキ、又ハ其ノ速力ガ計畫速力ヲ超ユルトキハ、其ノ超ユル噸數又ハ速力ニ付テハ之ヲ交付セザルコト。

(ハ) 助成金ハ代船ノ竣工總噸數一噸未滿ノ端數ニ付テハ之ヲ交付セザルコト。

(ニ) 助成金ハ船舶改善協會ヲ經テ之ヲ交付スルコト。

(七) 代船ノ讓渡又ハ改造制限

助成金ノ交付ヲ受ケテ建造シタル船舶ハ、逓信大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ承認ヲ受クルニアラザレバ、之ヲ讓渡シ又ハ之ニ著シキ改造ヲ加フルヲ得ザルコト。

(八) 代船ノ乗組員

助成金ノ交付ヲ受ケテ建造シタル船舶ハ、逓信大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ承認ヲ受クルニアラザレバ、外國人船員ヲ乗組マシムルヲ得ザルコト。

(九) 本施設ノ實施期間

本施設ハ昭和十年度以降五箇年度間トスルコト。

(十) 建造及解體噸數

毎年度建造及解體豫定總噸數ハ、何レモ約十萬噸ヲ標準トスルコト。

(十一) 外國船舶輸入制限ニ關スル制度ハ之ヲ存續シ本施設ト併セテ船質改善ノ目的達成ヲ期スルコト。

海事審議會の答申は右の通りにして、當方建議の趣旨を殆ど全部採納せられ、又逓信省に於ては審議會の答申を其の儘承認せられ、之に基きて第二次船舶改善助成費豫算を計上し之を大藏省に提出せらるるに至れり。

右豫算提出せられたる後、本協會等は更に關係各省を歴訪し豫算成立方に付懇請したり。然るに大藏省に於ける豫算査定の進捗に伴ひ、主として國庫財政上の理由に因り新規事業に要する經費の多くは否認若は削減せらるる状態となり、本件助成費も幸に事業の趣旨は認められたるも年限及金額等に關し著大なる査定減を受くるに至れり。依て逓信省に於ては更に當方の意向を徴せられたる上、大藏省査定の趣意をも參酌し曩に要求せられたる原案に對し年度及金額を相當縮少したる復活要求案を提出せられ、當方に於ても右復活要求案を極力支持し其の成立方に努力したるも、結局財政上等の理由に因り、新造解體各五萬噸（總噸數）一噸當助成金三十圓とし助成金總額百五十萬圓を昭和十・十一兩年度に亘り支給せらるべきことに決定し、議會の協賛を経て豫算成立を見るに至れり。

以上の通にして第二次船舶改善助成施設は、當初本協會等の建議したる所と著しき相違を生ずることとなり、船
質改善の趣旨を徹底するに足らざるは遺憾なりしも、國庫財政多端の折柄洵に止むを得ざりし所なり。而して右成
立豫算の施行細目は次項第二次船舶改善助成費豫算議會條件及第二次船舶改善助成金の交付に關する逓信省告示中
に掲記せる通なり。

第三項 第二次船舶改善助成費豫算議會條件

船舶改善助成費

船舶改善助成ノ爲左ノ條件ニ依リ老齡船ヲ解体シ新ニ船舶ヲ建造スル者ニ對シ左ニ掲クル金額以内ヲ支出スルノ契
約ヲ結フコトヲ得

一 支出年度割

昭和十年度

六五〇、〇〇〇圓

昭和十一年度

八五〇、〇〇〇圓

二 條 件

- 一 解体セラルヘキ船舶ハ逓信大臣ノ認ムル場合ノ外總噸數千噸以上船齡二十五年以上ノ汽船ナルコト
- 一 建造セラルヘキ代船ハ總噸數四千噸以上ノ鋼製汽船ナルコト

一 解体セラルヘキ船舶ノ合計總噸數ハ逓信大臣ノ認ムル場合ノ外建造セラルヘキ代船ノ合計總噸數以上ナルコ
ト

一 補助金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ船舶ノ解体及代船ノ建造ニ付豫メ逓信大臣ノ承認ヲ受クヘキコト

一 補助金ハ命令書ノ定ムル所ニ依リ支給スルコト

一 補助金ノ交付ヲ受ケ建造シタル船舶ハ逓信大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ承認ヲ受クルニアラサレハ之ヲ讓渡ス
ルコトヲ得サルコト

一 命令書ノ規定ニ違背シタルトキハ契約ヲ解除シ補助金ノ支給ヲ廢止シ既ニ支給シタル補助金ヲ還納セシメ又
ハ所爲ノ輕重ニ從ヒ相當ノ違約金ヲ徵收スルコトアルヘキコト

第四項 第二次船舶改善助成金の交付に關する逓信省告示

逓信省告示第九百七十六號(昭和十年四月十一日附)

本邦老齡船ノ解体ヲ條件トシテ内地造船所ニ於テ船舶ヲ建造シ船舶改善助成金ノ交付ヲ受ケントスルモノハ左記ニ
依リ逓信省ニ申請書ヲ差出スヘシ

昭和十年四月十一日

逓信大臣 床次竹二郎

- 一 解体セラルヘキ船舶（以下解体船ト稱ス）ハ總噸數千噸以上ニシテ船齡二十五年以上且昭和十年四月一日ニ於テ現ニ内地、朝鮮、臺灣又ハ關東州ニ船籍ヲ有スル鋼製又ハ鐵製汽船ナルヘキコト但シ船齡ニ付テハ逓信大臣ニ於テ特ニ認ムル場合ニ限リ二十五年未滿ナルモ妨ナキコト
- 二 建造セラルヘキ船舶（以下代船ト稱ス）ハ總噸數四千噸以上且速力（節ニテ）カ其ノ長サ（米ニテ）ノ平方根ノ一・三倍以上ノ鋼製貨物汽船ナルヘキコト但シ速力ニ付テハ逓信大臣ニ於テ特ニ認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラサルコト

三 解体船ノ總噸數ハ逓信大臣ノ認ムル場合ノ外代船ノ總噸數以上ナルヘキコト

四 解体船總噸數カ代船ノ總噸數ヲ超ユトルキハ逓信大臣ノ承認ヲ受ケ其ノ超ユル噸數ヲ他ノ代船ニ對スル解体噸數ニ充當スルヲ得ルコト

六 代船ハ内地、朝鮮、臺灣又關東州ニ船籍ヲ定ムヘキコト

五 代船建造ニ付テハ左ノ各號ニ依ルヘキコト

（イ） 仕様書及圖面ニ付逓信大臣ノ承認ヲ受クルコト

（ロ） 船型及推進器ニ付水槽試験ヲ受ケ其ノ選定ニ付逓信大臣ノ承認ヲ受クルコト但シ逓信大臣ニ於テ特ニ認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラサルコト

（ハ） 材料、機關及艤裝品ニ付テ本邦製品ヲ使用スルコト但シ本邦ニ於テ製作困難ナル場合、急速ノ需要ニ應シ

難キ場合其ノ他已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ於テ逓信大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラサルコト

（ニ） 逓信大臣ノ適當ト認ムル速力試験ヲ執行スルコト

（ホ） 船舶安全法ニ依ル製造検査又ハ之ト同等程度ノ製造検査ヲ受クルコト

七 解体船ハ代船竣工後解体ニ著手シ且命令書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三箇年以内ニ解体スヘキコト

八 助成金ハ別表ノ定ムル所ニ依リ支給スルコト

九 申請者ハ左ノ各號ノ書類（イ）乃至（ハ）ハ各二通宛）ヲ具シ船舶改善協會ヲ經テ逓信大臣ニ申請スヘキコト

（イ） 代船件名書（第一號書式）

（ロ） 解体船件名書（第二號書式）

（ハ） 代船ノ船體及機關ノ製造計畫書

（ニ） 解体船主、代船船主間ニ於ケル解体船ノ解体ニ關スル契約書及其ノ寫

（ホ） 第四項ニ依リ承認ヲ受ケタル噸數ヲ解体噸數ニ充當セントスルトキハ其ノ承認書

十 申請書ハ昭和十一年二月末日迄ニ之ヲ提出スヘキコト但シ同一代船船主ハ昭和十年七月末日迄及同年八月一日以降ノ各期間内ニ於テ各一隻ヲ超ユル代船ニ付申請書ヲ提出スルヲ得サルコト

十一 助成金支給ノ方法ハ左ノ各號ニ依ルコト

- (イ) 助成金ハ代船ノ龍骨据附ノ時ニ其ノ二分ノ一以内ヲ支給シ殘餘ハ其ノ竣工ノ時ニ支給スルコト
- (ロ) 助成金ハ船舶改善協會ヲ經テ之ヲ支給スルコト
- 十二 解體船カ解體著手前ニ沈没若ハ滅失シ又ハ重大ナル損傷ノ爲再困難ト爲リタルトキハ當該解體船ニ相當スル他ノ船舶ヲ以テ之ニ代フヘキコト
- 十三 助成金ノ交付ヲ受ケテ建造シタル船舶ハ命令書ノ定ムル所ニ依リ逓信大臣ノ承認ヲ受クルニアラサレハ之ヲ讓渡シ、貸渡シ若ハ擔保ニ供シ又ハ之ニ著シキ改造若ハ變更ヲ加フルヲ得サルコト
- 十四 助成金ノ交付ヲ受ケテ建造シタル船舶ハ逓信大臣ノ承認ヲ受クルニアラサレハ外國人船員ヲ乗組マシムルヲ得サルコト
- 十五 命令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ解體船ノ解體ノ時迄通貨又ハ國債ヲ以テ逓信大臣ノ定ムル保證金ヲ逓信省ニ差出スヘキコト
- 十六 命令書ノ規定ニ違背シタルトキハ契約ヲ解除シ助成金ノ支給ヲ廢止シ既ニ支給シタル助成金ヲ還納セシメ又ハ所爲ノ輕重ニ從ヒ相當ノ違約金ヲ徵收スルコトアルヘキコト
- 十七 本告示ニ於テ速力トハ正當最大馬力ニ對スル速力ニシテ第六項(ニ)號ノ試験ニ依リ測定シタルモノヲ謂ヒ船ノ長サトハ船舶滿載吃水線規程第四條ニ掲クルモノヲ謂フコト

第一號書式

代船件名書

- 一 船 種
- 二 製造番號
- 三 計畫總噸數
- 四 機關ノ種類及數
- 五 計畫馬力
- 六 計畫速力
- 七 製造セントスル工場ノ位置及名稱
- 八 起工豫定年月日
- 九 竣工豫定年月日
- 十 製造價格
- 十一 就航豫定航路

年 月 日

住所 氏 名 印

備考

第一章 船舶改善助成施設

第三節 第二次船舶改善助成施設

二八未確定ノ場合ニハ其ノ旨ヲ記載シ七乃至十八未確定ノ場合ニハ其ノ見込ヲ記載スルコト

第二號書式

解體船件名書

- 一 船 舶 番 號
- 二 船 種 船 名
- 三 船 舶 ノ 用 途
- 四 船 籍 港
- 五 所 有 者
- 六 總 噸 數
- 七 航 海 速 力
- 八 進 水 年 月
- 九 解體セントスル場所
- 十 解體セントスル者ノ住所氏名
- 十一 解體著手豫定年月日
- 十二 解體完了豫定年月日

年 月 日

住 所 氏 名 印

備 考

九乃至十二未確定ノ場合ニハ其ノ見込ヲ記載スルコト

別 表

速力(節ニテ)ト船ノ長サノ
(米ニテ)平方根トノ比

代船ノ竣工總噸數一噸ニ對ス
ル助成金額

一・三〇	以上	二四・五
一・三五	以上	二五・五
一・四〇	以上	二六・五
一・四五	以上	二七・五
一・五〇	以上	二八・五
一・五五	以上	二九・五
一・六〇	以上	三〇・五
一・六五	以上	三一・五
一・七〇	以上	三二・五

備考

- 一 解體船ノ總噸數カ代船ノ竣工總噸數(若シ竣工總噸數カ計畫總噸數ヲ超ユルトキハ計畫總噸數)ヨリ小ナル場合ニ於テハ其ノ差額ニ對シ一噸ニ付金十圓ノ割合ヲ以テ算定シタル金額ヲ助成金總額ヨリ減額ス
- 二 助成金ハ代船ノ竣工總噸數カ計畫總噸數ヲ超ユルトキ又ハ其ノ速力カ計畫速力ヲ超ユルトキハ其ノ超ユル噸數又ハ速力ニ付テハ之ヲ支給セス
- 三 助成金ハ一噸未滿ノ端數ニ付テハ之ヲ支給セス

第四節 第三次船舶改善助成施設

第一項 第三次船舶改善助成施設に關する建議

第一次及第二次兩回に渉る船舶改善助成施設の實績は豫期以上に良好なるものあり、本施設に依り造船業及其の補助工業の維持振興並に船舶の素質改善に因る國際貸借の改善及國防の充實等に貢獻する所多大なるものありたるは既に一般に承認せられたる所にして茲に贅言を要せざる所なり。此の好成績に鑑みるも現に尙約百萬噸に垂むとする老齡船及不經濟船を包擁する本邦海運界の實狀より考慮し、今後引續き新船建造・古船解撤を奨励すべき助成施設を實施し、以て船質改善に因り帝國海運の基礎を一層鞏固ならしむるの必要あるは言を俟たず。特に昭和九年四月二十四日附を以て日本船主協會・造船聯合會及本協會連署を以て政府に提出したる船舶改善助成施設繼續に關す

る建議に於ては、昭和十年度以降五年度間に亘り、毎年度新造解體各十萬噸五年度間合計各五十萬噸に對し助成施設を實施せらるる様要望したるにも拘らず、國庫財政の都合に依り第二次施設として僅に新造解體各五萬噸に對する助成計畫を認められたるに止まる關係もあり、旁々更に引續き第三次助成施設實行方に付、重ねて政府當局に建議するの止むを得ざるに至れり。依て本協會に於ては昭和十年四月以降毎月の管理委員會に於て調査考究を盡し、尙日本船主協會及造船聯合會と協力し慎重審議の上、昭和十年七月三日附を以て左記の通關係各大臣宛建議書を提出し、同時に關係各方面を歴訪し建議の趣旨達成方に付詳細陳情したり。

船改第六八九號

昭和十年七月三日

社團法人日本船主協會

會長 黒川新次郎

造船聯合會

理事長 斯波孝四郎

社團法人船舶改善協會

理事長 黒川新次郎

内閣總理大臣
逕信大臣

第一章 船舶改善助成施設

大	拓	陸	海	商
藏	務	軍	軍	工
大	大	大	大	大
臣	臣	臣	臣	臣
宛各通				

第三次船舶改善助成施設ニ關スル件

昭和七年十月以降實施セラレタル第一次船舶改善助成施設ハ、前年度末ヲ以テ其ノ事業年度ヲ終了シ、引續キ本年度始ヨリ更ニ第二次助成施設ノ施行ヲ認メラレタル處、是亦既ニ實行計畫ノ完了ヲ告グルニ至レリ。此兩次ノ施設ガ、本邦造船海運兩業ノ維持振興ニ寄與スル效果顯著ニシテ、時局匡救、國際貸借改善、國防充實等所期ノ目的達成上遺憾ナカルベキハ、既ニ第一次施設ノ實績ニ徴シ瞭カニシテ、世上一般ニ承認セラレ、所ナルハ幸慶ニ堪ヘズ、尙又海外海運國ニ在リテモ、新船建造古船解體ヲ同時ニ行ハシムル本施設ノ有效適切ナルヲ認識シ、英國ノ如キハ既ニ本年始ヨリ、本邦施設ヲ模倣シテ船舶改善助成事業ヲ開始シ、其ノ他ノ諸國ニ在リテモ亦同様之二做ハムトスルモノ尠カラザルハ、本施設ガ非常時海運對策トシテ極メテ有效適切ナルコトヲ裏書シタルモノト思料ス。

斯ノ如ク船舶改善助成事業ガ、現下非常時ニ於ケル海運對策トシテ極メテ有效適切ナルハ、内外ニ在リテ共ニ齊シク承認セラル、所ニシテ、我國ニ於テ始メテ之ヲ實施シタルハ、聊カ各國ニ誇示スルニ足レリ。然レ共世界海運界

ニ於ケル本邦海運ノ地位ヲ顧ミルニ、噸數ニ於テハ英米二次ギ第三位ニ在リト雖、船齡・船型・速力・機關等所謂船舶ノ素質ヲ檢討スルトキハ、尙依然トシテ五、六位ヲ占ムルニ過ギズ。從テ既往二次ニ亘ル改善施設ヲ完了スルモ、船質ノ改善ハ現狀ニ於テ尙半成ノ域ヲ脱セズ。況ンヤ年々更ニ老齡船ヲ生ズルニ於テヤヤ。此等ノ事情ハ、既ニ客年四月二十四日附船改第三五四號ヲ以テ、本協會等連署ノ上政府御當局ニ提出シタル船舶改善助成施設繼續ニ關スル建議書中ニ掲記シタル所ニシテ、茲ニ再ビ之ヲ絮說スルノ必要ナキモ、當時第一次施設ニ引續キ、更ニ第二次施設トシテ、各五十萬噸ノ新船建造並古船解體ヲ助成セラレムコトヲ陳情シタル趣旨モ、全ク敍上ノ理由ニ外ナラズ。然ルニ第二次施設トシテ認メラレタル所ハ、僅ニ新造、解體各五萬噸ノ少額ニ過ギザリシハ事財政上ノ理由ニ因ルモノニシテ、洵ニ止ムヲ得ザル所ナリト雖、帝國海運ノ前途ニ想到スルトキハ、遺憾ニ堪ヘザルモノアルヲ諒察セラレムコトヲ望ム。

翻テ海外ノ狀勢ヲ案ズルニ、各國ノ海運保護政策ハ、客年以來一層顯著ナルモノアリ。英國ハ過去百餘年ニ亘ル海運自由主義ノ傳統ヲ放棄シテ、既ニ濃厚ナル保護政策ニ轉向シ、米國ハ從來ノ間接保護政策ヲ改メテ、直接保護制度ヲ樹立セムトシ、其ノ他佛・獨・伊等ノ諸國亦夫々自國造船海運ノ保護救濟ニ汲々タルモノアリ。而シテ此ノ間ニ在リテ、世界海運ノ調整ヲ目的トスル國際船主會議ノ提唱セラル、アリト雖、各國ノ利害容易ニ一致セザルモノアルガ爲、其ノ開催時期モ延期ヲ重ネ居ル狀況ニシテ、從テ現狀ヨリ考フルニ、各海運國ハ夫々獨自ノ立場ニ依リ其ノ嚮フベキ所ヲ定メ、之ニ邁進スルノ外ナキ狀勢ニ在ルモノト認ム。

事情右ノ通ニ付、本協會等ハ茲ニ重ネテ別記案ニ依リ、第三次船舶改善助成施設ノ實施ヲ政府御當局ニ建議スルノ止ムヲ得ザルニ至レリ。固ヨリ造船・海運ノ維持振興ヲ圖ルハ當業者ノ責務ニシテ、漫リニ政府御當局ニ對シ過大ノ援助ヲ求ムベキニアラザルハ勿論ナルモ、歐洲大戰以來世界經濟界ノ不況ニ因ル創痍尙未ダ癒エズ。加フルニ海運界ノ前途容易ニ樂觀ヲ許サザル現狀ニ於テ、船舶改善事業ノ如キ之ヲ當業者ノ自力更生ニ俟テ得ザルモクアルハ、前述海外諸國ノ實例ニ鑑ミルモ瞭カナリト思料ス。依テ政府御當局ニ於テハ、造船・海運兩業ノ國家的使命ト、當業者ノ衷情トヲ諒トセラレ、本件建議ノ趣旨ヲ採納ノ上、次期帝國議會ニ之ニ必要ナル豫算案ヲ提出セラレムコトヲ切望ス。右及建議候也。

追テ爲御參考昭和九年度船舶改善協會事業報告書添付致置候。(添付書類省略)

昭和十一年度以降船舶改善助成施設案要綱

- 一 建造セラルベキ船舶ハ總噸數四千噸以上速力十三節半以上ノ鋼製貨物汽船タルベキコト但シ遞信大臣ニ於テ特ニ認ムル場合ニ限り、毎年度助成建造噸數ノ二割以內ハ總噸數二千噸以上四千噸未滿トナスコトヲ得。此ノ場合速力ハ十一節半以上トスルコト。
- 二 建造セラルベキ船舶ハ内地、朝鮮、臺灣又ハ關東州ノ何レニ船籍ヲ定ムルモ妨ナキコト。
- 三 解體セラルベキ船舶ハ總噸數千噸以上船齡二十五年以上トシ、昭和十一年四月一日ニ於テ現ニ内地、朝鮮、

臺灣又ハ關東州ニ船籍ヲ有スル鋼製又ハ鐵製汽船タルベキコト。

但シ船齡ニ付テハ遞信大臣ニ於テ特ニ認ムル場合ニ限り二十五年未滿ナルモ妨ナキコト。

- 四 建造船舶噸數ト解體船舶トノ比率ハ總噸數一噸ニ對シ一噸トスルコト。
- 五 助成金率ハ建造船舶總噸數一噸當五十圓トシ、別ニ特別設備ニ對シ總噸數一噸當五圓ヲ支給セラレタキコト
- 六 助成期間ハ昭和十一年度以降三年間トスルコト。
- 七 毎年度建造及解體豫定噸數ハ何レモ約十萬噸トシ、三年度間建造豫定噸數約三十萬噸解體豫定噸數約三十萬噸トスルコト。
- 八 助成金八年度額五百五十萬圓(內特別設備ニ對スル助成金五十萬圓ヲ含ム)トシ、三年度間合計千六百五十萬圓(內特別設備ニ對スル助成金百五十萬圓ヲ含ム)トスルコト。
- 九 解體船ハ新造船竣工迄ニ繋留スルコト。
- 十 其ノ他ノ條件ハ大體現行施設ノ例ニ依ルコト。
- 十一 外國船舶輸入制限ニ關スル制度ハ之ヲ存續シ、本施設ト併セテ船質改善ノ目的達成ヲ期スルコト。

參考表

船齡廿五年以上ノ船舶調(總噸以上數)

昭和十年一月一日現在

右ノ内船齡廿五年以上ニシテ第二次
助成施設ニ依リ解體セラレベキモノ

差 引

昭和十年ニ船齡廿五年トナルモノ
 昭和十一年ニ船齡廿五年トナルモノ
 昭和十二年ニ船齡廿五年トナルモノ
 昭和十三年ニ船齡廿五年トナルモノ
 昭和十四年ニ船齡廿五年トナルモノ
 昭和十五年ニ船齡廿五年トナルモノ
 昭和十六年ニ船齡廿五年トナルモノ
 昭和十七年ニ船齡廿五年トナルモノ
 昭和十八年ニ船齡廿五年トナルモノ
 昭和十九年ニ船齡廿五年トナルモノ
 昭和二十年ニ船齡廿五年トナルモノ

一六二隻	一一八
一〇隻	五三三、二九〇噸
一五二隻	三二、九八五噸
六隻	五〇〇、三〇五噸
一四隻	二二、七七六噸
一二隻	五七、三〇二噸
九隻	六二、九五三噸
一六隻	四八、〇九三噸
一〇隻	七七、〇三一噸
二八隻	五二、四七八噸
五六隻	一一七、二二九噸
一三五隻	一六四、三九四噸
一〇八隻	三六一、四九三噸
八四隻	四七〇、三四九噸
	三五九、一三〇噸

第二項 前項建議より第三次船舶改善助成費豫算計上に至る迄の經過

昭和十年七月三日附を以て第三次船舶改善助成施設の實施を要望する前項建議書を政府に提出したる所、逓信省に於ては右建議書の内容を詳細調査せられたる上、

- (一) 助成建造船は總噸數四千噸以上の鋼製汽船(旅客船を含む)とすること、
 - (二) 特別助成金は軍部の意見を參酌する必要あるに由り追て別に決定すべきこと、
- の二點の外は當方建議の趣旨を全部採納すべきものと認められ、其の結果本件審議の爲特に海事審議會を開催し、之に諮問せらるることとなりたり。右海事審議會は昭和十年七月二十九日より三十一日迄三日間逓信省に於て開催せられ、總會及特別委員會に於て慎重審議を盡したる上、其の決議を具し逓信大臣に答申する所ありたり。

海事審議會に於ける逓信大臣諮問及之に對する審議會答申左記の如し。

逓信大臣諮問

船舶改善助成施設ニ關スル件

現下内外ノ情勢ニ鑑ミ今後本邦ニ於テ施設スベキ船舶素質改善ニ關スル方策ニ付意見ヲ求ム。

海事審議會答申

近時諸海運國ニ於ケル自國海運並ニ造船業保護政策ノ強化ニ伴ヒ、國際海運競争愈々熾烈ナラントスルニ當リ、本邦海運方今尙數多ノ老齡不經濟船ヲ擁シ、爲ニ之等諸國海運トノ拮抗上極メテ不利ナルノ狀勢ニ鑑ミ、船舶改善助成施設ノ繼續實施ハ正ニ喫緊ノ要事ナリトス。而シテ今後同施設ノ恒久化ヲ圖リ不斷ニ優秀商船隊ノ充實ヲ期スル

ハ、我海運伸展ノ根本政策トシテ極メテ適切ナリト認ムルニ付、差向來年度以降ニ於テ少クトモ別記要綱ノ施設ヲ實施シ、以テ内外時局ニ對應スルノ方策ヲ講ズルヲ緊要トス。仍テ政府ニ於テハ之が實現ニ付、速ニ適當ナル措置ヲ執ラレンコトヲ望ム。

船舶改善助成施設要綱

一 助成方法

本邦船舶ヲ解體シ其ノ代船ヲ内地造船所ニ於テ建造スルモノニ對シ助成金ヲ交付スルコト。

二 解體セラルベキ船舶ノ要件

總噸數千噸以上ニシテ、船齡二十五年以上且昭和十一年四月一日ニ於テ現ニ内地、朝鮮、臺灣又ハ關東州ニ船籍ヲ有スル鋼製又ハ鐵製汽船ナルコト但シ船齡ニ付テハ、逓信大臣ニ於テ特ニ認ムル場合ニ限り二十五年未滿ナルモ妨ナキコト。

三 建造セラルベキ代船ノ要件

- (イ) 總噸數四千噸以上ノ鋼製汽船ナルコト。
- (ロ) 速力(節ニテ)ハ船ノ長(米ニテ)ノ平方根ノ一・三倍以上ナルコト但シ逓信大臣ニ於テ特ニ認ムル場合ハ此ノ限りニ在ラザルコト。
- (ハ) 仕様書及圖面ハ逓信大臣ノ承認ヲ受クルコト。

(ニ) 船型及推進器ハ水槽試験ヲ受ケ、其ノ選定ニ付逓信大臣ノ承認ヲ受クルコト但シ逓信大臣ニ於テ特ニ認ムル場合ハ此ノ限りニ在ラザルコト。

(ホ) 材料、機關及艤裝品ハ本邦製品ヲ使用スルコト但シ逓信大臣ニ於テ特ニ認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラザルコト。

(ヘ) 逓信大臣ノ適當ト認ムル速力試験ヲ執行スルコト。

(ト) 代船ハ朝鮮、臺灣又ハ關東州ニモ船籍ヲ置クヲ得ルコト。

四 解體船ト代船トノ噸數比率

解體船ト代船トノ噸數比率ハ原則トシテ一噸ニ對シ一噸トスルコト。

五 解體船ノ繫留及解體時期

(イ) 解體船ハ原則トシテ代船竣工ノ時迄ニ之ヲ繫留スルコト。

(ロ) 解體船ハ代船竣工後解體ニ着手シ、且逓信大臣ノ指定スル時期迄ニ解體ノ處分ヲ爲スコト。

六 助成金額

助成金ハ代船ノ竣工噸數及速力ニ應ジ、總噸數一噸ニ付平均金五十圓ヲ交付スルコト。但シ代船ノ竣工總噸數ガ解體船ノ總噸數ヲ超ユルトキハ、其ノ超ユル噸數ニ付テハ之ヲ交付セザルコト。

七 助成金交付ノ方法

(イ) 助成金ハ代船ノ龍骨据付ノ時ニ其ノ二分ノ一以内ヲ交付シ、殘餘ハ解體船ノ解體處分ヲ爲シタル時ニ之ヲ交付スルコト。

(ロ) 助成金ハ代船ノ竣工總噸數ガ計畫總噸數ヲ超ユルトキ、又ハ其ノ速力が計畫速力ヲ超ユルトキハ、其ノ超ユル噸數又ハ速力ニ付テハ之ヲ交付セザルコト。

(ハ) 助成金ハ代船ノ竣工總噸數一噸未滿ノ端數ニ付テハ之ヲ交付セザルコト。

(ニ) 助成金ハ船舶改善協會ヲ經テ之ヲ交付スルコト。

八 代船ノ讓渡又ハ改造制限

助成金ノ交付ヲ受ケテ建造シタル船舶ハ、逓信大臣ノ定ムル所ニ依リ、其ノ承認ヲ受クルニアラザレバ之ヲ讓渡シ又ハ之ニ著シキ改造ヲ加フルヲ得ザルコト。

九 代船ノ乗組員

助成金ノ交付ヲ受ケテ建造シタル船舶ハ、逓信大臣ノ定ムル所ニ依リ、其ノ承認ヲ受クルニアラザレバ外國人船員ヲ乗組マシムルヲ得ザルコト。

十 本施設ノ實施期間

本施設ハ昭和十一年度以降三箇年度間トスルコト。

十一 建造噸數

毎年度建造豫定噸數ハ十萬噸トスルコト。

十二 外國船輸入制限ニ關スル制度ハ之ヲ存續シ、本施設ト併セテ船質改善ノ目的達成ヲ期スルコト。

海事審議會の答申は右の通にして、

(一) 助成建造船は總噸數四千噸以上の鋼製汽船（旅客船を含む）とすること、

(二) 特別助成金は別に決定すべきこと、

の二點を除き其の他の各條項は當方建議の趣旨を全部採納せられ、又逓信省に於ては審議會の答申を其の儘承認せられ、之に基きて第三次船舶改善助成費豫算を計上し、昭和十年八月上旬之を大藏省に提出せらるるに至れり。

前記の通助成費豫算提出せられたる後、本協會等は更に關係各方面を歴訪し豫算成立方に付懇請を重ねたるが、大藏省に於ける豫算査定の進捗に伴ひ、今回も亦國庫財政上の理由に因り新規事業に要する經費は殆ど否認若は削減せらるることとなり、本件助成費も年限及金額等に關し著大なる減額を受くるに至り、結局第二次施設と全く同様な年限及金額を認められたるに止まることとなれり。即ち第三次助成施設として新造解體各五萬噸（總噸數）一噸當助成金三十圓とし、昭和十一年度六十五萬圓昭和十二年度八十五萬圓合計百五十萬圓を支給せらるべきことに決定し、議會の協賛を求むることとなりたり。然るに昭和十一年一月二十一日に至り帝國議會は突如解散を命ぜられたるに由り、本件豫算は次期議會の協賛を求むるの外なき狀況となるに至れり。

以上の通にして第三次船舶改善助成施設は當初本協會等の建議したる所と著しき相違を生ずることとなり、船質改善の趣旨を徹底するに足らざるのみならず、帝國議會の解散に由り其の成立を延期せらるるに至りたり。然るに其の後昭和十一年二月下旬に至り、總選舉終了直後所謂二・二六事件の突發に因り内閣交迭したるも、特別議會は同年五月一日を以て開會せらるることとなりたるに依り、本協會等は第三次船舶改善助成費を追加豫算として特別議會に提出せられむことを重ねて政府に要望したる所、其の願意採納せられ、政府は前内閣に於て決定の通右豫算を特別議會に提出せられ、協賛を経て其の成立を見るに至れり。

右成立豫算の施行細目は大體第二次施設の際と同様にして、次項第三次船舶改善助成費豫算議會條件及第三次船舶改善助成金の交付に關する逓信省告示中に掲げらるる通なり。

第三項 第三次船舶改善助成費豫算議會條件

船舶改善助成費

船舶改善助成ノ爲左ノ條件ニ依り老齡船ヲ解体シ新ニ船舶ヲ建造スル者ニ對シ左ニ掲クル金額以内ヲ支出スルノ契約ヲ結フコトヲ得

一 支出年度割

昭和十一年度

六五〇、〇〇〇圓

昭和十二年度

八五〇、〇〇〇圓

計

一、五〇〇、〇〇〇圓

二條 件

- 一 解体セラルヘキ船舶ハ逓信大臣ノ認ムル場合ノ外總噸數千噸以上船齡二十五年以上ノ汽船ナルコト
- 一 建造セラルヘキ代船ハ總噸數四千噸以上ノ鋼製汽船ナルコト
- 一 解体セラルヘキ船舶ノ合計總噸數ハ逓信大臣ノ認ムル場合ノ外建造セラルヘキ代船ノ合計總噸數以上ナルコト
- ト
 - 一 補助金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ船舶ノ解体及代船ノ建造ニ付豫メ逓信大臣ノ承認ヲ受クヘキコト
 - 一 補助金ハ命令書ノ定ムル所ニ依リ支給スルコト
 - 一 補助金ノ交付ヲ受ケ建造シタル船舶ハ逓信大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ承認ヲ受クルニアラサレハ之ヲ讓渡スルコトヲ得サルコト
 - 一 命令書ノ規定ニ違背シタルトキハ契約ヲ解除シ補助金ノ支給ヲ廢止シ既ニ支給シタル補助金ヲ還納セシメ又ハ所爲ノ輕重ニ從ヒ相當ノ違約金ヲ徴收スルコトアルヘキコト

第四項 第三次船舶改善助成金の交付に關する逓信省告示

逓信省告示第千二百一號（昭和十一年五月二十九日附）

本邦老齡船ノ解體ヲ條件トシテ内地造船所ニ於テ船舶ヲ建造シ船舶改善助成金ノ交付ヲ受ケントスルモノハ左記ニ依リ逓信省ニ申請書ヲ差出スベシ

昭和十一年五月二十九日

逓信大臣 頼母木桂吉

- 一 解體セラルベキ船舶（以下解體船ト稱ス）ハ總噸數千噸以上ニシテ船齡二十五年以上且昭和十一年六月一日ニ於テ現ニ内地、朝鮮、臺灣又ハ關東州ニ船籍ヲ有スル鋼製又ハ鐵製汽船ナルベキコト但シ船齡ニ付テハ逓信大臣ニ於テ特ニ認ムル場合ニ限り二十五年末滿ナルモ妨ナキコト
- 二 建造セラルベキ船舶（以下代船ト稱ス）ハ總噸數四千噸以上且速力（節ニテ）ガ其ノ長サ（米ニテ）ノ平方根ノ一・三倍以上ノ鋼製貨物汽船ナルベキコト但シ速力ニ付テハ逓信大臣ニ於テ特ニ認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラザルコト
- 三 解體船ノ總噸數ハ逓信大臣ノ認ムル場合ノ外代船ノ總噸數以上ナルベキコト
- 四 解體船ノ總噸數ガ代船ノ總噸數ヲ超ユルトキハ逓信大臣ノ承認ヲ受ケ其ノ超ユル噸數ヲ他ノ代船ニ對スル解體噸數ニ充當スルヲ得ルコト
- 五 代船ハ内地、朝鮮、臺灣又ハ關東州ニ船籍ヲ定ムベキコト

六 代船建造ニ付テハ左ノ各號ニ依ルベキコト

- (イ) 仕様書及圖面ニ付逓信大臣ノ承認ヲ受クルコト
- (ロ) 船型及推進器ニ付水槽試驗ヲ受ケ其ノ選定ニ付逓信大臣ノ承認ヲ受クルコト但シ逓信大臣ニ於テ特ニ認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラザルコト
- (ハ) 材料、機關及艤裝品ニ付テハ本邦製品ヲ使用スルコト但シ本邦ニ於テ製作困難ナル場合、急速ノ需要ニ應ジ難キ場合其ノ他已ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ於テ逓信大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラザルコト
- (ニ) 逓信大臣ノ適當ト認ムル所ニ依リ速力試驗ヲ執行スルコト
- (ホ) 船舶安全法ニ依ル製造検査又ハ之ト同等程度ノ製造検査ヲ受クルコト
- 七 解體船ハ代船竣工後解體ニ著手シ且命令書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三箇年以内ニ解體スベキコト
- 八 助成金ハ別表ノ定ムル所ニ依リ支給スルコト
- 九 申請者ハ左ノ各號ノ書類（イ）乃至（ハ）ハ各二通宛）ヲ具シ船舶改善協會ヲ經テ逓信大臣ニ申請スベキコト
- (イ) 代船件名書（第一號書式）
- (ロ) 解體船件名書（第二號書式）
- (ハ) 代船ノ船體及機關ノ製造計畫書

- (ニ) 解體船主代船船主間ニ於ケル解體船ノ解體ニ關スル契約書及其ノ寫
- (ホ) 第四項ニ依リ承認ヲ受ケタル噸數ヲ解體噸數ニ充當セントスルトキハ其ノ承認書
- 一〇 申請書ハ昭和十一年六月一日ヨリ昭和十二年二月末日迄ニ之ヲ提出スベキコト但シ同一代船船主ハ昭和十一年八月末日迄及同年九月一日以降ノ各期間内ニ於テ各一隻ヲ超ユル代船ニ付申請書ヲ提出スルヲ得ザルコト
- 一一 助成金支給ノ方法ハ左ノ各號ニ依ルコト
 - (イ) 助成金ハ代船ノ龍骨据附ノ時ニ其ノ二分ノ一以内ヲ支給シ殘餘ハ其ノ竣工ノ時ニ支給スルコト
 - (ロ) 助成金ハ船舶改善協會ヲ經テ之ヲ支給スルコト
- 一二 解體船ガ解體著手前ニ沈没若ハ滅失シ又ハ重大ナル損傷ノ爲再困難ト爲リタルトキハ當該解體船ニ相當スル他ノ船舶ヲ以テ之ニ代フベキコト
- 一三 助成金ノ交付ヲ受ケテ建造シタル船舶ハ命令書ノ定ムル所ニ依リ遞信大臣ノ承認ヲ受クルニアラザレバ之ヲ讓渡シ貸渡シ若ハ擔保ニ供シ又ハ之ニ著シキ改造若ハ變更ヲ加フルヲ得ザルコト
- 一四 助成金ノ交付ヲ受ケテ建造シタル船舶ハ遞信大臣ノ承認ヲ受クルニアラザレバ之ニ外國人船員ヲ乘組マシムルヲ得ザルコト
- 一五 命令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ解體船ノ解體ノ時期迄通貨又ハ國債ヲ以テ遞信大臣ノ定ムル保證金ヲ遞信省ニ差出スベキコト

- 一六 命令書ノ規定ニ違背シタルトキハ契約ヲ解除シ、助成金ノ支給ヲ廢止シ、既ニ支給シタル助成金ヲ還納セシメ又ハ所爲ノ輕重ニ從ヒ相當ノ違約金ヲ徵收スルコトアルベキコト
- 一七 本告示ニ於テ速力トハ正常最大馬力ニ對スル速力ニシテ第六項(ニ)號ノ試験ニ依リ測定シタルモノヲ謂ヒ船ノ長サトハ船舶滿載吃水線規程第四條ニ規定スルモノヲ謂フコト

第一號書式

代船件名書

- 一 船 種
- 二 製造 番 號
- 三 計畫總噸數
- 四 機關ノ種類及數
- 五 計畫 馬 力
- 六 計畫 速 力
- 七 製造セントスル工場ノ位置及名稱
- 八 起工豫定年月日
- 九 竣工豫定年月日

十 製造價格
十一 就航豫定航路

年 月 日

住所 氏

名 印

備 考

二八未確定ノ場合ニハ其ノ旨ヲ記載シ七乃至十八未確定ノ場合ニハ其ノ見込ヲ記載スルコト

第二號書式

解體船件名書

- 一 船舶番號
- 二 船種船名
- 三 船舶ノ用途
- 四 船籍港
- 五 所有者
- 六 總噸數
- 七 航海速度

八 進水年月

九 解體セントスル場所

十 解體セントスル者ノ住所氏名

十一 解體著手豫定年月日

十二 解體完了豫定年月日

年 月 日

住所 氏

名 印

備 考

九乃至十二八未確定ノ場合ニハ其ノ見込ヲ記載スルコト

別 表

速力(節ニテ)ト船ノ長サノ (米ニテ)平方根トノ比 一・三〇以上 一・三五以上 一・四〇以上	代船ノ竣工總噸數一噸ニ對ス ル助成金額 二四・圓 二五・五 二六・五
--	--

第一章 船舶改善助成施設

第五節 第二次及第三次船舶改善助成施設に依る解體船の解體延期

一四二

一	四・五以上	二七・五
一	五・〇以上	二八・五
一	五・五以上	二九・五
一	六・〇以上	三〇・五
一	六・五以上	三一・五
一	七・〇以上	三二・五

備考

- 一 解體船ノ總噸數ガ代船ノ竣工總噸數若シ竣工總噸數ガ計畫總噸數ヲ超ユルトキハ計畫總噸數ヨリ小ナル場合ニ於テハ其ノ差額ニ對シ一噸ニ付金拾圓ノ割合ヲ以テ算定シタル金額ヲ助成金總額ヨリ減額ス
- 二 助成金ハ代船ノ竣工總噸數ガ計畫總噸數ヲ超ユルトキ又ハ其ノ速力ガ計畫速力ヲ超ユルトキハ其ノ超過噸數又ハ速力ニ付テハ之ヲ支給セズ
- 三 助成金ハ一噸未滿ノ端數ニ付テハ之ヲ支給セズ

第五節 第二次及第三次船舶改善助成施設に依る解體船の解體延期

第二次及第三次船舶改善助成施設に對する解體船は、第一次船舶改善助成施設の場合と異り、助成金下付命令書

の交付を受けたる日より三箇年間其の解體を猶豫せられあるものにして、第二次船舶改善助成施設に對する解體船の解體期限は、昭和十三年五月十五日を以て滿了するものなる所、時局の關係上其の解體完了期限を昭和十四年五月十五日迄一箇年間延長せらるる旨、昭和十三年四月一日附逓信大臣の認可書交付せられたり。但し右認可書には解體延期期間中と雖、逓信大臣に於て必要と認むる時は三箇月の豫告を以て解體せしむることあるべしとの條件を付しあり。

次に第三次船舶改善助成施設に對する解體船の解體期限は、昭和十四年五月末日を以て滿了するものなる所、是亦時局の關係上其の解體完了期限を昭和十五年五月末日迄一箇年間延長せらるる旨、昭和十四年四月一日附逓信大臣の認可書交付せられたり。但し右認可書には前記第二次施設に依る解體と同様條件を付しあり。然るに其の後に於ても時局關係愈逼迫し、船腹の擴充極めて緊要なるものあるに至りたるを以て、第二次施設に在りては前後五回、第三次施設に在りては前後四回解體期限の延長を見たり、之を表示すれば次の如し。

解體期限	第一回延期期限	第二回延期期限	第三回延期期限	第四回延期期限	第五回延期期限
第二次 昭和十三年五月十五日	昭和十四年五月十五日 (昭和十三年四月一日)	昭和十五年五月十五日 (昭和十四年四月五日)	昭和十六年五月十五日 (昭和十五年三月二十六日)	昭和十七年五月十五日 (昭和十六年三月二十五日)	當分ノ内 (昭和十七年四月十三日)
第三次 昭和十四年五月三十一日	昭和十五年五月三十一日	昭和十六年五月三十一日	昭和十七年五月三十一日	當分ノ内	

(昭和十四年四 月一日)	(昭和十五年三 月二十六日)	但シ臺南丸及臺 中丸ハ昭和十七 年四月末日迄 (昭和十六年三 月二十五日)	(昭和十七年四 月十三日)
-----------------	-------------------	---	------------------

備考

- 1 第二次及第三次施設共毎回の解體延期認可書には、解體延期期間中と雖、逓信大臣に於て必要と認むるときは三箇月の豫告を以て解體せしむることあるべしとの條件を付しあり。
- 2 括弧内年月日は逓信大臣より延期認可書の交付ありたる日附なり。

第六節 船舶改善助成施設の實績

第一項 昭和七年度實績（第一次船舶改善助成施設）

昭和七年九月二十七日附逓信省告示第七百八十六號（本章第二節（第三項参照））に依り、船舶改善助成金の下付申請並に助成金の支給は總て本協會を経由すべきことに定められたるは前掲の通なる所、昭和七年十月一日業務開始以來昭和八年三月末日迄に本協會を経由して助成金下付願を逓信省に提出し、助成金下付指令書を受領したる船舶は、三井物産株式會社第一船を始として合計十三隻此總噸數九萬四千五十噸を算せり。而して政府の助成計畫豫算に依れば、昭和七年度に於ては代船即新造船總噸數五萬噸に對し助成金を下付せんとするものなるを以て、前記實績は豫定總噸數を超過すること實に四萬四千五十噸に達し、此の超過噸數は昭和八年度分として同年度豫算に依り助成金を支

給せらるべきものとす。

第二項 昭和八年度實績（第一次船舶改善助成施設）

昭和八年度に在りては政府の助成計畫豫算に依る新造豫定總噸數は十萬噸と定められたる所、既に昭和七年度より繰越されたるもの四萬四千五十噸を算せるを以て、昭和八年度計畫としては其の殘餘五萬五千九百五十噸の建造を決定すれば足ることとなりたり。然るに昭和八年度に入りても、造船材料及船舶屬具の價格は依然として騰勢を辿り且軍需工業の股振に伴ふ造船所の繁忙に因り新造船建造費は益々増嵩の狀勢を示し、加ふるに解體船獲得に要する所謂權利金も亦著しき騰貴を見る等、助成船建造に對し幾多の支障を生ずるに至れり。從て昭和八年度上半期間に在りては建造申請を爲す者割合に少く、改善施設の進捗上懸念せられたる所、幸に下半期に入り漸次申請者相次ぐに至りたる結果、昭和八年度中に本協會を経由して助成金下付願を逓信省に提出したる船舶は、合計十七隻總噸數十萬六百六十噸に達し、之に前年度より繰越したる分を加算するときは、昭和八年度末現在累計三十隻總噸數十九萬四千七百十噸を算することなれり。

更に以上新造船に對する解體船を見るに昭和七年度中決定の分合計四十九隻總噸數十九萬七千二百九十五噸、昭和八年度中決定の分合計四十四隻總噸數十九萬六千六百九噸にして、右兩年度累計たる昭和八年度末現在累計九十隻總噸數三十九萬三千九百四噸に達せり。

而して他方第一次船舶改善助成施設は昭和七年十月より昭和十年三月末迄二箇年度半に亘る繼續事業として實施せられ、此間總噸數に於て昭和七年度五萬噸・昭和八年度十萬噸・昭和九年度五萬噸合計二十萬噸の新船を建造せしめ、之に對し總噸數四十萬噸の古船を解體せしめんとする計畫に付、前記昭和八年度末實績は、豫定年限に尙一箇年度を殘存するに拘らず、本施設計畫の殆ど全部の成績を決定したる次第なり。但し昭和九年度分に屬すべき新造船噸數は同年度に繰越し、助成金は其の割當豫算に依り支給せらるべきものとす。

第三項 昭和九年度實績（第一次船舶改善助成施設）

昭和九年度に在りては昭和八年度末迄に決定したる噸數を除く僅少なる殘額即新造船約五千餘噸、解體船約六千餘噸を決定すれば足ることとなり、是を以て第一次施設計畫全部の完了を見ることとなりたり。而して之に對し昭和九年度に入り、三井物産株式會社より新造船一隻計畫總噸數四千六百噸、解體船九千六百九十五噸（此内譯、乾汽船合資會社所有船菊桐丸一隻五千二百十八噸外に他の解體船より生じたる剩餘噸數四千四百七十七噸）の申請書提出あり、昭和九年四月十三日附を以て右申請書を逕信省に進達し、同年五月八日附を以て逕信省より助成金下付指令書を交付せられたるを以て、同船を最後として新造船計畫の全部を確定するに至れり。此の結果を綜合するに、第一次助成施設に依る新造船合計三十一隻總噸數十九萬九千三百十噸、解體船合計九十四隻總噸數三十九萬九千二百四十噸に達せり。

以上の通りにして、第一次船舶改善助成施設は其の最終年度初頭に於て既に計畫全部の確定を見るに至れり。尤も右は實施計畫の確定にして、各船舶の實際の建造又は解體は相當所要時日を経過し漸次實現せらるるものに付、昭和十年度に入り建造又は解體を完了するものありて、即ち前記新造船合計三十一隻總噸數十九萬九千三百十噸、解體決定船合計九十四隻總噸數三十九萬九千二百四十噸中、昭和九年度末迄に進水竣工又は解體したるもの及昭和十年度に於て進水竣工又は解體すべきものを擧ぐれば左の如し。

昭和九年度末迄に進水したる船舶	二六隻	總噸數	一七六、六〇七噸
昭和十年度に於て進水すべき船舶	五隻	總噸數	二二、二〇〇噸
昭和九年度末迄に竣工したる船舶	二二隻	總噸數	一五四、七〇七噸
昭和十年度に於て竣工すべき船舶	九隻	總噸數	四四、一〇〇噸
昭和九年度末迄に解體したる船舶	九三隻	總噸數	三九五、七四三噸
昭和十年度に於て解體すべき船舶	一隻	總噸數	三、四九七噸

右の通昭和十年度に於て進水又は竣工すべき船舶に對しては、助成金豫算を同年度に繰越し、進水又は竣工の時期に應じ夫々助成金を支給せらるべきものとす。

第四項 昭和十年度實績（第二次船舶改善助成施設）

昭和十年度は第二次助成施設の実施に入りたるが、同時に第一次助成施設に依る昭和九年度末に於ける残部船舶全部の進水・竣工及解体を左の如く完了したり。即ち

昭和十年度に於て進水したる船舶（第一次助成施設残存分）	五隻	總噸數	二二、四二六噸
昭和十年度に於て竣工したる船舶（同）	九隻	總噸數	四四、二八二噸
昭和十年度に於て解体したる船舶（同）	一隻	總噸數	三、四九七噸

備考 右の内進水及竣工船舶總噸數が前項に掲ぐる所と相違するは實測の結果に依るものとす。

以上の内進水及竣工船舶は、大阪商船株式會社彰化丸が昭和十年八月三十一日進水し、同年十一月十五日を以て竣工したるを最後として全部完了し、解体船は日本郵船株式會社春日丸が同年四月二十五日解体したるを最後として之亦全部完了したり、即ち第一次助成施設は昭和十年十一月十五日を以て其の全部を無事完了したるものとす。此の結果を綜合すれば新造船三十一隻總噸數十九萬八千九百八十九噸（此總噸數が前項に掲ぐる總噸數と異るは竣工後實測の結果に依るものとす）、解体船九十四隻總噸數三十九萬九千二百四十噸を算せり。

第二次助成施設は新造せらるべき船舶總噸數五萬噸とし、解体せらるべき船舶も亦同じく總噸數五萬噸として實施せられ、昭和十年四月十一日附を以て其の施行細目を規定したる逓信省告示公布せられたる所（本章第三節第四項參照）、同日大阪商船株式會社より總噸數六千八百噸型代船一隻の建造申請ありたるを始とし、同年四月十七日三井物産株式會社より總噸數九千二百噸型代船一隻の建造申請を最後として、合計八隻此總噸數四萬九千七百六十

噸に達して滿額となり、之に對する解体船は合計十二隻此總噸數五萬二千七百九十八噸を算するに至れり、即ち第二次助成施設の施行細目を規定したる逓信省告示公布後、僅に一週間を出でずして新造、解体共全部の申請を完了するの好成績を得たり。而して右新造せらるべき代船中、國際汽船株式會社申請に係る總噸數六千八百噸型「隻（衣笠丸）」の如きは同年八月十日龍骨を据附け翌十一年二月二十八日を以て既に竣工し、其の他各會社申請に係る殘餘七隻も昭和十年度末即ち昭和十一年三月末迄に何れも既に龍骨据附を了れり。

尙第二次助成施設に對する解体船は前記の通全部確定したるも、第一次助成施設の場合と異り、代船建造許可の日より三年間其の解体を猶豫せらるることとなりたるに由り、昭和十年度内には解体せられたるものなし。

第五項 昭和十一年度実績（第三次船舶改善助成施設）

昭和十一年度は第三次助成施設の実施に入りたるが、同時に第二次助成施設の全部を完了したり。而して第二次助成施設に關しては昭和十年度末に既に助成建造船の全部即ち合計八隻計畫總噸數四萬九千七百七十一噸（前項には四萬九千七百六十噸）の起工を了りたるが、右の外昭和十年度中に進水したる船舶三隻竣工したる船舶一隻を算するを以て、昭和十一年度に於て進水及竣工したる船舶は左の如し。

昭和十一年度に於て進水したる船舶	五隻	總噸數	三三、三三〇噸
昭和十一年度に於て竣工したる船舶	七隻	總噸數	四四、〇二三噸

第六節 船舶改善助成施設の實績

備考 右の内總噸數は實測の結果に依るものとす。

以上の内進水及竣工船は三井物産株式會社御室山丸が昭和十一年十月十七日進水し、昭和十二年一月十六日を以て竣工したるを最後とし、之を以て第二次施設に依る新船建造全部を無事完了したり。此の結果を綜合すれば新造船八隻總噸數五萬八百三十四噸（此總噸數が前項に掲ぐる總噸數と異なるは竣工後實測の結果に依るものとす）を算せり。

第三次助成施設は新造・解體何れも各總噸數五萬噸と定められ、昭和十一年六月一日より實施せられたる所、實施即日に於て新造・解體共豫定噸數は滿額となりたり。即ち新造船九隻此の計畫總噸數五萬七百噸、解體船十三隻此の總噸數四萬七千二百三十五噸を算したり。而して右新造船九隻は昭和十一年度中に全部其の起工を了り、而かも同年度中に進水したる船舶五隻、竣工したる船舶一隻を算せり。

尙解體船に關しては第二次及第三次の兩施設共新造建造許可の日より三箇年内に解體すべきことに命令せられ居り、從て第二次施設に依る解體船十二隻總噸數五萬二千七百九十八噸の内、日本郵船株式會社春洋丸（總噸數一萬三千二十六噸）が昭和十二年二月二十八日解體を完了したる外、昭年十一年度中に解體したるもの無く、又第三次施設に依る解體船十三隻總噸數四萬七千二百三十五噸も昭和十一年度中に解體せられたるもの無し。

第六項 昭和十二年度實績（第三次船舶改善助成施設）

昭和十二年度は第三次助成施設の全部を完了したり、而して第三次施設に依る新造船船にして昭和十二年度に於て進水及竣工したるもの左の如し。

昭和十二年度に於て進水したる船舶	四隻	總噸數	二五、三五〇噸
昭和十二年度に於て竣工したる船舶	八隻	總噸數	四六、〇三〇噸

以上の内進水及竣工船は、日本郵船株式會社淺香丸が昭和十二年七月七日進水し同年十一月三十日を以て竣工したるを最後とし、之を以て第三次施設に依る新船建造全部を無事完了したり。此の結果を綜合すれば新造船九隻總噸數五萬八百九十一噸（此總噸數が計畫總噸數と異なるは竣工後實測の結果に依るものとす）を算せり。

尙解體船に關しては第二次及第三次の兩施設共新船建造許可の日より三箇年内に解體すべきことを命ぜられ居り、從て第二次施設に依る解體船十二隻總噸數五萬二千七百九十八噸の内、日本郵船株式會社春洋丸（總噸數一萬三千二十六噸）が既に昭和十一年度に於て解體し、更に昭和十二年度に於て大連汽船株式會社萬達丸（總噸數三千六百五十一噸）が昭和十二年六月十七日解體を完了したる外、他に解體したるものなく、又第三次施設に依る解體船十三隻總噸數四萬七千二百九十四噸も昭和十二年度末迄には未だ解體したるもの無し。

第七節 海運國策

第一項 第四次船舶改善助成施設に關する建議

既往三次に亘る船舶改善助成施設の内、第一次施設は昭和十年四月二十五日日本郵船株式會社春日丸の解體並に同年十一月十五日大阪商船株式會社彰化丸の竣工を何れも最後として古船解體及新船建造の全部を無事完了し、第二次施設は昭和十二年一月十六日三井物産株式會社御室山丸の竣工を最後として、之亦新船建造を無事完了したリ（第二次施設の古船解體は助成金下付命令書の交付を受けたる日より三箇年以内に解體すべきことに定められ居り、昭和十一年度内には日本郵船株式會社春洋丸一隻を解體したるのみにて他に解體したるものなし）。更に第三次施設は昭和十一年六月一日を以て實施せられたる所、實施即日にて建造及解體豫定噸數は滿額となり、昭和十二年二月十八日日本郵船株式會社申請船の起工を以て既に助成金全部の起工を了したり（第三次施設の古船解體は、第二次施設の際と同じく助成金下付命令書の交付を受けたる日より三箇年以内に解體すべきことに定められ居り、昭和十一年度内には解體したるものなし）。

船舶改善助成施設の經過は前陳の通順調なる經過を辿り、且其の成績頗る良好にして時局匡救・國防充實・國際貸借改善等當初目的としたる所は遺憾なく達成せられつつあり、加之本施設は其の古船解體に依り外國船輸入制限制度と共に船腹の調節に資し、同時に圓價の低落・對外貿易の伸展等と相俟ち、歐米諸國に先ちて我海運復興の機運を促進したる效果没すべからざるものあり。然れ共當時内外の狀態を察するに、經濟上・國防上尙容易に樂觀を許さざるのみならず非常時局の色彩は益々濃厚ならんとしつつあり、從て是に對應すべき海運政策として、此の際更に從來の船舶改善助成施設を擴大し且相當期間を繼續して之を實施すると共に、右助成施設と關聯して外國船輸

入制限制度の存續・對外航海獎勵制度の新設・海事金融制度の改善並に船舶建造原價引下の四項目をも併せて之を實施するの緊要なるを認むるの見地に依り、本協會に於ては昭和十一年五月以降毎月の管理委員會に於て協議を重ね、尙日本船主協會及造船聯合會と協力し慎重審議の上、同年七月四日附を以て左記の通關係各大臣宛建議書を提出し、同時に其の趣旨達成方に付關係各方面に陳情したり。

船改第八〇二號

昭和十一年七月四日

社団法人日本船主協會

會長 村 口 省 藏

造船聯合會

理事長 斯 波 孝 四 郎

社団法人船舶改善協會

理事長 黒 川 新 次 郎

内閣總理、逓信、大藏
大臣宛各通

拓務、陸軍、海軍、商工

第四次船舶改善助成施設ニ關スル件

船舶改善助成施設ハ昭和七年十月其ノ第一次施設實施以來頗ル順調ナル經過ヲ辿リ、成績豫期以上ニ良好ニシテ、本邦海運造船兩業ノ堅實ナル發達ニ寄與セル所甚大ナルモノアルハ勿論、國防充實・國際貸借改善等其ノ目的トシタル所モ遺憾ナク達成セラレツ、アリ、而シテ本年度ニ於テハ更ニ第三次施設ノ實施ニ入りタル所、助成建造申請者相次グノ狀況ニシテ、實施即日ニ於テ建造及解體豫定噸數ハ滿額トナリ、實施計畫ハ直ニ確定ヲ見ルニ至レルハ洵ニ慶賀ニ堪エザル所ナリ。

船舶改善助成施設ガ既往三次ニ涉リ此ノ如ク頗ル順調裏ニ進捗シ、豫期以上ノ成果ヲ期待セラル、ハ同施設ガ現下ノ非常時局ニ於ケル海運對策トシテ最モ有效且適切ナリシコトヲ如實ニ證明スルモノニシテ、此ノ點ニ付テハ既ニ國內一般ニ認識セラル、所ナルノミナラズ、海外諸國ニ於テモ亦均シク承認セラル、所ニシテ、本施設ノ當否ニ關シテハ最早發言ヲ費スノ必要ナシト思考ス。固ヨリ船舶改善事業ハ海運造船兩業ノ基礎ヲ鞏固ニシ且其ノ對外競争力ヲ強化スル所以ナルヲ以テ、平時ニ在リテモ亦緊切缺クベカラザル施設タルハ勿論ナルモ、特ニ現下ノ非常時局ニ際シテハ、國防上竝ニ國家經濟上ヨリ考慮シ一層其ノ必要ヲ痛感セラル、所ナリ。而シテ現下ノ非常時局ハ今後ニ於テ益其ノ重要ノ程度ヲ増大セムトシツ、アリ、從テ之ニ對應セムトスル海運政策トシテ、此ノ際更ニ從來ノ船舶改善助成施設ヲ一層擴大シ、且相當期間繼續シテ實施セラル、コトハ實ニ緊急止ムベカラザル所ト思料ス。

本件助成事業ニ關シテハ、本會等ハ第一次施設以來毎回其ノ必要止ムベカラザルコトヲ認メ、政府ニ建議スル所アリ幸ニ採納セラレテ以テ今日ニ迄ビタルハ洵ニ感謝ニ堪エザル所、而シテ今後ニ於テハ前陳ノ如ク非常時局ノ色彩濃厚ナラムトスル狀勢ニ對應シ、本邦海運造船兩業ノ擴張強化ヲ期スルノ必要ヲ痛感シ、今回更ニ慎重審議ノ結果別紙記載ノ通昭和十二年度以降ニ於ケル第四次船舶改善助成施設案要綱ヲ決議シタリ。依テ政府御當局ニ於テハ何卒前陳ノ趣旨ヲ諒トセラレ、本件建議採納ノ上末期帝國議會ニ之ニ必要ナル豫算案ヲ提出セラレムコトヲ切望ス。尙本件助成施設ト關聯シ、別紙要綱末尾ニ掲載シタル外國船舶輸入制限制度ノ存續・對外航海獎勵制度ノ新設・海事金融制度ノ改善竝ニ船舶建造原價引下ノ各項目ハ、何レモ海運造船兩業ノ健全ナル發展ヲ促進シ、本邦船舶ノ對外進出ヲ助長スルニ必要缺クベカラザル根本方策タルノミナラズ、本件施設ヲ成效セシムル要素ヲ爲スモノナルニ付併セテ之ガ實施ニ關シ何分ノ御高配アラムコトヲ切望シテ已マザル所ナリ。

右及建議候也

追テ爲御參考昭和十年度船舶改善協會事業報告書添付致置候。(添付書類省略)

昭和十二年度以降船舶改善助成施設案要綱

- 一 建造セラルベキ船舶ハ總噸數二千噸以上速力十一節半以上ノ鋼製汽船タルベキコト。
- 二 建造セラルベキ船舶ハ内地、朝鮮、臺灣又ハ關東州ノ何レニ船籍ヲ定ムルモ妨ナキコト。
- 三 解體セラルベキ船舶ハ總噸數千噸以上船齡二十五年以上トシ、昭和十二年四月一日ニ於テ現ニ内地、朝鮮、臺灣又ハ關東州ニ船籍ヲ有スル鋼製又ハ鐵製汽船タルベキコト、但シ船齡ニ付テハ遞信大臣ニ於テ特ニ認ム

- ル場合ニ限り二十五年未滿ナルモ妨ナキコト。
- 四 建造船舶噸數ト解體船舶噸數トノ比率ハ總噸數一噸ニ對シ一噸トスルコト、但シ解體船舶噸數ニ付テハ遞信大臣ニ於テ必要ト認ムル場合ニ於テハ之ヲ變更セラル、モ妨ナキコト。
 - 五 助成金率ハ建造船舶總噸數一噸當七十圓トシ、別ニ特別設備ニ對シ總噸數一噸當五圓ヲ支給セラレタキコト
 - 六 助成期間ハ昭和十二年度以降五年度間トスルコト。
 - 七 毎年度建造及解體豫定噸數ハ何レモ約十萬噸トシ、五年度間建造豫定噸數約五十萬噸解體豫定噸數約五十萬噸トスルコト。
 - 八 助成金ハ年額七百五十萬圓（内特別設備ニ對スル助成金五十萬圓ヲ含ム）トシ、五年度間合計三千七百五十萬圓（内特別設備ニ對スル助成金二百五十萬圓ヲ含ム）トスルコト。
 - 九 解體船ハ新造船竣工迄ニ繋留スルコト、但シ遞信大臣ニ於テ必要ト認ムル場合ニ於テハ之ヲ變更セラル、モ妨ナキコト。
 - 十 其ノ他ノ條件ハ大體現行施設ノ例ニ依ルコト。
 - 十一 政府ハ本施設ト併セテ尙左記各號ノ事項ヲ實施セラレタキコト。
 - (一) 外國船舶輸入制限ニ關スル制度ハ之ヲ存續セラレタキコト。
 - (二) 現ニ航路補助金ヲ受クル船舶ノ外遠洋航路ニ就航スル船舶ニ對シテハ、別ニ相當ノ獎勵金ヲ支給スル制度ヲ設ケ、本邦船舶ノ對外進出助長ヲ期セラレタキコト。
 - (三) 海事金融ニ關シテハ、現行造船資金貸付利子補給制度ヲ擴張スルト共ニ船舶抵當貸付補償制度ヲ設ケ、海運及造船ニ關スル金融ノ圓滑ヲ期セラレタキコト。
 - (四) 船舶ノ建造原價ヲ低廉ナラシムル爲、適當ナル措置ヲ講ゼラレタキコト。

總噸數千噸以上ノ汽船船齡別（二十年以上）調

（昭和十一年一月一日現在）

總噸數	二十五年以上		二十五年未滿		三十年以上	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
千噸以上	一一	一四、〇一四	八	一一、八六八	三二	四六、四〇四
二千噸以上	七	一七、八二四	八	一九、五五七	三九	九八、〇一四
三千噸以上	一三	四三、〇九五	八	二六、六〇三	二六	九一、四九三
四千噸以上	六	二九、二六二	一四	六三、七〇七	七	三一、八二二
五千噸以上	七	三八、二九七	七	三九、五八四	五	二六、五九二
六千噸以上	二	一二、八九七	二	一二、四一二	四	二五、一二〇
七千噸以上	三	二一、二一七	三	二三、八八七	一	—

第七節 海運國策

八千噸以上	一	八、五〇六	二	一七、一九六	一	八、二五二
九千噸以上	八	七六、一三九	一	九、八三八		
一萬噸以上	四	四九、〇九〇				
計	六二	三一〇、三四一	五三	二二五、六五二	一一四	三二七、六九七

一五八

第二項 前項建議より海運國策豫算成立に至る迄の経過

第四次船舶改善助成施設の実施を要望したる前掲建議書を政府に提出したる所、逓信省に於ては關係各省と協議の上、建議の趣旨は之を諒とするも、現下の非常時局に對應する爲當分の内古船解體を中止し新船建造のみを助成せんとする(一)優秀船建造計畫案を樹立せられ、同時に建議の趣旨を採納したる(二)遠洋航海助成施設案並に(三)船舶金融施設案を作成せられ、一括して之を海運國策案と稱し、之に伴ふ豫算を昭和十一年末開會の帝國議會に提出せられたり。

然るに昭和十二年一月下旬廣田内閣辭表提出の爲、同年二月下旬新に成立したる林内閣に於ては、前記海運國策案に伴ふ豫算に付再検討の結果、其の主義方針は之を踏襲し、繼續年度及支出額等は大體之を認めたるも、各省豫算全般に涉る削減に伴ひ、海運國策案に對する豫算に付ても各年度支出額等に幾分の變更を加へたる上、重ねて之を帝國議會に提出し其の協賛を経て豫算成立を見るに至れり。

第三項 海運國策の意義

海運國策豫算は昭和十二年度より實施せられたるが、海運國策の内容一般に就ては茲に轉載の「海運國策に就て」と題する逓信省發表の記述(昭和十二年一月六日刊行官報附錄週報第十二號掲載)に譲ることとすべし。

海運國策に就て (昭和十二年一月六日官報附錄週報第十二號掲載)

逓 信 省

我國は四面環海の海國である。我國が常時非常時を通じて、この特殊な地理的條件より享け來つた恩恵は極めて大なるものがある。特に多事多難なりしこの半世紀を通じて、克く内を守り、外に發展することを得たのは、實にこの天與の地理的條件の故に外ならなかつた。而して今や、我が艦隊はその量に於てこそ英、米には及ばないが、その勢威は隆々として宇内を歴し、又我が商船は凡そ水の續く限り世界の果までも旭日旗を翻へしつゝある状況である。

斯くの如く、我國が世界の大海運國の一として數へらるゝに至つたことは、この特殊な地理的環境よりして我が國運の伸展上必然の途であつたと謂はねばならない。併し乍ら、夙に發達すべくしてその機を逸し來つた

我國海運が始めてその緒を近代的基礎の上に据ゑたのは、漸く明治初年以後のことであつて、この時既に英吉利、和蘭、西班牙、葡萄牙、佛蘭西、獨逸等の先進諸國は優秀なる海運を擁して七洋を縦横に濶歩してゐたのであつた。これら先進海運國に伍して、搖籃期の我國海運が歩一步その航權の伸展を畫することは決して容易な業ではなかつたが、關係者の不撓不屈の努力は政府諸般の施設と相俟つて、極めて目覺ましい發達の跡を示して先進諸國を驚異せしめたのである。試みに、これを船腹に就て觀れば明治初年僅かに數萬噸に過ぎなかつた我國海運は、日清戰爭前の明治二十六年には十六萬噸、戰後三十二萬噸となり、次いで日露戰爭前の明治三十六年には五十八萬噸、戰後は一躍百萬噸に達し、英、米、獨、佛、諾、伊に亞いで世界第七位に進んだ。更に歐洲大戰を契機とする世界海運の異常なる膨脹時代に際し、我國海運は遂に英米に亞ぐ世界第三位の地歩を占むるに至つたのである。即ち、現在に於ける我國海運は内外地船舶を合してその總噸數約五百三十萬噸内百噸以上の汽船約四百二十萬噸を算するのであるが、これ等は何れも東洋近海は素より遠く歐羅巴、南北亞米利加、濠洲、阿弗利加の邊陲に至る迄配船せられ、漸次先進海運國の牙城に迫つて我が航權の伸展に邁進しつゝある状況である。我國海運が僅か半世紀の間に斯くも顯著なる發展を遂げた事實は世界海運史上にその比を見ざるところであつて、これはもとより我が國運の全面的躍進の結果たるは論を俟たざるところではあるが、翻つて思ひを遠く致すならば、天來の海國が正にその趨くべき所に趨いたものであるとの感が深いのである。

世界船舶隻數並總噸數(一九三六—七年度ロイド船名錄に據る。昭和十一年六月末現在總噸數百噸以上の汽船及機船)

國別	隻數	總噸數	國別	隻數	總噸數
英 國	九、〇七九	二〇、一七二、九八三	和 蘭	一、四〇八	二、五〇七、三五四
英 本 國	六、八九一	一七、一八二、八五七	瑞 典	一、二四四	一、五〇六、五五七
英 屬 領	二、一八八	二、九九〇、一二六	希 臘	六〇六	一、八〇〇、八五〇
米 國	三、〇二一	一一、九〇五、二八一	西 牙	八六一	一、一四五、五三一
日 本	二、三六七	四、二一五、六九〇	丁 抹	六九五	一、一三四、〇二九
獨 逸	二、〇八五	三、七〇八、二〇二	白 耳 義	一七九	三八八、四一三
佛 蘭 西	一、八五七	四、〇五三、六五五	伯 刺 西 爾	二八二	四七五、二九八
伊 太 利	一、三三〇	二、九七二、九七九	其 他	三、一〇〇	四、九六一、三一〇
	一、〇七二	三、〇五六、七五三	總 計	二九、一九七	六四、〇〇四、八八五

本邦船舶隻數並總噸數(總噸數二十噸以上、外地を含む)

年次	隻數	總噸數	年次	隻數	總噸數
明治二十六年末	六五七	二九五、七三二	大正六年末	一四、三一四	二、七五五、〇四七
同 三十一年末	一、九九五	六一四、四二六	大正十一年末	一八、五七一	四、五一四、三四五
同 三十六年末	五、九五二	一、〇三四、八七八	昭和元年末	一九、〇八〇	四、九二八、八八九

同、四十一年末	七、六八二	一、五八一、二二五	同、六、年末	二〇、四五六	五、二五八、五三四
大正元年末	一〇、五三三	一、九九五、八五四	同、十一年九月末	二一、一〇一	五、二五九、三九三

二

海運の國家的重要性はこれを經濟及國防の兩面に大別し考察せられる。

運輸機關としての航空機は近來驚くべき發達を遂げたとは言へ、近い將來に於て鐵道及商船に重大なる影響を及ぼすであらうとは到底考へ得られないところである。斯くて、海運が海上に於ける最重要の交通及貿易の手段たることは何人も首肯せざるを得ないところであらう。人あつて或は主張するかも知れない。成程、國際海上輸送機關としての海運の重要性はこれを認むるに吝かではない。併し乍ら、その目的のためには必ずしも多額の國費を投じて迄多數の自國船舶を保有する必要はない。必要とあらば他國船を利用すれば以つて足りるであらうと。これらの所説に對しては固より一々反駁の限りではないが、凡そ一國の交通及貿易を他國船舶に依存せしむるが如きは、一朝有事の際海運杜絶に瀕したときは勿論、平時に在つても他國との經濟競争上各般の障礙を惹起し得べきは容易に豫想せらるゝところであつて、その結果、或は自國産業の健全なる發達を阻碍し、更に國民經濟を破綻に導くが如き虞なきを保し難いのである。蓋し、近時諸外國が競つて巨額の國費を投じて自國商船隊の整備に努むるのみならず、動もすれば極力外國船舶を排除せんと畫策しつゝある所以は、上述の

如く一國の交通貿易を他國船舶に依據せしむることの國家的不安を痛感せるがために外ならぬのである。

次に海運が貨客輸送に對する運賃収益に依り國際貸借上多大の貢獻を爲しつゝあることは、國家經濟政策上看過すべからざる事實である。由來我國は輸入超過國であつて、この傾向は近年に及んで相當改善の跡を認め得るとは言へ、更に一步を進めてこれを輸出超過國たらしめんとするが如きは、我國の産業及資源の現状より見て容易に望み難いところであらう。従つてこの國際貸借上の赤字はどうしても上記の海運關係收入その他の所謂貿易外收入によつて補填せらるゝことを要するのである。今、昭和九年度我國海運關係收入を見るにその額實に二億五千萬圓を超え、これが關係支拂を控除するもその純收入一億四千五百萬圓を算するのであつて、この收入の大部分は言ふ迄もなく我が船舶が外國船と角逐して現實に獲得し來つたものである。試みに、右の昭和九年度海運關係收入を同年の我國重要輸出品と比較するに、その金額綿織物、生絲に亞ぎ、人絹、絹織物を遙かに凌駕する状態である。以てその國際貸借上に於ける重要な地位を知るべきである。

更に、海運と國防との關係に就ては、特に近代の歴史が明白に物語るところであつて、こゝに絮説する迄もないのであるが、これを要するに、一旦緩急の場合海運は海上兵力の一部として、將又軍隊軍需品の輸送手段として、極めて重要な役割を有するものなるが故に、その優劣が依つて以つて戰爭の大局に多大の影響を及ぼすが如き事例を尠なしとしないのである。これは日清、日露の兩役に於て我國が痛切に體驗し來つたところであるが、殊に歐洲大戰の經驗は世界各國民の記憶に新たなるところである。

貿易外收支ニ於ケル海運關係收支

(單位千圓)

年次	貿易外受取勘定			貿易外支拂勘定			差引受拂超過額	
	受取總額 (A)	内海運關係收入 (B)	(B)ノ(A)ニ對スル割合(百分比)	支拂總額 (C)	内海運關係支拂 (D)	(D)ノ(C)ニ對スル割合(百分比)	貿易外純收入(純支出)	海運關係純收入
昭和元年	七三三、四九	一九三、二六〇	二四・九	五九六、六〇四	六七、一〇一	一一・三	一七六、四四五	一三五、〇五九
同 二年	七一九、三三五	一九九、四七〇	二七・七	六五七、八八〇	六七、〇〇五	一〇・三	六二、四五五	一三三、四六五
同 三年	八九三、四八八	二二六、九九三	二四・三	七七七、八八五	七八、七〇三	一一・一	一八六、三三三	一三八、三九〇
同 四年	九七六、三七一	二三八、五三四	二四・四	八八一、五四三	七九、三五九	九・〇	九四、八二九	一五九、一七五
同 五年	九五五、五九一	一九四、四二〇	二〇・三	九七〇、四九三	六九、〇八五	七・一	一四、九〇一	一三五、三三五
同 六年	八八六、三三八	一六六、九二一	一八・八	一、〇三五、三八二	六六、二七〇	六・四	(1) 一四九、〇四四	一〇〇、六六一
同 七年	七七一、六五三	一八一、八四三	二三・六	七六九、六五三	八二、一四二	一〇・七	二、〇〇〇	九九、七〇一
同 八年	九八六、七九五	三三一、八一〇	二三・五	八九七、九七〇	一〇五、七四八	一一・八	八八、八二五	二六、〇六三
同 九年	一、一〇〇、三六六	三五二、五三〇	三三・九	一、〇九一、四八九	一〇六、九〇六	九・八	八、七四七	一四四、六二四

三

以上の如く、海運は一國の經濟土並に國防上極めて重要な役割を有するものであるから、近年諸外國に於ては競つて自國海運助長乃至保護政策の強化に努むるのみならず、他方輸入割當制、輸入許可制等貿易に關す

る管理統制策を利用して他國船の進出を阻止する等今や海運保護主義の波は濤々としてその停止するところを知らざる概があるのである、試みに、最近に於けるその主要なるものを摘記すれば左の通りである。

一 英吉利

(一) 不定期船航海補助施設

一九三五年以降實施、補助金年額二百萬磅

(二) 船質改善のための低利資金融通施設

一九三五年以降、總額千萬磅の資金を以て古船の解体を條件として優秀貨物船を新造又は改造せんとする者に對し利率年三分以内の金額を融通する。

二 北米合衆國

一九三六年新海運補助法

(一) 新船建造に對し建造費の二分の一乃至三分の一を補助する。

(二) 建造費より前項の補助金及建造費の二割五分に相當する金額を控除したる殘額に對し利率年三分五厘の金額を融通する。

(三) 外國に於ける建造費又は外國船舶の運航費との間に差等ある場合には、これに依る不利を救済するため政府に於て一般に貸船の目的を以て船舶を建造することを得る。

三 佛蘭西

(一) 一九三四年「タツソー」法に依る航海獎勵施設

年額一億四千萬法を以て船舶の船型、速力に應じ航海補助金を支給する。

(二) 一九三三年船舶抵當貸付法に依る融資年額一億二千五百萬法の資金を以て船舶の建造、改造、購入に對する融通を爲し、政府に於て利子補給を爲す。

四 伊太利

(一) 航海獎勵施設

一九三二年以降年額七千萬乃至五千萬利の金額を以て船舶の噸數、航海哩數、船齡等に應じ獎勵金を支給する。

(二) 造船獎勵施設

船舶の建造、改造及修繕に對しその速力、機關の馬力等に應じ獎勵金を支給するもので、一九二六年より一九三七年度に至る十二年間に於ける獎勵金豫算總額六億八千四百萬利を計上した。

(三) 船舶抵當貸付法に依る融資

一九二八年以降年額四億利乃至二億利の船舶建造又は購入資金を融通し、政府に於て新造船に付年二分五厘、購入船に付年一分の利子補給を爲す。

以上の如く、各國が夫々巨額の國費を投じて自國海運政策の確立を圖りその商船隊の強化に汲々たる結果、勢ひその間に政策の對立化を馴致しつゝある如き觀あるも續つて考ふるに、世界經濟界の歸趨は尙混沌として豫測を許さず、各國經濟界はその不安日に日に深刻化し夫々國家經濟主義の旗幟の下に自國經濟の維持結束に努め他國の移民及商品に對しては常に嚴重なる制限を加へて極力これが進出を阻止しつゝある現狀に鑑みるときは、海運に於ける前述の如き政策の推移も亦避け難きところと認められねばならぬのである。唯、海運の場合、假令前記の如き自國海運強化策を採用し、自國貨自國船主義を主張するものありとするも、その本來の國際性に基く傳統的自由主義は今尙各國に依つて根本的に堅持せらるゝところであつて、現に沿岸貿易を除くの外は原則として外國船舶の自國港出入に關して別段の制限を設くる國あるを聞かない。従つて、現狀に於ては海運に關する限り今尙對外進出の餘地を充分に存してゐると見ることが出来るのである。而して、右の事實は海運が他の産業に比してより直接的に國際自由競争に暴露せられてゐること、従つてその實力がより直接的に表現せらるゝ機會を有することを示すものに外ならないのである。

四

我國に於ては、政府は夙に海運に對して多大の關心を有し、船舶の建造、航路の運營、船舶素質改善等に就き時勢に順應して各般の保護助長策を講じ來つたのである。殊に近年未曾有の苦境に沈淪せる我國海運救済のため、昭和七年以降船舶改善助成施設を實施して、老齡不經濟船の解體を條件とする新鋭優秀船の建造に助成

金を支給することとしたのであるが、爾來我國海運は諸外國海運が未だ不況の底を脱し得ざるに先だち、早くも恢復の緒に就き、現在では業界不振のパロメーターである繋船は殆どその跡を絶つたのみならず、造船界又活況を呈して海運日本の積極的機運に漸く旺んるものがあるのである。

併し乍ら、以上の如き我國海運好調の原因を仔細に探究するならば、この場合必ずしも我國海運自體の内容充實に因るもののみは斷じ得られないのであつて、それは寧ろ昭和七年以來の圓爲替安に因る我が輸出貿易の激増、軍需工業の殷盛に伴ふ海上大量貨物の荷動増加、外貨建運賃に依る爲替差益金の取得等他動的乃至偶發的原因に基くところ大なるものあるを認めざるを得ないのである。我國海運の内容が船舶改善助成施設等に依りたる程度の改善を見たことは言ふ迄もないが、假にこれを主要海運國のそれと比較するならば、左表の通り尙未だしの感が甚だ深いのであつて、前述の各國の海運助成の現状にも併せ鑑み帝國の海運發展上今日の場合決して晏如たることを許されない状態に在るのである。

主要海運國に於ける船舶船齡(一九三六—三七年ロイド船名錄に據る
昭和十一年六月末現在總噸數百噸以上の汽船及機船單位千噸)

國別	十年未滿		二十年未滿		二十年以上		合計
	噸數	割合	噸數	割合	噸數	割合	
英 本 國	六、〇一一	三四・九%	八、〇二九	四六・八%	三、一三三	一八・三%	一七、一八三

英 屬 領	北 米 合 衆 國	米 國 大 湖 船	日 本	獨 逸	佛 蘭 西	伊 太 利	和 國	諾 威
八三九	八九四	一四一	一、一一八	一、二〇五	七九五	六一二	一、〇〇六	一、八七七
二八・一	九・五	五・七	二六・五	三二・五	二六・七	二〇・〇	四〇・一	四六・三
九九四	七、〇〇二	四二五	二、〇一一	一、八二五	一、四六九	一、四〇四	一、〇七一	一、四二七
三三・二	七四・二	一七・二	四七・七	四九・二	四九・四	四六・〇	四二・七	三五・二
一、一五七	一、五三八	一、九〇四	一、〇八七	六七八	七〇九	一、〇四〇	四三〇	七五〇
三八・七	一六・三	七七・一	二五・八	一八・三	二三・九	三四・〇	一七・二	一八・五
二、九九〇	九、四三四	二、四七〇	四、二一六	三、七〇八	二、九七三	三、〇五六	二、五〇七	四、〇五四

主要海運國に於ける速力十三節以上の汽船(一九三六—三七年ロイド船名錄に據る)
昭和十一年六月末現在

國籍	總噸數百噸以上ノ船舶		速力十三節以上ノ船舶		(2)ノ(1)ニ對スル割合
	隻數	(1)總噸數	隻數	(2)總噸數	
英 國	九、〇七九	二〇、一七二、九八三	七九六	六、三一四、七〇四	三・一・三〇%
米 國	三、〇二一	一一、九〇五、二八一	二七九	一、八一九、二八六	一・五・二八
日 本	二、三六七	四、二一五、六九〇	一三五	八九二、二八七	二・一・一七